

西三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業
環境影響評価準備書

要 約 書

令和6年3月

西 尾 市

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称	1
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	2
2.1 都市計画対象事業の目的	2
2.2 都市計画対象事業の内容	8
第3章 環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲	29
第4章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	31
4.1 方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況	31
4.2 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解	32
第5章 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	56
第6章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及びその選定理由等	58
6.1 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由	58
6.2 環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由	65
第7章 環境影響の調査、予測及び評価の概要	72
7.1 大気質	73
7.2 騒音及び超低周波音	81
7.3 振動	85
7.4 悪臭	88
7.5 水質	89
7.6 地盤・土壌（土壌環境）	90
7.7 地下水の状況及び地下水の水質	91
7.8 日照阻害	92
7.9 動物	96
7.10 植物	98
7.11 生態系	100
7.12 景観	103
7.13 人と自然との触れ合いの活動の場	106
7.14 廃棄物等	108
7.15 温室効果ガス等	109
第8章 総合評価	110
第9章 事後調査計画	111

卷末資料

資料 1	調査期間	112
資料 2	調査地点	114

第1章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称

西尾市

事業者の名称

西尾市

2.1 都市計画対象事業の目的

2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、平成9年5月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、県内を13のブロックに分け、焼却能力300t/日以上全連続炉への集約化を目指すことを示した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、平成21年3月に「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。

この「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえ、平成11年2月に岡崎市、西尾市、幸田町、額田町、一色町、吉良町及び幡豆町の2市5町（その後の合併により岡崎市、西尾市及び幸田町の2市1町（以下「2市1町」という。））で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議を設置した。岡崎西尾地域広域化ブロック会議は、平成17年3月に「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定し、岡崎西尾ブロック内にある4施設（旧岡崎市中心クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととした。なお、令和3年11月には、廃棄物処理経費の縮減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、より安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021年度～2030年度）」を策定しており、本計画においても西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約することとされている。

その後、「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、平成23年7月に旧岡崎市中心クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、岡崎市中心クリーンセンターが供用を開始した。なお、平成25年2月には、最新のごみ発生量見込みの推計値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成37（令和7）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行った。

本事業は、岡崎西尾ブロック内において既に稼働している岡崎市中心クリーンセンターとともに新たにごみ焼却処理を担う施設として、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.1.2 ごみ処理施設の現状

2市1町では、西尾市クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター及び岡崎市中央クリーンセンターにおいて、一般廃棄物の処理を行っている。このうち、西尾市クリーンセンターは供用開始より23年以上、岡崎市八帖クリーンセンターは供用開始より27年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。これらの既存施設の概要は、表2.1.1に、位置は図2.1.1に示すとおりである。

表2.1.1 既存施設の概要

施設名		西尾市クリーンセンター	岡崎市八帖クリーンセンター	岡崎市中央クリーンセンター
設置主体		西尾市	岡崎市	岡崎市
所在地		西尾市吉良町岡山大岩山65番地	岡崎市八帖南町字立島2番地1	岡崎市板田町字西流石2番地1
処理対象区域		西尾市	岡崎市、幸田町	岡崎市、幸田町
焼却処理施設	処理能力	195 t/日 (65 t/日×3炉)	100 t/日	380 t/日 (190 t/日×2炉)
	処理方式	全連続燃焼式流動床炉	全連続燃焼式ストーカ炉	シャフト炉式ガス化熔融
	供用開始	平成12年4月	平成8年2月	平成23年7月

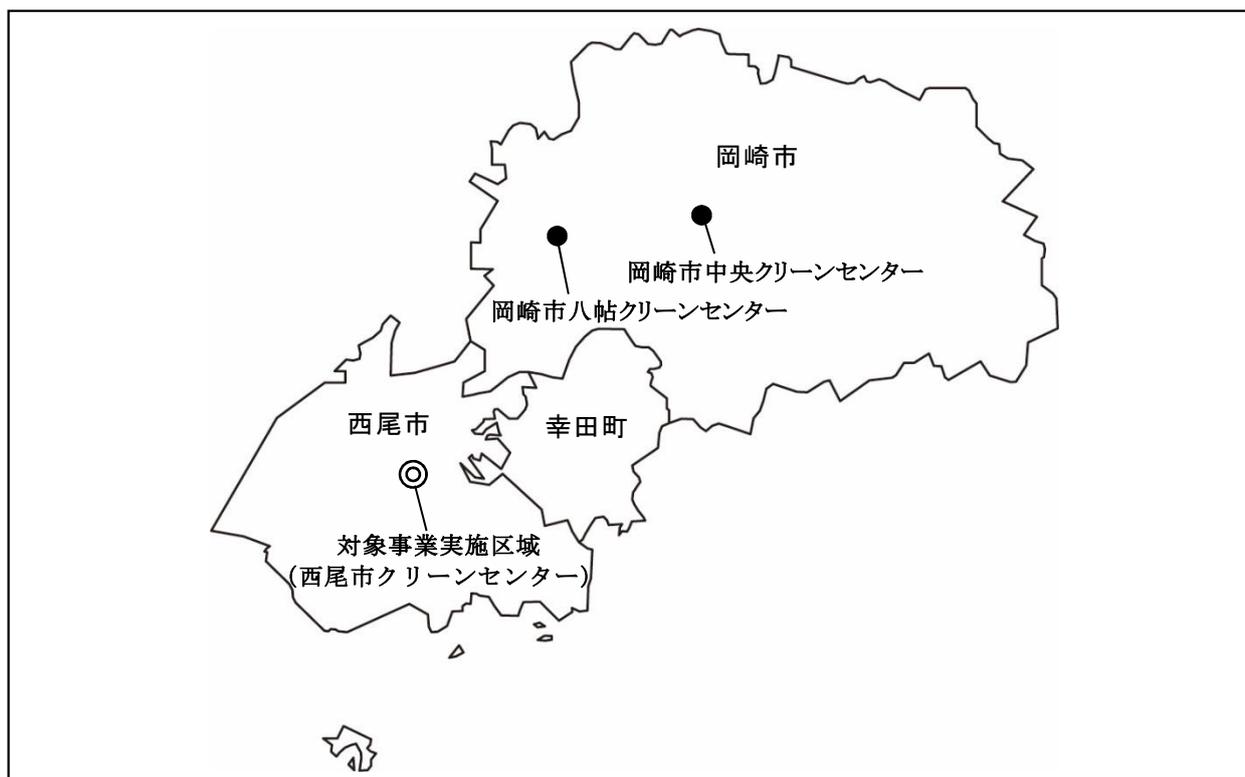


図2.1.1 既存施設の位置

2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要

「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」（平成 17 年 3 月）では、平成 17 年度から平成 36（令和 6）年度までの 20 年間の計画期間とし、「広域化の基本方針」、「広域化までのプロセス」、「廃棄物処理施設の整備計画」などの基本的な方針を示している。このうち、「広域化の基本方針」を以下に示す。

広域化の基本方針については、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成 10 年 10 月）に定められるごみ焼却処理等の広域化を推進するための基本方針をブロック内において達成できていない状況にあったことから、本計画の基本方針は、県の定めた基本方針に準ずることとした。

また、平成 25 年 2 月には、最新のごみ発生量見込みの推計値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成 37（令和 7）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行っている。

なお、愛知県の広域化の基本方針については、その後「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画」（令和 3 年 11 月）が策定されており、その中では気候変動対策の推進や災害への対応、地域への新たな価値の創出等が示されている。

(1) 広域化の基本方針（県の定めた旧計画と同様の内容）

① ごみの排出抑制とリサイクルの推進

県民、事業者、行政が連携・協力して、生産、流通、消費、廃棄等の各段階において、ごみの排出抑制、再利用、資源化等を進め、資源の有効活用及びごみ焼却量の削減を図る。

② ごみ焼却施設の集約化

ダイオキシン類の削減を行うための恒久的対策の一手法として、処理能力 100t/日未満のごみ焼却施設にあっては、100t/日以上全連続炉への集約化を目指す。さらに、ダイオキシン類削減の恒久対策が実施された施設においては、集約化する施設の更新時期を踏まえて、環境負荷の低減、エネルギーの有効活用、公共事業のコスト縮減などを視野に入れて、処理能力を 300t/日以上のごみ焼却施設への集約を目指す。

③ 環境保全型施設の建設

今後、建設されるごみ焼却施設については、ダイオキシン類、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等の有害物質の発生を極力抑制し、焼却残渣の高度処理対策を行うなど、環境保全対策に万全を期すとともに、ごみ発電等により余熱利用を効率的に行い、エネルギーの有効活用や地球温暖化の防止に寄与するなど、地球環境を含めた環境に与える負荷を極力抑制することのできる環境保全型施設とする。

④ 自区内処理の確保

ごみ焼却施設の集約化を中心に検討するとともに、ブロックの地域特性を考慮しつつ、適正処理やごみの再利用の推進を図るためにリサイクル施設、ストックヤード、灰溶融固化施設、最終処分場など、ごみ焼却施設以外の廃棄物処理施設の集約化も併せて検討し、ブロックにおける自区内処理を確保する。

なお、灰溶融固化施設、最終処分場等については、施設の適正規模、地域特性等を考慮して複数のブロックで更なる広域処理を行うことも検討する。

2.1.4 建設予定地の選定経緯

国や県のごみ処理広域化の方針を受けて、これまで2市1町では、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において広域のごみ焼却施設の候補地の検討を行ってきた。

建設予定地の選定経緯は、表 2.1.2 に示すとおりである。

表2.1.2 建設予定地の選定経緯

年月	概要
平成 11 年 2 月	岡崎市、西尾市、幸田町、額田町、一色町、吉良町及び幡豆町の2市5町（その後の合併により2市1町）で構成する岡崎西尾地域広域化ブロック会議を設置した。
平成 17 年 3 月	「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」を策定。岡崎西尾ブロック内にある4施設（旧岡崎市中心クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととした。
平成 23 年 7 月	「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」に基づき、旧岡崎市中心クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、岡崎市中心クリーンセンターの供用を開始した。
平成 25 年 2 月	最新の状況におけるごみ発生量見込みを推計。その数値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成 37（令和 7）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行った。
平成 26 年 11 月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議を開催。平成 42（令和 12）年度に岡崎市八帖クリーンセンター1号炉及び西尾市クリーンセンターを統合した広域新施設の供用開始を目指す。また、広域新施設の立地エリアは、地域住民の利便性、収集運搬の効率性などの立地選定の諸条件及び岡崎市中心クリーンセンターとの位置的バランスを考慮して検討することとした。
平成 28 年 6 月～	西尾市クリーンセンター敷地内に広域新施設が建設可能かどうか調査業務を実施し、調査結果は、300t/日規模の施設の建設は可能であり、建設候補地のひとつとなり得るとの結果であった。
平成 30 年 8 月～	岡崎西尾地域における広域新施設の立地場所となる候補地を選定するため、適地選定業務を実施し、法制約条件や収集運搬効率、敷地面積、周辺条件などから候補地の点数化を行い、各市町で最も点数の高かった1箇所ずつを候補地として選定した。
令和元年 5 月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議幹事会において、候補地のうち点数の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地を最有力候補地とし、関係者への調整及び合意形成を図っていくことを決定した。
令和 2 年 2 月	岡崎西尾地域広域化ブロック会議にて建設予定地は現西尾市クリーンセンター敷地とすることを確認した。
令和 2 年 6 月～	西尾市長を会長とする岡崎西尾地域広域ごみ処理西尾地区施設建設会議を新たに設置し、西尾市が主体となって、岡崎市及び幸田町と連携を図り、事業を進めるにあたって必要な事項の検討・調整を進めている。

建設予定地の選定については、平成30年度の「岡崎西尾地域広域ごみ処理施設適地選定業務」において、一次選定（法規制等による不適地の除外）、二次選定（候補地可能エリアの抽出）を経て、岡崎市1箇所、西尾市6箇所、幸田町2箇所の計9箇所を候補地として抽出し、現地踏査による現地状況の把握及び三次選定（評価項目による定量的な評価）を行った。

評価項目及び評価基準は表2.1.3(1)、(2)に示すとおりであり、位置的バランス、環境保全、防災、立地特性、経済性の観点から設定した。評価結果は表2.1.4に示すとおりである。各市町でそれぞれ最も得点の高かった候補地は、岡崎市はO1、西尾市はN3、幸田町はK2となり、2市1町の公平負担の観点から、候補地として適している場所を各市町1箇所ずつ選定することが望ましいと判断し、この3地点を候補地とした。

その後、岡崎西尾地域広域化ブロック会議において、次期広域ごみ処理施設の建設予定地は、候補地のうち得点の最も高かった現西尾市クリーンセンター敷地（N3）とすることが決定され、西尾市ホームページなどで公表されている。

表2.1.3(1) 評価項目及び評価基準（1/2）

視点	番号	評価項目	評価基準	評価
位置的 バ ラ ン ス	1	収集運搬効率との 関係	各候補地の収集運搬効率の最小及び最大値から収集運搬効率を5段階に設定し、評価基準とする。	10
				8
				6
				4
				2
環 境 保 全	2	道路混雑度との 関係	1.0未満（昼間12時間を通じて道路が混雑することがなく、円滑に走行できる。停滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。）	5
			1.0以上1.75未満（昼間12時間のうち道路が混雑する可能性のある時間帯が1～2時間（ピーク時間）以上ある状態。または、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。）	3
			1.75以上（慢性的混雑状態を呈する。）	1
	3	搬入路と集落の 関係	搬入路（施設入口から幹線道路）に接する住宅がない。	5
			搬入路（施設入口から幹線道路）に接する住宅が少ない。（住宅1軒まで）	3
			搬入路（施設入口から幹線道路）に接する住宅が多い。（住宅2軒以上）	1
	4	学校・福祉施設・ 病院までの距離	100m以上離れている。	5
			100m未満である。	1
	5	文化財等との 関係	文化財（埋蔵文化財）等は存在しない。	5
			文化財（埋蔵文化財）等の存在の可能性は少ない。	3
			文化財（埋蔵文化財）等の存在の可能性が高い。	1
	6	通学路との 関係	搬入路において、通学路に対する配慮は必要でない。	5
			搬入路において、通学路に対する配慮が必要である。	1
	7	余熱利用の 利便性	余熱利用先（可能性を含む）が同一敷地内または隣接地にある。	5
			余熱利用先（可能性を含む）が1km圏以内にある。	3
余熱利用先（可能性を含む）が1km圏以外にない。			1	
防 災	8	液状化との 関係	被害想定が無い。	5
			被害想定が低い。	3
			被害想定が高い。	1
	9	活断層との 関係	活断層から6km以上離れている。	5
			候補地内に活断層は存在しない。最も近い活断層まで6km未満である。	3
			候補地内に活断層が存在する。	1
	10	津波・高潮に 対する 安全性	津波・高潮のどちらも被害想定が無い。	5
			津波・高潮のどちらか、または両方で0.01m～0.30m未満の被害が想定される。	3
			津波・高潮のどちらか、または両方で0.30m以上の被害が想定される。	1
11	河川氾濫による 浸水に 対する 安全性	被害想定が無い。	5	
		0.5m未満の被害が想定される。	3	
		0.5m以上の被害が想定される。	1	
12	ため池の決壊による 浸水に 対する 安全性	被害想定が無い。	5	
		0.5m未満の被害が想定される。	3	
		0.5m以上の被害が想定される。	1	

表2.1.3(2) 評価項目及び評価基準 (2/2)

視点	番号	評価項目	評価基準	評価
立地特性	13	用地取得の容易性	各候補地の地権者数の最小及び最大値から地権者数を5段階に設定し、評価基準とする。	5
				4
				3
				2
				1
	14	搬入路確保の容易性	新たな整備が不要である(幅員6m以上)。 一部整備が必要である(拡幅工事が必要)。 大規模な整備が必要である(拡幅及び造成が必要)。	5
				3
				1
	15	障害物等の有無(既存建物、高圧線等)	障害物等はない。 障害物等があるが、施設の配置の配慮や撤去・移設により回避することが可能である。 障害物等があり、撤去・移設は困難で、施設の配置に制限が生じる。	5
				3
				1
	16	インフラ(上水道、電力)の整備状況	上水道、電力供給に支障はない。 上水道もしくは電力供給に支障がある(新たに整備が必要である)。 上水道及び電力ともに供給に支障がある。	5
3				
1				
経済性	17	用地購入費	各候補地の1㎡当たり単価の最小及び最大値から単価を5段階に設定し、評価基準とする。	5
				4
				3
				2
				1
	18	概算造成工事費等(造成費、搬入路整備費、障害物撤去・移設費)	各候補地の1㎡当たり単価の最小及び最大値から単価を5段階に設定し、評価基準とする。	5
				4
				3
				2
				1

表2.1.4 評価結果

視点	番号	評価項目	O1	N1	N2	N3	N4	N5	N6	K1	K2
位置的 バランス	1	収集運搬効率との関係	8	10	10	10	8	4	4	2	2
環境保 全	2	道路混雑度との関係	5	1	5	3	5	3	3	5	5
	3	搬入路と集落の関係	5	1	5	5	3	1	1	5	5
	4	学校・福祉施設・病院までの距離	5	5	5	5	5	5	5	1	5
	5	文化財等との関係	5	5	5	5	5	5	5	1	1
	6	通学路との関係	1	5	5	5	5	5	5	1	5
	7	余熱利用の利便性	1	1	3	5	3	3	3	3	3
	防災	8	液状化との関係	1	5	1	5	1	1	1	3
9		活断層との関係	3	3	3	3	3	3	3	3	3
10		津波・高潮に対する安全性	5	5	5	5	5	5	5	5	5
11		河川氾濫による浸水に対する安全性	1	3	1	1	5	5	5	1	1
12		ため池の決壊による浸水に対する安全性	5	5	5	5	1	5	5	5	1
立地特 性	13	用地取得の容易性	1	3	3	5	4	2	1	2	2
	14	搬入路確保の容易性	5	5	5	5	1	1	5	5	1
	15	障害物等の有無(既存建物、高圧線等)	3	5	5	3	5	5	5	3	5
	16	インフラ(上水道、電力)の整備状況	5	5	5	5	5	5	5	5	5
経済性	17	用地購入費	1	1	1	5	1	2	2	1	1
	18	概算造成工事費等(造成費、搬入路整備費、障害物撤去・移設費)	2	2	2	5	1	1	2	2	1
得点			62	70	74	85	66	61	65	53	54

なお、候補地の選定は地元の理解が非常に重要なものであり、選定段階において複数の候補地を公表することは、それぞれの地元にも多大な影響を及ぼすことが懸念されたため、候補地の選定後に計画段階環境配慮書の手続きを実施した。

2.2 都市計画対象事業の内容

2.2.1 都市計画対象事業の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業

2.2.2 都市計画対象事業の規模

ごみ焼却施設 処理能力：266 t /日

※施設規模の見直しにより、方法書時点から処理能力を小さくした。

2.2.3 都市計画対象事業実施区域の位置

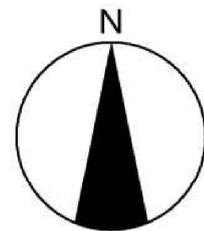
位置：西尾市吉良町岡山大岩山地内ほか（図 2.2.1 参照）

面積：約 4.5ha



凡 例

 都市計画対象事業実施区域

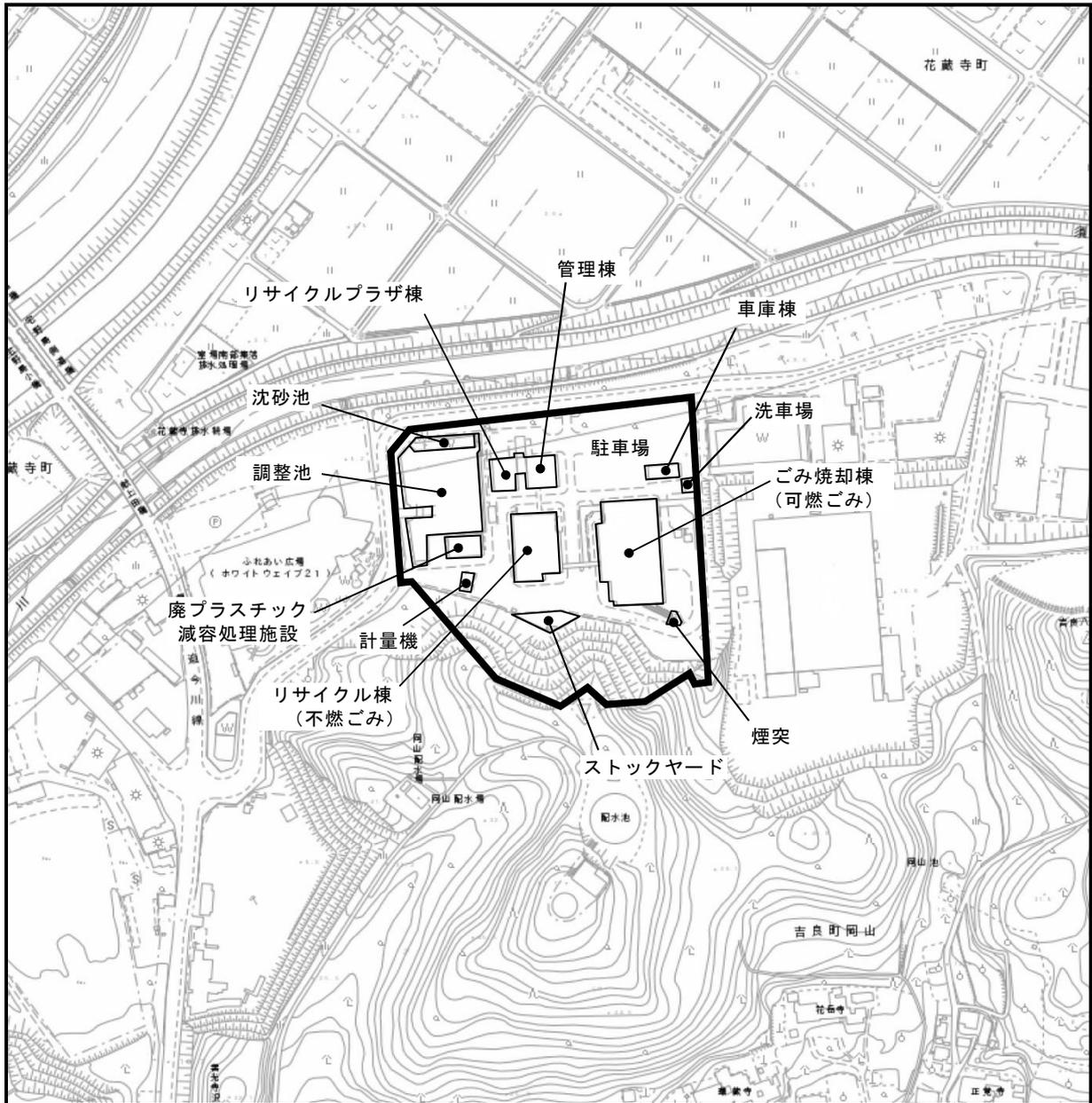


1:15,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。

図2.2.1 都市計画対象事業実施区域の位置



凡 例

 都市計画対象事業実施区域



1 : 5,000



この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:5,000 地形図 (令和3年11月閲覧)」を使用したものである。

図 2.2.2 現施設の設備配置

2.2.4 都市計画対象事業の諸元

2.2.4.1 ごみ処理施設の諸元

本事業において都市計画対象事業実施区域（以下「対象事業実施区域」という。）に設置するごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の諸元は表 2.2.1 に、計画ごみ質は表 2.2.2(1)、(2)に示すとおりである。

表2.2.1 計画施設の諸元

処理施設	項目	計画諸元
ごみ焼却施設	処理能力	266 t / 日（133t/日×2 炉）
	処理方式	未定（以下の処理方式から決定） ・ストーカ式焼却方式 ・シャフト炉式ガス化熔融方式 ・流動床式ガス化熔融方式
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突高さ	59m
	運転計画	24 時間連続運転
稼働目標年度		令和 12 年度

表2.2.2(1) 計画ごみ質

項目		単位	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
低位発熱量		(kJ/kg)	6,100	9,200	12,400
		(kcal/kg)	1,500	2,200	3,000
三成分	水分	(%)	54.3	45.5	36.7
	灰分	(%)	9.6	9.5	9.4
	可燃分	(%)	36.1	45.0	53.9
単位体積重量		(t/m ³)	0.159	0.124	0.089

表2.2.2(2) 計画ごみ質（基準ごみの元素組成）

項目	炭素 C	水素 H	窒素 N	硫黄 S	塩素 Cl	酸素 O	可燃分
元素組成	57.08%	7.95%	1.61%	0.06%	0.91%	32.39%	100.0%

2.2.4.2 処理能力の算定

(1) ごみ焼却施設

計画施設の処理能力は 266 t/日 (24h) を計画している。

処理能力については、ごみ減量化の最新の状況を踏まえて見直しを行い、以下のとおり算出している。

① 計画処理量

稼働開始を予定している令和 12 年度の焼却処理量の想定は、表 2.2.3 に示すとおりである。計画施設は西尾市内の可燃ごみ等の処理を行うとともに、岡崎市及び幸田町のごみの一部を委託処理として受け入れる。このため、将来の焼却処理量の設定は、西尾市の将来の可燃ごみ等の処理量の見込みに加え、岡崎市及び幸田町からの想定処理量を加えて行った。

表2.2.3 焼却処理量の想定（令和12年度）

		焼却処理量の想定 (t/年)
自前処理分	西尾市	54,131
委託処理分	岡崎市	12,000
	幸田町	3,981
計		70,112

なお、2市1町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において示されている人口の合計は、施設供用開始年度の令和 12 年度以降も緩やかな増加傾向が続くと予想されるものの、各市町は減量化及び資源化を促進し、ごみ排出量の削減に努めることとしており、計画目標年度は、計画年間処理量が最大となる令和 12 年度とした。また、令和 12 年度の想定処理量は、西尾市は西尾市一般廃棄物処理基本計画の策定以降に製品プラスチック及び木くずの資源化に関する減量化施策の見直し、幸田町は幸田町一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴い、方法書時点の想定処理量からそれぞれ変更している。

② 施設規模

施設規模は、1日あたりに処理する能力を示し、これまでは「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（(公社)全国都市清掃会議）に基づき算定していたが、環境省より令和 5 年 9 月 7 日付けで「一般廃棄物処理施設の整備時期の調整の実施及びその結果等の報告（要望額調査の実施）について」（環循適発第 2309071 号）が示され、算定方法が変更されたことから、これに基づき、次式で算定した。

$$\text{施設規模} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率}$$

- ・ 焼却処理量：焼却処理量 70,112t/年 + 災害廃棄物処理分 7,011t/年 = 77,123t/年
注) 災害廃棄物処理分は焼却処理量の 10%の量を想定
- ・ 計画年間日平均処理量：77,123t/年 ÷ 365 日 = 211.3t/日
- ・ 実稼働率：年間実稼働日数 290 日を 365 日で除して算出(290 日 ÷ 365 日 = 0.795)
- ・ 年間実稼働日数：365 日 - 75 日(年間停止日数) = 290 日
- ・ 年間停止日数：従来の年間停止日数は 85 日であったが 75 日を上限に変更された

これにより、ごみ焼却施設の施設規模は、

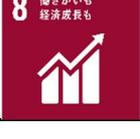
$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= 211.3 \text{ t/日} \div 0.795 \\ &= 265.8 \text{ t/日} \approx 266 \text{ t/日 (切上げ)} \end{aligned}$$

2.2.4.3 処理方式の選定

(1) 施設整備の基本方針

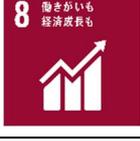
ごみ処理施設の整備に関する基本方針は「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月西尾市）に従い、表2.2.4のとおりとする。

表2.2.4 施設整備基本方針

基本方針	内容	関連するSDGs
1	<ul style="list-style-type: none"> ○安心、安全で安定した処理を行う施設 ・長期間停止することなく、安全かつ安定してごみ処理を継続することができる施設 ・作業環境に配慮し、トラブルや事故の発生が極力無い施設 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ○防災機能を備え、災害時にも処理が可能な施設 ・災害に対して、建築構造物及びプラント設備の機能確保が図られ、地域の避難所としても高い信頼性を確保した強靱な施設 ・外部からの電力、燃料、薬品等の供給が途絶えた場合でも、自立運転を行うことが可能な施設 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の豊かな自然及び環境に配慮した施設 ・排ガス、騒音、振動、悪臭等の基準を遵守し、さらにこれらの環境負荷を極力低減することで、豊かな自然環境との共存が図れる施設 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギーと資源の有効活用を推進し、脱炭素化を促進する施設 ・廃棄物処理に伴うエネルギーを最大限に回収し、効率よく活用することで地域の脱炭素化を促進する施設 ・廃棄物処理に伴い発生する副生成物の資源化により、有効活用を図る施設 ・持続可能な資源循環型社会の構築に向けて4Rを推進する施設 	 
5	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に開かれ、親しまれる施設 ・積極的な情報発信や情報公開のもと、住民に理解され、信頼される施設 ・わかりやすい環境学習の場として、地域に開かれた施設 ・住民が集い、交流のできるコミュニティ機能を備えた地域に親しまれる施設 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ○経済性に配慮した施設 ・施設整備及び運営に係る費用を可能な限り低減できる施設 ・施設の長寿命化に対応できる施設 	

出典：「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）

※関連するSDGsの内容

目 標	内 容
	<p>すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
	<p>働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>

出典：「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）

(2) 処理方式選定の経緯

処理方式の選定にあたっては、全国の地方自治体において稼働実績のあるごみ処理方式やごみ処理方式の動向等を把握したうえで、以下の6つの処理方式に整理し、比較検討を行うこととした。

- ① ストーカ式焼却方式
- ② 流動床式焼却方式
- ③ シャフト炉式ガス化溶融方式
- ④ 流動床式ガス化溶融方式
- ⑤ ストーカ式焼却+灰溶融方式
- ⑥ ストーカ式焼却方式+乾式メタン化

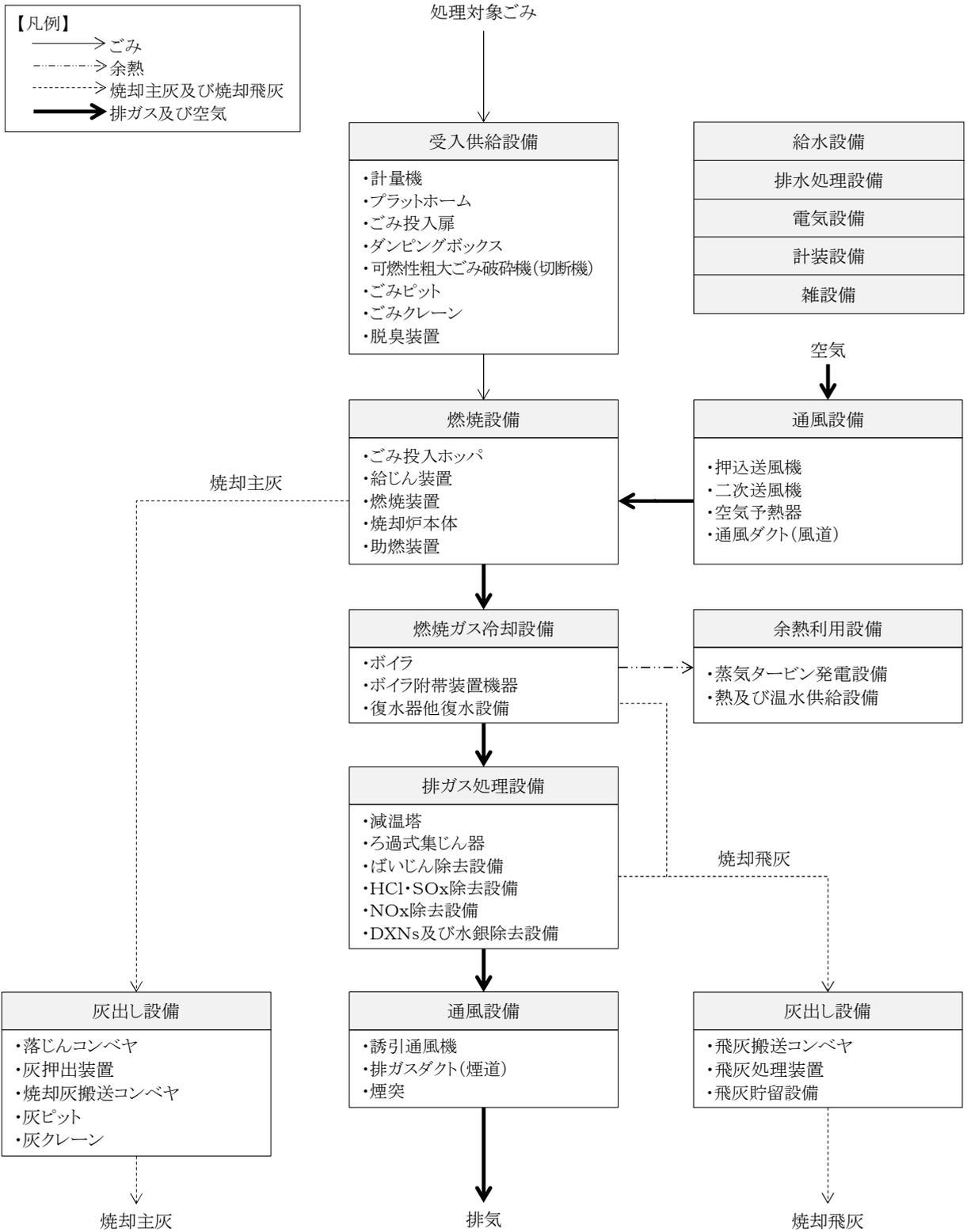
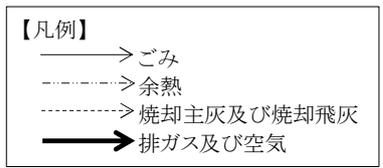
処理方式の比較検討は、本市の施設整備基本方針（表 2.2.4 参照）に掲げた「安心、安全で安定した処理を行う施設」「防災機能を備え、災害時にも処理が可能な施設」「周辺の豊かな自然及び環境に配慮した施設」「エネルギーと資源の有効活用を推進し、脱炭素化を促進する施設」「地域に開かれ、親しまれる施設」「経済性に配慮した施設」を具体化する評価項目を設定し、各処理方式の適正度を評価することにより行った。

なお、処理方式選定に必要な基礎資料を入手するために、プラントメーカーにヒアリング調査を行ったところ、「②流動床式焼却方式」、「⑤ストーカ式焼却+灰溶融方式」及び「⑥ストーカ式焼却方式+乾式メタン化」については、提案がなかったこと、また、近年新設された実績が少ないことから選定の対象から除外することとした。

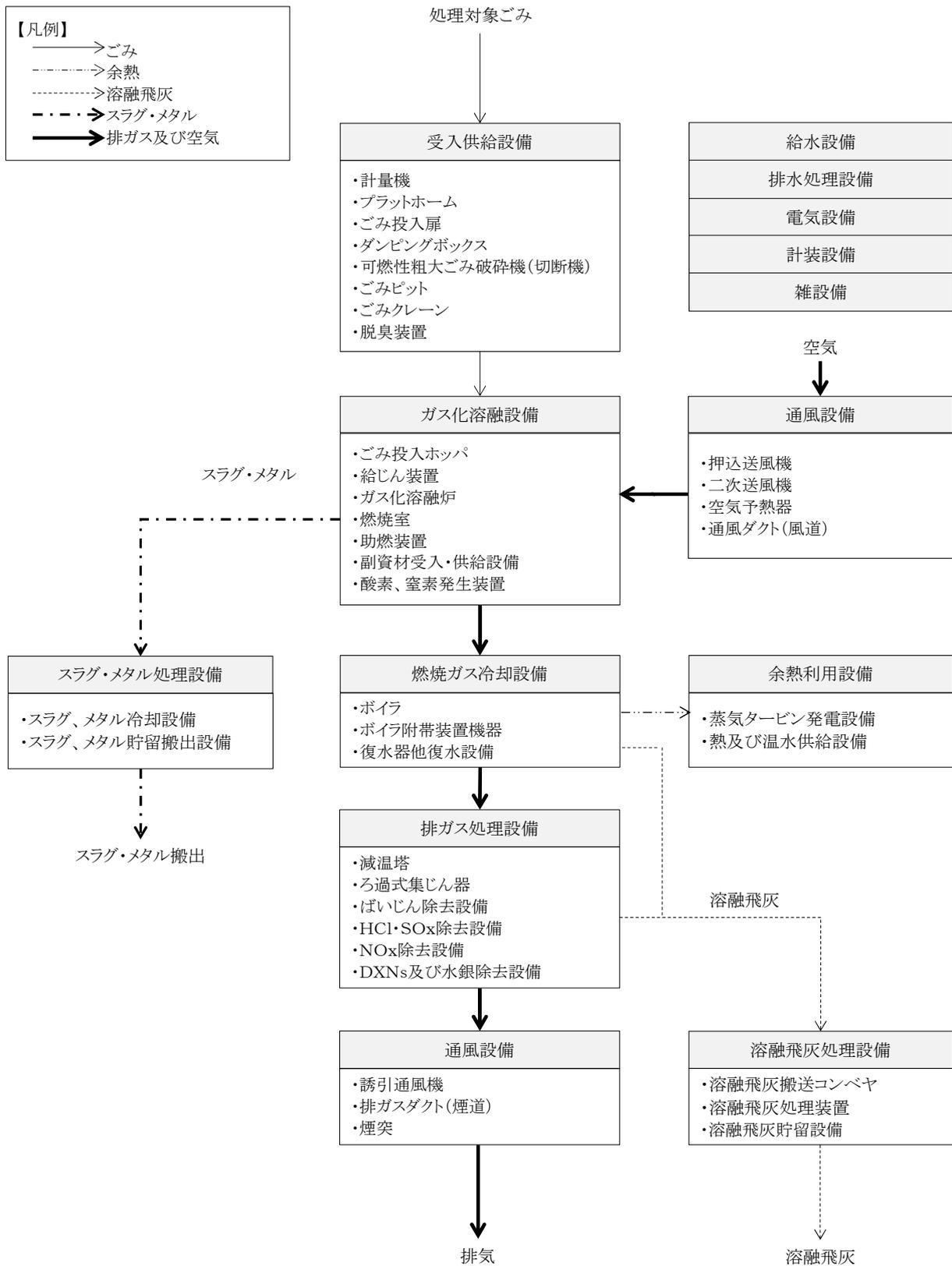
その結果、プラントメーカーから提案のあった「①ストーカ式焼却方式」、「③シャフト炉式ガス化溶融方式」及び「④流動床式ガス化溶融方式」については、設定したすべての評価項目において適正があり、いずれも本事業に適した処理方式であると判断した。

現段階では入札に参加可能な事業者をできる限り絞らず競争性を確保したいことから、処理方式は、「①ストーカ式焼却方式」、「③シャフト炉式ガス化溶融方式」及び「④流動床式ガス化溶融方式」の3方式とした。

各処理方式の基本処理フローは、図 2.2.3(1)～(3)に示すとおりである。

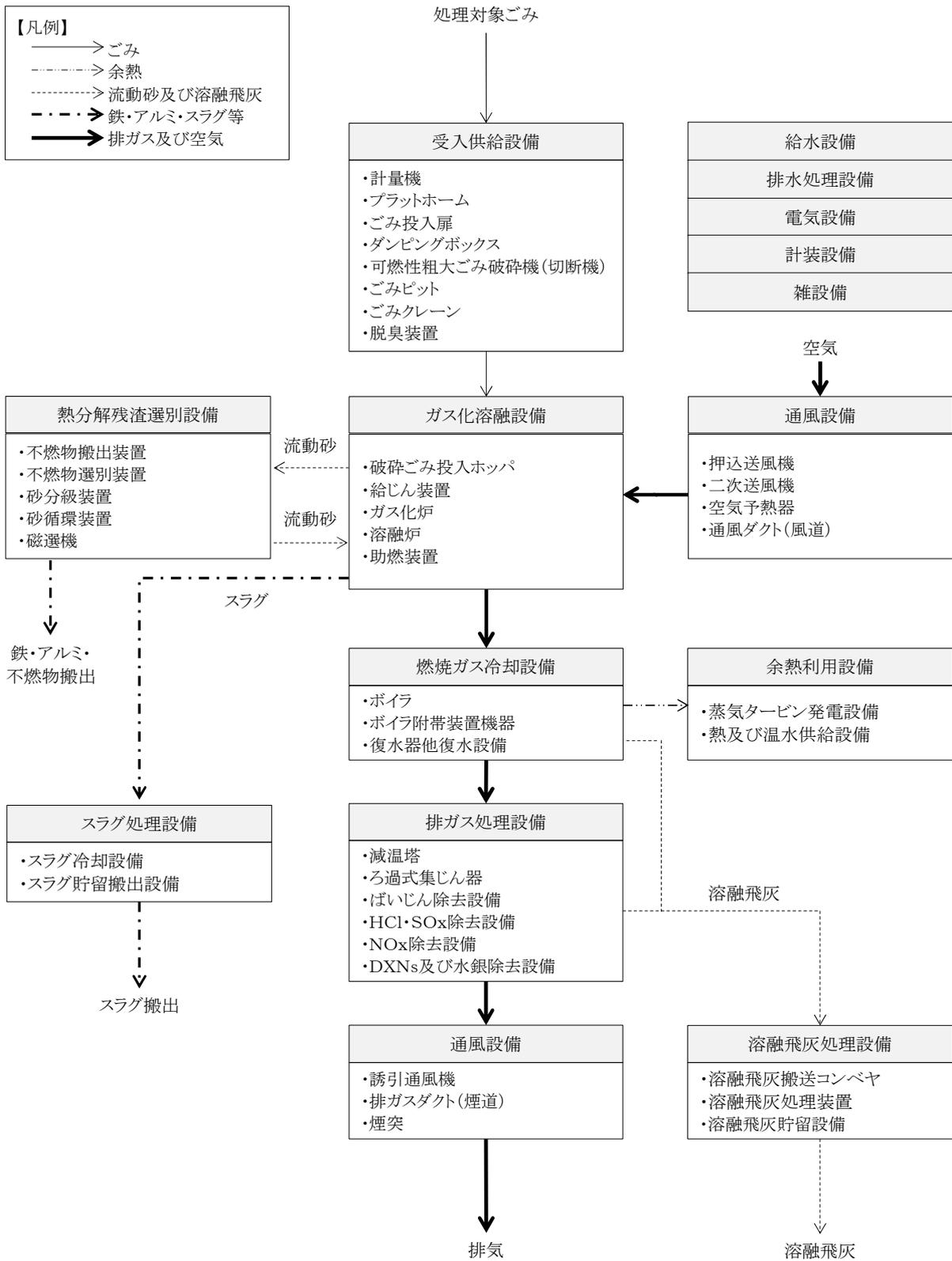


出典：「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）
 図 2.2.3(1) ストーカ式焼却方式の基本処理フロー



出典：「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）

図 2.2.3(2) シャフト炉式ガス化溶融方式の基本処理フロー



出典：「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）

図 2.2.3(3) 流動床式ガス化溶融方式の基本処理フロー

2.2.4.4 建築計画

計画施設の施設配置図は図 2.2.4 に、立面図は図 2.2.5 に示すとおりである。

施設配置計画の前提となる基本方針は、次に示すとおりである。

- ・原則として、工場棟と管理棟は一体とする。
- ・広域ごみ処理施設では、ごみ収集車及び直接搬入車によるごみ搬入量とリサイクル棟などから発生する処理残渣搬出量をそれぞれ計量する必要がある。これらの積載重量を正確に計量するために、進入時と退出時の2回計量が可能なごみ計量機を配置する。
- ・現施設では計量待ちの渋滞が発生していることから、渋滞対策を考慮した計画とする。
- ・ごみ収集車、一般車等の安全を確保するために、工場棟の全周にわたり時計回りの一方通行の周回道路を配置する。
- ・周辺環境に調和し、景観に配慮した配置とする。
- ・浸水想定エリアに指定されていることを踏まえ、プラットフォームは2階に設置することとし、ごみ収集車等が2階のプラットフォームからごみピットに投入できるように、ランプウェイ（斜路）を設置する。
- ・広域ごみ処理施設の建設は、既存施設が稼働している状態で実施するため、既存施設におけるごみの搬入や副生成物の搬出等を考慮した配置とする。

なお、本事業では、事業方式をDBO方式に決定し、民間事業者に設計・建設を性能規定により発注することとした。このため、実際の施設の配置・構造等は事業者との契約締結後に確定することとなる。

そのため、環境影響の予測・評価にあたっては、「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）において設定した計画施設の建設計画に基づき行うものとする。

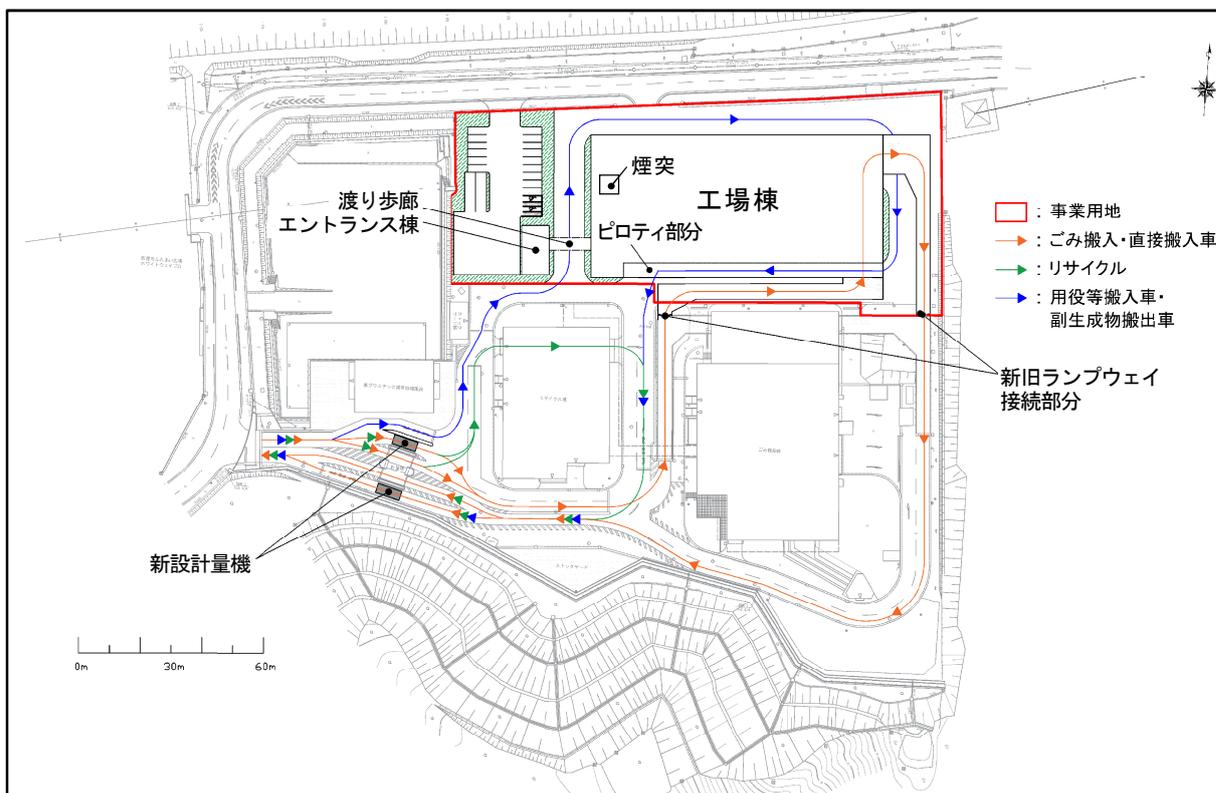
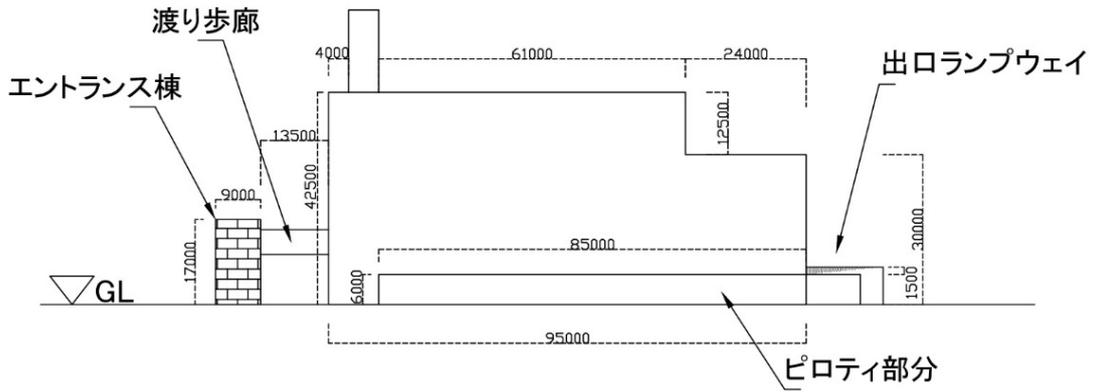
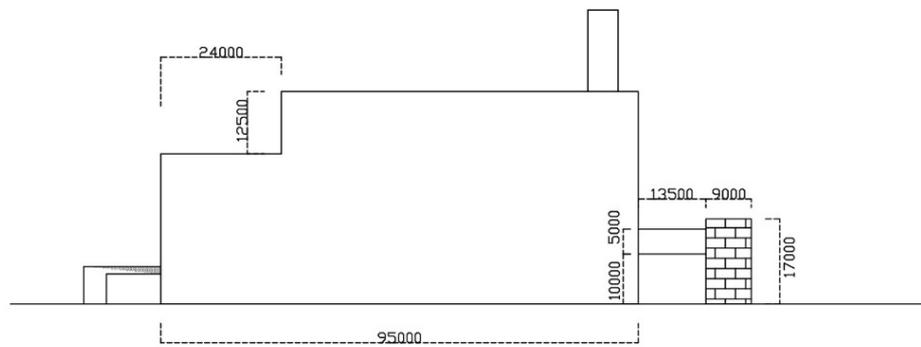


図2.2.4 施設配置図

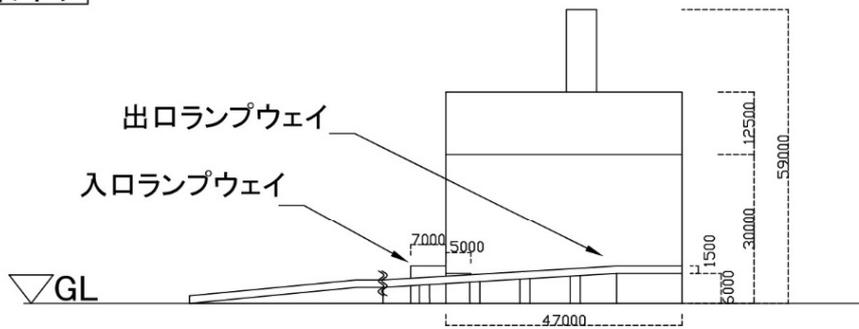
南面



北面



東面



西面

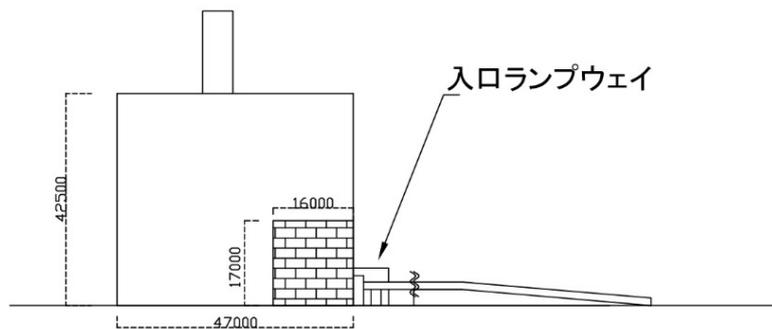


図 2.2.5 立面図

2.2.4.5 公害防止基準

既存施設及び計画施設に係る法令等による規制基準値を表 2.2.5 に示す。本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、法令遵守とともにより環境に配慮した方策を検討し、法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける。

表2.2.5 法規制値等

項目	単位	自主規制値	計画施設の法規制値	既存施設の法規制値			
				西尾市 クリーン センター	岡崎市 八帖クリーン センター	岡崎市 中央クリーン センター	
注1・2) 排ガス	硫黄酸化物(SO _x)	ppm	30	— (K値=17.5) 注3)	— (K値=17.5) 注3)	— (K値=17.5)	— (K値=17.5)
	ばいじん	g/m ³	0.006	0.04	0.15	0.08	0.04
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	50	250 注4)	250	250	250
	塩化水素(HCl)	ppm (mg/m ³)	30	430 (700)	430 (700)	430 (700)	430 (700)
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.06	0.1	5	1	0.1
	水銀	μg/m ³	30	30	50	50	50
悪臭	臭気指数	—	—	18	18	18	18
騒音	昼間(8時~19時)	dB	—	60	60	60	60
	朝・夕(6時~8時、 19時~22時)	dB	—	55	55	55	55
	夜間(22時~6時)	dB	—	50	50	50	50
振動	昼間(7時~20時)	dB	—	65	65	65	65
	夜間(20時~翌7時)	dB	—	60	60	60	60

注1) 排ガス濃度は酸素濃度12%換算値。

注2) 気体の体積は温度零度及び圧力1気圧の状態に換算したものである。

注3) 西尾市では、公害防止法令に定める特定施設を有し法規制の対象となる新設の工場及び事業場に対して、公害防止のための指導基準(K値=3.0)を定めている。

注4) 「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」(平成18年4月 愛知県)により、昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設については、「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第5条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減等が求められる。

2.2.4.6 排ガス処理計画

本事業における排ガスの処理計画は、表 2.2.6 に示すとおりである。

自主規制値を遵守できる最新・最善の排ガス処理設備を備えた施設を整備する。

表2.2.6 排ガス処理計画

項 目		内 容		
排ガス処理設備		硫黄酸化物、 塩化水素除去設備	乾式法	
		窒素酸化物除去設備	無触媒脱硝設備又は触媒脱硝設備	
		ばいじん除去設備	ろ過式集じん器	
		水銀除去設備、 ダイオキシン類	ろ過式集じん器	
排出ガス諸元	湿り排出ガス量 ^{注1)}	最大 約52,000m ³ /時		
	乾き排出ガス量 ^{注1)}	最大 約44,000m ³ /時		
	煙突高さ	59m		
	排出ガス濃度 ^{注2・3)} (酸素濃度 12%換算値)	硫黄酸化物	30ppm以下	
		ばいじん	0.006g/m ³ 以下	
		窒素酸化物	50ppm以下	
		塩化水素	30ppm以下	
ダイオキシン類		0.06ng-TEQ/m ³ 以下		
	水銀	30μg/m ³ 以下		
排出ガスの流れ				
<pre> graph RL A[排気] --> B[煙突] B --> C[排ガス処理設備] C --> D[燃焼ガス冷却設備] D --> E[ガス化溶解設備] E --> F[受入供給設備] F --> G[ごみ] </pre>				

注1) 1炉当たりのガス量(高質ごみ)。

注2) 気体の体積は温度零度及び圧力1気圧の状態に換算したものである。

注3) 排出ガス濃度は、施設整備の前提となるものであり、いずれの処理方式を採用した場合でもこの値を遵守できるような施設を整備する。

2.2.4.7 給排水計画

(1) 給水計画

給水は、上水又は工業用水を使用する計画である。

(2) 排水計画

生活排水処理水（合併浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。

生活排水は処理を行ったのち、雨水は調整池に一旦貯留したのち既存の水路等を通じて須美川へ放流する計画である。給排水のフローは図 2.2.6 に示すとおりである。

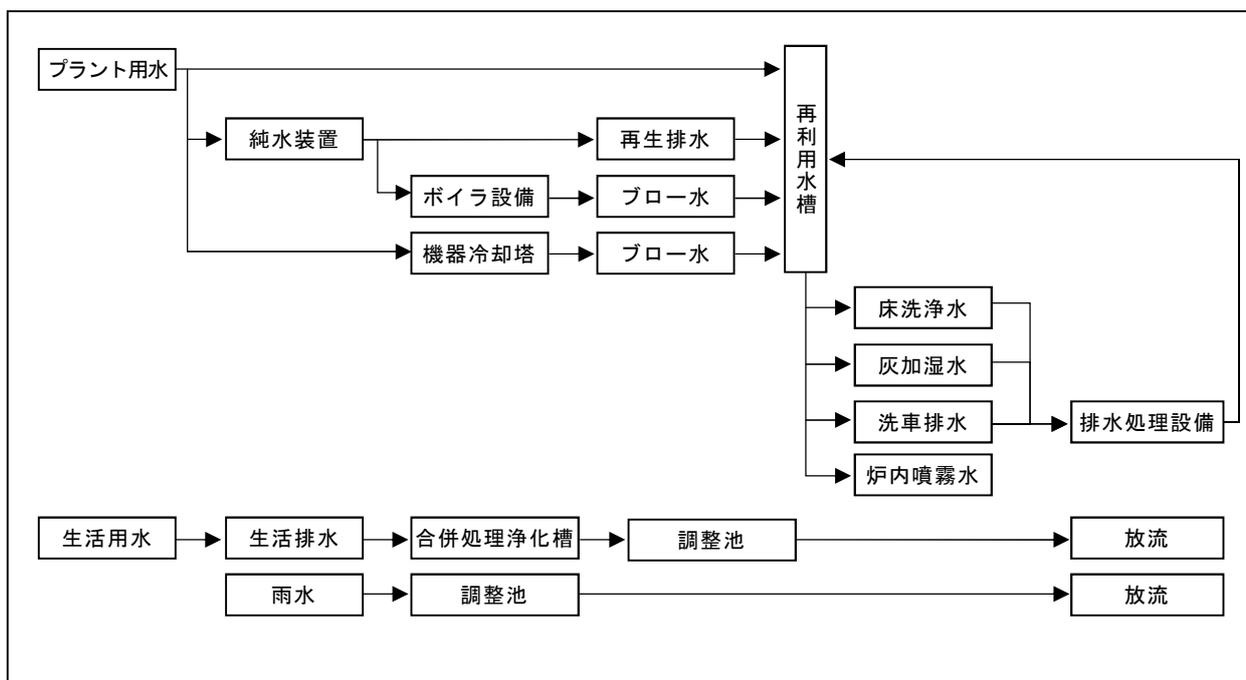


図2.2.6 給排水フロー図

2.2.4.8 収集運搬関連

(1) 収集区域

廃棄物の収集区域は、西尾市の全域と岡崎市及び幸田町の一部とする。

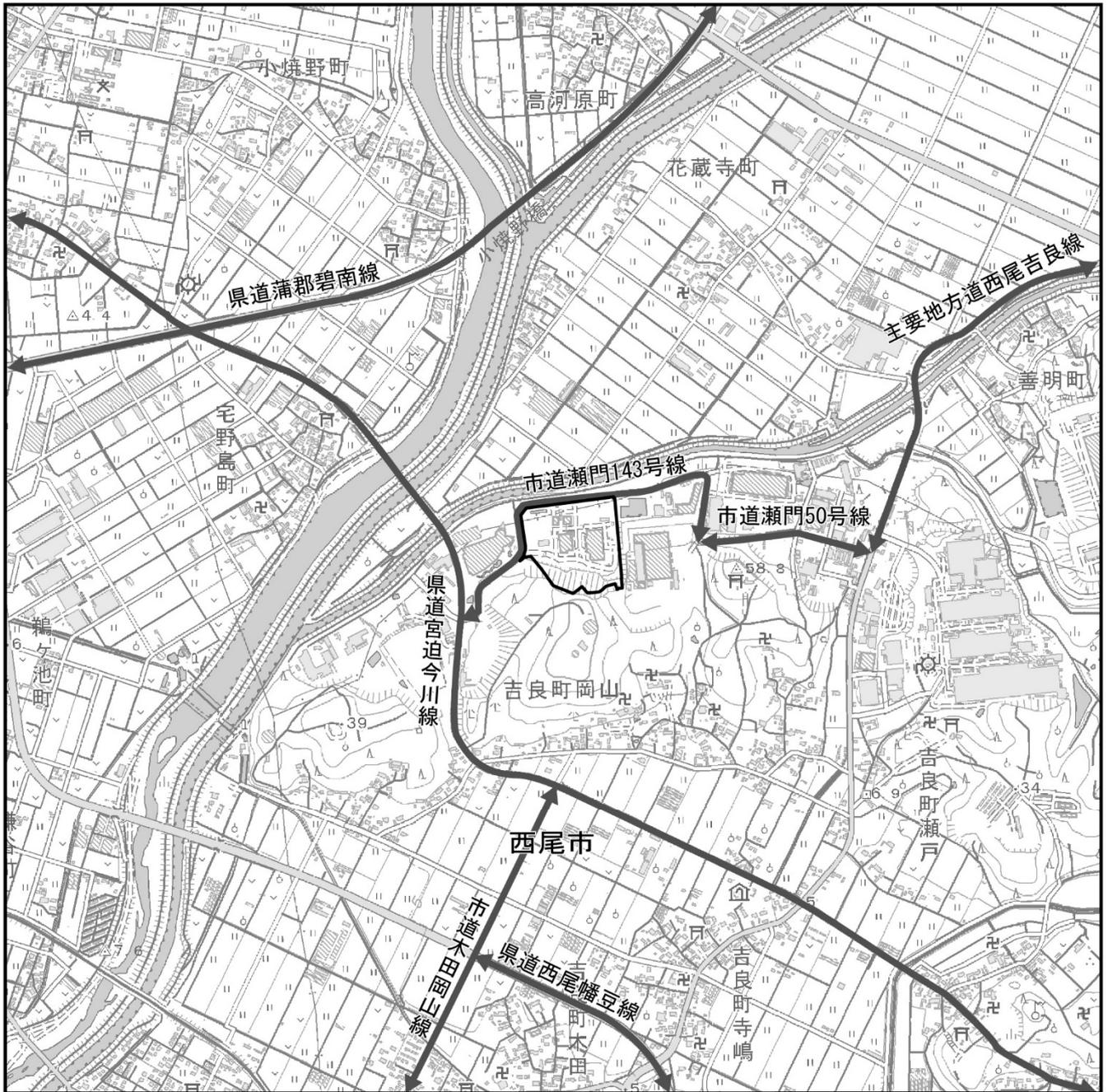
(2) ごみ収集車等の主な走行経路

ごみ収集車等の関係車両の想定される主な走行経路は図 2.2.7 に示すとおりである。

県道宮迫今川線や主要地方道西尾吉良線から市道瀬門 143 号線、市道瀬門 50 号線を通じて対象事業実施区域へ進入する。

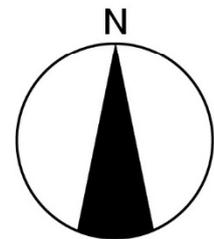
また、令和 2 年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 560 台である。

なお、岡崎市からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 9,430 台（約 39 台/日）、幸田町からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 1,700 台（約 7 台/日）である。



凡 例

- 対象事業実施区域
- ↔ 主要走行経路



1:15,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。

図2.2.7 関係車両の主要走行経路

2.2.5 都市計画対象事業に係る工事計画の概要

本事業における工事工程は、表 2.2.7 に示すとおりである。

本事業の工事は、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定している。なお、新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体を行う。

また、工事用車両の主な走行経路はごみ収集車と同様であると想定され、図 2.2.7 に示したとおりである。

表2.2.7 工事工程表（予定）

項目 \ 年度	令和 7年度 (1年目)	令和 8年度 (2年目)	令和 9年度 (3年目)	令和 10年度 (4年目)	令和 11年度 (5年目)	令和 12年度 (6年目)
解体工事	→					
設計		→				
土木・建築工事			→			
プラント設備工事			→			
外構工事					→	
試運転					→	
供用						→

2.2.6 事業計画の策定時における環境配慮事項

2.2.6.1 環境保全の配慮に係る検討の経緯

環境配慮事項は、ごみ処理計画等や他の類似事例、既存施設の実績等を踏まえ、建設時の工事に係る事項として、工事中の資材等運搬車両等の対策、建設機械の対策、排水対策、土壌汚染対策及び廃棄物等の対策について検討を行った。

また、供用時の施設の稼働に係る事項として、排ガス対策、廃棄物運搬車両等の対策、施設の騒音、振動及び悪臭対策、排水対策、エネルギー等の有効利用並びに環境啓発について、施設の存在に係る事項として、動植物の生育、生息環境、景観等への配慮について検討を行った。

2.2.6.2 環境保全の配慮の内容

対象事業の計画策定時における環境配慮事項は、以下に示すとおりである。

① 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持

環境の自然的構成要素である大気質、騒音、水質等を良好な状態で保持し、臭気の漏洩等を防止するための環境配慮事項を以下に示す。

<工事中>

- ・建設機械は、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用する。
- ・対象事業実施区域の周囲には仮囲いを設置し、周辺地域への騒音を防止する。
- ・工事中の資材等運搬車両等については、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するよう努める。
- ・適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。
- ・資材等運搬車両等が工事区域から退場する際には、タイヤ洗浄を実施する。
- ・雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の排水路に排水し、須美川へ放流する。
- ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。
- ・工事着手前の土壌汚染対策法等に基づく調査で土壌汚染が判明した場合は、掘削除去等適切に対応する。
- ・掘削にあたり、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用する。

<供用時>

- ・高効率な排ガス処理設備の導入により、大気汚染物質の排出濃度の低減を図る。また、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理による安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止及び除去、定期的な調査を実施して、適正に管理する。
- ・大気汚染防止法等に基づく規制基準に比べ、より厳しい値を自主規制値として設け、これを遵守する。
- ・設備機器類については、低騒音型・低振動型機器の採用に努めるとともに、建屋内への配置を基本とし、騒音・振動の低減に努める。
- ・低周波音の伝搬を防止するために、設備機器類は壁面からの二次的な低周波音が発生

しないよう配慮する。

- ・振動の大きい設備機器は、防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置する。
- ・廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口には、エアカーテン等を設置し、搬出入時以外は自動扉で外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピット、プラットホームなどは常に負圧を保つことにより、外部への臭気の漏洩を防止する。
- ・ごみピットの空気を燃焼用空気として炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。
- ・全炉停止時のごみピット悪臭対策として、活性炭吸着方式の脱臭設備を設置し、悪臭防止に努める。
- ・生活排水処理水（合併浄化槽処理水）及び雨水を除き、場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用し、公共用水域への排水は行わない。
- ・生活排水は、適正に処理を行った後、対象事業実施区域周辺の既存の排水路へ排水し、須美川へ放流する。
- ・ごみピットは、ごみ汚水が土壌中へ浸透・流出しない構造とする。
- ・廃棄物運搬車両等は、低公害車（最新規制適合車、低燃費車両等）を可能な限り使用するように努める。

② 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全

動物及び植物に関して、重要な種を含めてその生息、生育環境を、また、地域を特徴付ける生態系を保全するための環境配慮事項を以下に示す。

- ・工事中は排出ガス対策型及び、低騒音型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。
- ・改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。

③ 人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造

人と自然との豊かな触れ合いの場、歴史的文化的環境を保持するための環境配慮事項を以下に示す。

- ・周辺地域との調和を図るよう、建築物の色調、デザイン等について検討する。

④ 環境への負荷を把握し、低減を図ることによる環境の保全

地球規模の環境問題に係る諸要素、廃棄物等について、環境への負荷の低減を図るための環境配慮事項を以下に示す。

〈工事中〉

- ・工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。
- ・工事に伴う発生土は可能な限り再使用を図り、残土の発生抑制に努める。

<供用時>

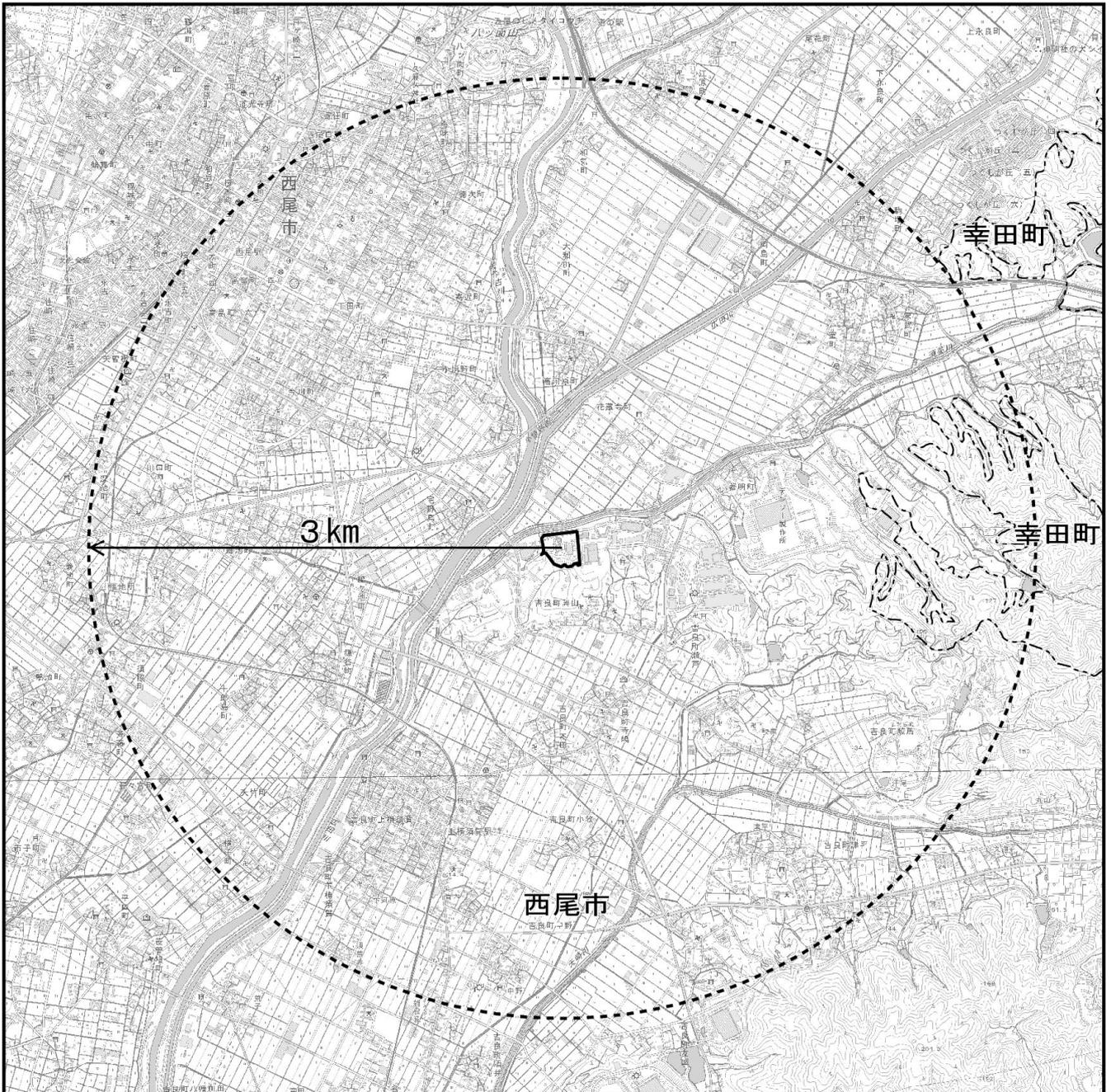
- ・施設の供用に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた再資源化方法を検討し、最終的な処分量の低減に努める。
- ・余熱利用は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討する。
- ・ごみ処理を通じて住民の学習・体験・交流を図り、ごみと環境について理解を深めるとともにごみの排出抑制、リサイクル等の意識啓発を図る。

第3章 環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲

環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲は、図 3.1 に示す範囲（以下「対象事業実施区域及びその周囲」という。）を基本とし、適宜、調査対象項目により適切な範囲を設定した。

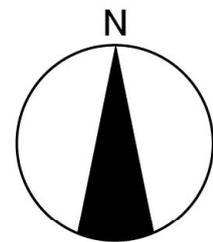
なお、対象事業実施区域から概ね半径 3 km を基本としており、設定にあたっては本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案して設定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・類似事例（処理能力：200 t/日～660 t/日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね 1 km 程度の結果であった。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境



1:40,000

0 400m 800m 1.6km

この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」「吉田」を使用したものである。

図 3.1 環境影響の調査、予測及び評価を行う範囲

第4章 方法書についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

4.1 方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

4.1.1 縦覧状況

- ・縦覧期間：令和4年11月1日（火）～11月30日（水）
- ・意見書提出期限：令和4年12月14日（水）

表 4.1.1 方法書についての縦覧状況

縦覧場所		閲覧者数
西尾市	環境部環境業務課	0
	都市整備部都市計画課	1
	西尾市役所一色支所	0
	西尾市役所吉良支所	0
	西尾市役所幡豆支所	0
幸田町	環境経済部環境課	0
合 計		1

4.1.2 意見書の提出状況

方法書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された環境の保全の見地からの意見書は計4通（66件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表4.1.2に示すとおりである。

表 4.1.2 方法書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容	10
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	8
第4章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果	0
第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解	24
第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解	4
第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	18
第8章 方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	2
合 計	66

4.2 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表 4.2.1(1)～(23)に示すとおりである。

注) 意見中「*p●」は方法書の通しページ番号を示しており、意見書の意見の概要は、提出された意見書の原文を掲載している。

表 4.2.1(1) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																						
第2章 都市計画対象事業の目的及び内容																																								
1	<p>*p12 焼却能力 310t/日を 292t/日と減少させた事実と理由を ごみ処理施設の諸元で、3月の配慮書で焼却能力 310t/日としていたものが、11月の方法書p12では292t/日と縮小させている。まずこの事実を明記し、その理由を説明すべきである。</p> <table border="1"> <caption>配慮書 p12 2022年3月 表2.3.1 計画施設の諸元</caption> <thead> <tr> <th>処理施設</th> <th>項目</th> <th>計画諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ごみ焼却施設</td> <td>処理能力</td> <td>約 310 t/日</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>処理対象ごみ</td> <td>可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物</td> </tr> <tr> <td>公害防止設備</td> <td>適切な公害防止設備を備えた施設を整備する</td> </tr> <tr> <td>煙突高さ</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>運転計画</td> <td>24時間連続運転</td> </tr> <tr> <td>稼働目標年度</td> <td colspan="2">令和12年度</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>方法書 p12 2022年11月 表2.2.1 計画施設の諸元</caption> <thead> <tr> <th>処理施設</th> <th>項目</th> <th>計画諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">ごみ焼却施設</td> <td>処理能力</td> <td>292 t/日</td> </tr> <tr> <td>処理方式</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>処理対象ごみ</td> <td>可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物</td> </tr> <tr> <td>公害防止設備</td> <td>適切な公害防止設備を備えた施設を整備する</td> </tr> <tr> <td>煙突高さ</td> <td>59m</td> </tr> <tr> <td>運転計画</td> <td>24時間連続運転</td> </tr> <tr> <td>稼働目標年度</td> <td colspan="2">令和12年度</td> </tr> </tbody> </table>	処理施設	項目	計画諸元	ごみ焼却施設	処理能力	約 310 t/日	処理方式	未定	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する	煙突高さ	未定	運転計画	24時間連続運転	稼働目標年度	令和12年度		処理施設	項目	計画諸元	ごみ焼却施設	処理能力	292 t/日	処理方式	未定	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する	煙突高さ	59m	運転計画	24時間連続運転	稼働目標年度	令和12年度		<p>計画施設の焼却処理理想量（令和12年度）について、配慮書時点では、岡崎市及び幸田町についてはごみ減量化を考慮した理想量としていましたが、西尾市については現状推移を基に算定した推定量となっております。その後、ごみ減量・資源化の充実拡大を目指した、西尾市一般廃棄物処理基本計画の見直しに伴い、配慮書時点の 57,762t/年から方法書では 55,047t/年となりました。これに伴い、処理能力も配慮書時点の約 310t/日から方法書では 292t/日に変更しました。</p> <p>方法書 2-10 頁において、処理能力についてはごみ減量化の最新の状況を踏まえて見直しを行った旨を記載しています。</p> <p>なお、準備書では、ごみ減量化の最新の状況を踏まえ、266t/日としています。</p>
処理施設	項目	計画諸元																																						
ごみ焼却施設	処理能力	約 310 t/日																																						
	処理方式	未定																																						
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物																																						
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する																																						
	煙突高さ	未定																																						
	運転計画	24時間連続運転																																						
稼働目標年度	令和12年度																																							
処理施設	項目	計画諸元																																						
ごみ焼却施設	処理能力	292 t/日																																						
	処理方式	未定																																						
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破砕選別可燃残渣、し尿汚泥、災害廃棄物																																						
	公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する																																						
	煙突高さ	59m																																						
	運転計画	24時間連続運転																																						
稼働目標年度	令和12年度																																							
2	<p>*p12～14 西尾市だけが焼却処理理想量を減少させたが岡崎市、幸田町は再検討すべき 配慮書では令和12年度の焼却処理量の想定が西尾市 57,762+岡崎市 12,000+幸田町 4,077=73,839t/年、災害廃棄物 7,384 を加えて、81,223t/年÷365日=225.2t/日であり、実稼働率（補修等による年間停止 85日）、調整稼働率（故障修理等）を加味して 225.2÷0.767÷0.96=302.1≐310t/日、方法書では令和12年度の焼却処理量の想定が西尾市 55,047+岡崎市 12,000+幸田町 4,077=71,124t/年、災害廃棄物 7,112 を加えて、78,236t/年÷365日=214.3t/日であり、実稼働率、調整稼働率を加味して、214.3÷0.767÷0.96=291.1≐292t/日と変更されているが、西尾市の焼却処理量だけが縮小変更されている。</p> <p>つまり、西尾市の焼却処理量だけが 57,762t/年を 55,047t/年と減少させただけであり、残りの岡崎市、幸田町の焼却処理量は配慮書のままである。今年度策定する廃棄物処理施設整備基本計画で再検討し、それが決まるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。処理能力の縮小が現実視されるのに、過大設備への投資、予測・評価をすべきではない。</p> <table border="1"> <caption>配慮書 表2.2.2 焼却処理量の想定（令和12年度）</caption> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>焼却処理量の想定 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市</td> <td>57,762</td> </tr> <tr> <td>岡崎市</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>4,077</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73,839</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>方法書 表2.2.2 焼却処理量の想定（令和12年度）</caption> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>焼却処理量の想定 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市</td> <td>55,047</td> </tr> <tr> <td>岡崎市</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>4,077</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71,124</td> </tr> </tbody> </table>	施設	焼却処理量の想定 (t/年)	西尾市	57,762	岡崎市	12,000	幸田町	4,077	計	73,839	施設	焼却処理量の想定 (t/年)	西尾市	55,047	岡崎市	12,000	幸田町	4,077	計	71,124	<p>処理能力の縮小の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。</p> <p>岡崎市及び幸田町の焼却処理理想量についても、方法書時点で、変更がないことを確認しています。</p> <p>なお、準備書では、令和12年度の焼却処理量の想定は西尾市 54,131t/年、岡崎市 12,000t/年、幸田町 3,981t/年とし、西尾市及び幸田町については方法書時点の想定処理量から変更しています。詳細は準備書第2章（2-11 頁）をご参照ください。</p>																		
施設	焼却処理量の想定 (t/年)																																							
西尾市	57,762																																							
岡崎市	12,000																																							
幸田町	4,077																																							
計	73,839																																							
施設	焼却処理量の想定 (t/年)																																							
西尾市	55,047																																							
岡崎市	12,000																																							
幸田町	4,077																																							
計	71,124																																							

表 4.2.1(2) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
3	<p>*p12～14 焼却の計画処理量の基の将来人口を「処理能力については、ごみ減量化の最新の状況を踏まえて見直しを行い、以下のとおり算出している。」p12とあり、3月の配慮書で焼却能力310t/日であったものが、11月の方法書p12では292t/日と縮小している。まずこの事実とその理由を明記すべきである。</p> <p>また、突然計画処理量がでてくるが、その主たる根拠となる将来人口を記載すべきである。人口減少が顕著になる2030年以降の人口減によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高い。</p> <p>全国の自治体が活用している「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)では、2015年から2045年の将来人口を5年ごとに予測しており、人口減少が顕著になる2030年以降の予測は岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画では行っていないが、操業を開始する2030(令和12)年は607,586人と人口問題研究所の604,111人より、さらに過大になっている。</p>	<p>処理能力の縮小の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。</p> <p>処理能力の設定については、計画年間処理量が最大となる令和12年度を計画目標年度とし、将来人口については、「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」(国立社会保障・人口問題研究所)の5年ごとの推計値ではなく、2市1町それぞれの一般廃棄物処理基本計画において用いられている将来人口推計を基に設定しています。</p>
4	<p>*p16 西尾市の搬入予定台数を確定せよ</p> <p>方法書p16では、「令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約560台である。なお、岡崎市からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約9,430台(約31台/日)、幸田町からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約1,700台(約6台/日)である。」と、岡崎市、幸田町の搬入予定台数は配慮書になかったものを追記したが、西尾市の搬入予定台数はまだ、確定せず現況値だけが記載されていることを明記すべきである。いずれにしても、大気質、騒音、振動の調査、予測、評価をするというのに、将来の収集運搬車両台数が検討中では方法書とは言えない。</p> <p>どの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3点と低かったp8こともあり、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による大気、騒音、振動がどうなりそうか想定し、必要な地点をこの方法書で決めなければならない。利用道路別の将来交通量を追加した方法書に訂正するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>西尾市のごみ収集車等の搬入予定台数は、現況と同程度と想定していることから、令和2年度における実績値を示しています。</p> <p>準備書においては、主要走行経路上の代表地点について、現況交通量と将来の収集運搬車両台数を明記した上で、廃棄物等の搬入及び搬出に係る車両の大気質、騒音、振動への影響について、予測及び評価を行いました。</p> <p>なお、準備書(7-64、65頁)に示すとおり、主要走行経路上の主な交差点における交通量調査を実施し、道路混雑の状況についても把握しました。交通量調査結果は準備書8-13-10～12頁に記載しました。</p>
5	<p>*p17 関係車両の主要走行経路がどこかが判明しない</p> <p>配慮書p17では両端の矢印があったが、方法書p17では、図2.2.4 関係車両の主要走行経路で、凡例の主要走行経路の両端の矢印がなくなり、他の道路と区別がつかない。配慮書では市道瀬門143号線、50号線、県道宮迫今川線、主要地方道西尾吉良線の4路線だけであったが、方法書では、このほかに県道蒲郡碧南線、市道木田岡山線も主要経路が追加された形となっている。これでは収集運搬車両の調査、予測をどこにすればいいかの意見が出せない。</p>	<p>ご意見も踏まえ、準備書以降においては、関係車両の主要走行経路の両端を矢印で示し、他の道路と区別がつかないように表現しました。</p> <p>なお、県道蒲郡碧南線及び市道木田岡山線については、最新の事業計画を踏まえ、方法書において主要走行経路に追加したものであり、調査・予測地点については、これらの道路を踏まえて設定しております。</p>

表 4.2.1(3) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
6	<p>*p14 法令より厳しい自主規制値を今後設ける計画では意見がだせない</p> <p>公害防止及び環境保全の(1)基本的な考え方で「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後設ける計画である。」p14 とあるが、配慮書でもこの表現であり、意見に対する見解は「今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」というだけであり、どのような自主規制値とするかにより、調査・予測の方法、項目、頻度、地点などが異なってくるので、方法書としては成り立たず、意見も出せない。今年度策定する廃棄物処理施設整備基本計画が確定するまでは、環境影響評価手続きは中断すべきである。</p> <p>なお、排ガスの自主規制値を法規制値のままとする例がみられるが、NOx、塩化水素、水銀については、より厳しい値とするよう注意されたい。</p>	<p>計画施設に係る自主規制値については、方法書(15頁の表2.2.4)に記載のとおりです。自主規制値が記載されていることがわかりにくいいため、準備書においては、文章の表現を配慮いたします。</p> <p>自主規制値については、窒素酸化物(NOx)、ばいじん等の各項目について法規制値に比べ厳しい値を設定しています。なお、水銀については、他の項目と異なり、処理工程で生成されるものではなく、搬入ごみに混入されることにより発生するものであるため、法規制値と同等の値としており、水銀使用製品の分別回収の徹底等の混入防止対策により、水銀が排出されないよう努めてまいります。</p>
7	<p>*p14 雨水も処理するのか</p> <p>「生活排水及び雨水は、処理を行ったのち、既存の水路等を通じて須美川へ放流する計画である」p14 とあるが、図 2.2.3 給排水フロー図 p15 では、雨水は調整池に貯め須美川へ放流する形になっている。「雨水は、処理を行ったのち」という表現は間違いではないか。それとも調整池で排水処理をするのなら注記すべきである。</p> <p>なお、雨水も有害物質で汚染されている恐れがあるため、処理して放流するようこの配慮書への意見に対し、「運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります」p203 との見解であったが、ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が考慮されていない。</p>	<p>雨水については、調整池において貯留した後に、沈殿物を除いて須美川に放流します。生活排水と同様の処理ではないことから、準備書以降においては、生活排水と雨水を分けて記載いたします。</p> <p>また、ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が生じないように、ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の適切な運営・管理を行ってまいります。</p>
8	<p>*p16 西尾市の搬入予定台数がない</p> <p>2.2.4 都市計画対象事業の諸元のうち、収集運搬関連で「また、令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約560台である。なお、岡崎市からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約9,430台(約31台/日)、幸田町からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約1,700台(約6台/日)である。」p16 とある。配慮書にはなかった岡崎市、幸田町の搬入予定台数が追加されたのは当然として、令和2年度の約560台は西尾市だけのものであり、現状の台数しかない。もともになる西尾市分の将来の収集運搬車両台数が検討中では、方法書とは言えない。利用道路別の将来交通量を追加した方法書に訂正するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>搬入予定台数の考え方については、意見番号4で回答したとおりです。</p>

表 4.2.1(4) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
9	<p>*p25 工事中に解体する現施設の一部の代替はどうするのか</p> <p>工事日程で「現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体を行う。」p25 とあるが、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場の解体をすることはやむをえないが、その間の代替施設の必要性、必要施設の位置などを明記すべきである。現施設の解体時期さえ未定な段階で環境影響評価手続きに入るのは間違いである。解体工事があればそれはアセス対象となり、方法書でも調査対象に加える必要がある。</p> <p>なお、この点に関する意見への見解で「一部施設の解体を行う可能性があります、具体的には検討中の段階です。」p211 とあいまいな見解しかないのは問題である。見解でも方法書本文と同じ具体的な施設を明記すべきである。また「駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。」とあるが、その旨及び確保用地の位置を方法書本文に明記すべきである。</p>	<p>現施設のうち、管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場については、計画施設の建設に伴い解体を行います。計画施設の工事中は、車庫棟、洗車場（現在は、いずれも備品置場として使用）の機能は停止し、代替施設は設けない計画です。管理棟では、既存施設の管理部門とそれ以外の部門がありますが、既存施設の管理部門は場内の別の場所に移って業務継続することとなりますが、それ以外の部門及びリサイクルプラザ棟の機能については場外の公共施設へ移転します。</p> <p>方法書では、これらの既存施設の解体工事についても考慮した上で環境影響評価項目を選定しています。</p> <p>なお、方法書 211 頁の見解については、計画段階配慮書の案についての意見に対する見解であり、その後の計画検討の状況を踏まえ、方法書段階では一部施設の解体を行うことが決定したことから、その旨を記載したものです。また、駐車場の具体的な位置については、現在検討中です。</p>
10	<p>*p26 低振動型・低炭素型建設機械の積極的使用を方法書本文に記載を</p> <p>計画策定時における環境配慮事項として、工事中は「建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。」p26 とあるが、意見への見解として「排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。」p203 とあり、低振動型建設機械及び低炭素型建設機械積極的使用にも触れたことは評価するが、方法書本文にこそ、この文章を記載すべきである。なお、発注条件への記載については、納得できるような検討をし、準備書には記載されたい。</p>	<p>工事中の建設機械については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用することとし、発注条件にも記載する予定です。</p>

表 4.2.1(5) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第3章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況		
11	<p>*p49, P57 水質・地下水調査結果は、大気調査と同じ最新年度にすべき 「3.1.18(2)河川の水質調査結果(愛知県：令和2年度)…出典：「2020年度公共用水域の水質等調査結果」(愛知県ホームページ)」p49、「表3.1.20(1)地下水質調査結果(令和2年度概況調査)…出典：「2020年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県ホームページ)」p57、「表3.1.20(2)地下水質調査結果(令和2年度定期モニタリング)…出典：「2020年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」(愛知県ホームページ)」p58となっているが、大気(表3.1.9 二酸化窒素の測定結果(令和3年度)…出典：「2021年度大気汚染調査結果」(令和4年6月 愛知県) p41 など)のように令和3年度にすべきである。</p>	<p>方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の文献を使用しております。 準備書の作成においても、項目ごとに最新の文献を使用しました。</p>
12	<p>*p62 動物の確認文献で最新資料を追加し、確認件数が増加したことを記載すべき 動物相の概要の確認文献一覧で、「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」(令和3年10月 鳥類繁殖分布調査会)が、配慮書から追加されているがp62、その旨及び、その結果、調査結果が増加していることを明記すべきである。</p>	<p>配慮書手続における愛知県環境影響評価審査会での意見を踏まえて「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」を追加し、一部の調査結果が変更となっております。 準備書においても最新の文献等を使用しました。</p>
13	<p>*p74 鳥類の重要種が配慮書より11種も増えた理由は？ 方法書では「鳥類の重要種は…14目28科78種である。」p74とあるが、配慮書では「鳥類の重要種は…13目22科67種である。」p671と異なり増えている。どこがどう変わったのか、その理由は何かを明記すべきである。 目名では、コウノトリ目、キツツキ目が追加され、カイツブリ目が削除されている。科名では、コウノトリ科、ブッポウソウ科、キツツキ科、ヤイロチョウ科、サンショウクイ科、キバシリ科、カワガラス科の7科が追加され、カイツブリ科が削除されている。配慮書はいい加減なものだったのか、新しく追加された「全国鳥類繁殖分布調査報告」によるものなのか。</p>	<p>確認文献に「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016-2021年」を追加したことにより重要種の数が増加しております。 なお、カンムリカイツブリについては再度精査を行った結果、愛知県内においては重要種扱いではなかったため削除しました。</p>
14	<p>*p83 植物の重要種が配慮書より減少した理由は？ 方法書では「植物の重要種は…49科132種である。」p83とあるが、配慮書では「植物の重要種は…49科133種である。」p76と異なり1種減少している。オモダカ科のアギナシ、オモダカのうち、オモダケが減少している。その理由は何かを明記すべきである。</p>	<p>植物の重要種リストを再度精査した結果、重要種でない種が含まれていたため、減少しました。 準備書の作成時においても、最新の文献を使用し、精査しました。</p>

表 4.2.1(6) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
15	<p>*p150 土砂災害警戒区域の詳細を 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域が、対象事業実区域周辺で「該当あり」となっているため、その詳細を記載すべきである。愛知県の土砂災害情報マップでは、予定地南西に土石流の恐れのある崖地を通過して100～200mに土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)が指定されている。</p> 	<p>ご意見も踏まえ、準備書においては、対象事業実施区域周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の詳細を準備書3-124、125頁に記載しました。</p>
16	<p>*p155 あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)(案)の内容で見直しを 地球温暖化防止に関する取組状況で「あいち地球温暖化防止戦略2030」(平成30年2月)では、目指すべき低炭素社会を実現するために、2030年度における県内からの温室効果ガス削減量を2013年度比で26%削減という目標をかかげている。」p155とあるが、2020年10月に国が「2050年カーボンニュートラル」を宣言して以降、温室効果ガスの削減目標を引き上げるなど、地球温暖化問題を取り巻く社会情勢に大きな変化が起こっており、愛知県は、こうした状況に対応するため、「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」(案)の取りまとめ、県民意見提出制度(パブリック・コメント制度)に基づき、2022年11月12日から1カ月間、県民からの意見を募集している。この改定版(案)は、温室効果ガスの県内排出量を2030年に2013年比46%減にするというものである。この動きと内容を方法書でも明記し、地球温暖化対策をさらに強化する方向で今回の計画を見直すべきである。</p>	<p>方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の内容を記載しております。 準備書の作成においても、公表されている最新の文献を踏まえて記載内容を検討しました。</p>
17	<p>*p157 西尾市、岡崎市、幸田町の地球温暖化対策実行計画も改定を 西尾市地球温暖化対策実行計画 p157、岡崎市地球温暖化対策実行計画 p158、地球温暖化対策実行計画 p160も、それぞれの目標が定めてあるが、国、愛知県の取り組みを踏まえ、早急に改定作業を始めていると思われるが、その状況を加味した文章に変更すべきである。</p>	<p>方法書の作成にあたっては、作成時に公表されている最新の内容を記載しております。 準備書の作成においても、公表されている最新の文献を踏まえて記載内容を検討しました。</p>
18	<p>*p163 岡崎市の廃棄物の状況は、今回計画施設での量を 岡崎市の廃棄物の状況は、岡崎市一括の焼却処理量114,401t/年だけではなく、今回の計画に加える岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分を明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、準備書では岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処理分について準備書3-139頁に記載しました。 なお、令和3年度の岡崎市八帖クリーンセンターでの焼却処分量は29,924tとなっています。</p>

表 4.2.1(7) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第5章 配慮書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解		
19	<p>*p202 配慮書への意見「共通1 事業位置決定段階の複数案を配慮書で検討すべき」に対する見解は「番号1…建設候補地の選定は地元のご理解が非常に重要であり、選定段階で複数の候補地を公表することは、それぞれの地元が多大な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、候補地決定後に配慮書の手続きを実施することといたしました。」p202とあるが、この文章はすでに配慮書p8で示してある。それでは不十分なため意見を提出したものであり、もっと丁寧に具体的な説明が必要である。</p> <p>「また、ご意見のあった「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」については、愛知県環境影響評価条例に基づく評価項目とは異なることから、配慮書の項目としては考えておりませんが、事業計画の検討にあたっては、これらの内容にも充分配慮してまいります。」p202とあるが、事業計画の検討で充分配慮すると言いつつ、方法書の周囲の概況の中で詳細に示すべきが解決されておらず配慮書のままである。この3項目は9地点のなかでも点数が低かったものであり、慎重な周囲調査、必要な対策が求められる。</p>	<p>方法書202頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。</p> <p>なお、繰り返しになりますが、「道路混雑度との関係」、「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」については、愛知県環境影響評価条例に基づく評価項目と異なるため、方法書の周囲の概況に記載されていない内容がありますが、ご意見を踏まえ「洪水ハザードマップ」のほか、「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域」について、準備書の3-124、125、127頁に記載しました。</p> <p>また、「道路混雑度との関係」については、対象事業実施区域周辺の主要走行経路の交通量調査を実施し、交通量の状況を把握した上で、必要な配慮を検討してまいります。「河川氾濫による浸水に対する安全性」、「障害物等の有無」についての具体的な対応については、廃棄物処理施設整備基本計画の中で検討しております。</p>
20	<p>*p202 配慮書への意見「共通2 焼却処理能力は過大ではないか…岡崎市八帖クリーンセンター100t炉と西尾市クリーンセンター195t(65t×3)炉の焼却能力を集約しただけではなく、15t/日も増加する計画である。…人口減少が顕著になる2030年以降の人口減少によるごみ排出量の減少を考慮すれば、過大設備となる可能性が高い」に対する見解は「番号2…ごみ焼却施設の処理能力約310t/日は、「岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画」において、稼働開始を予定している令和12年度の焼却処理量を基に、地震や水害等の災害に伴い発生する災害廃棄物処理分も考慮して算出したものです。なお、処理能力については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、再度検討を行っていく予定としております。」p202とあるが、3月の配慮書で焼却能力310t/日であったものが、11月の方法書p12,13では292t/日と縮小している。まずこの事実とその理由を明記すべきである。配慮書では令和12年度に西尾市57,762+岡崎市12,000+幸田町4,077=73,839t/年、災害廃棄物7,384を加えて、81,223t/年÷365日=225.2t/日、225.2÷0.767÷0.96=302.1≒310t/日、方法書では令和12年度に西尾市55,047+岡崎市12,000+幸田町4,077=71,124t/年、災害廃棄物7,112を加えて、78,236t/年÷365日=214.3t/日、214.3÷0.767÷0.96=291.1=292t/日と変更されているが、西尾市の焼却処理量だけが縮小変更されている。</p>	<p>処理能力の設定の考え方については、意見番号1、意見番号2、意見番号3で回答したとおりです。</p>

表 4.2.1(8) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
20	<p>(続き) また、今年度策定する廃棄物処理施設整備基本計画が決まるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。処理能力の縮小が確実視されるのに、過大設備への投資、予測・評価をすべきではない。</p>	
21	<p>*p203 配慮書への意見「共通3 焼却施設数を明記すべき」に対する見解は「焼却施設数(炉数)については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」p203 とあるが、焼却能力と同じで、整備基本計画ができるまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>炉数については、廃棄物処理施設整備基本計画での結果を用いて、準備書において予測・評価を行いました。</p>
22	<p>*p203 配慮書への意見「共通4 自主規制値を早期に適切に」に対する見解は「自主規制値については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。なお、本ページでは排ガス等の法規制値について示しているため、維持管理状況等は記載しておりませんが、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。」p203 とあるが、自主規制値を検討中である旨を注記するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を配慮書や方法書の段階で約束できるようになるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。</p> <p>なお、方法書で、3.2.9.2 公害苦情の状況のあとに、3.2.9.3 維持管理の状況 p166 として、令和3年度の維持管理状況(ばい煙測定結果、ダイオキシン類濃度測定結果)が配慮書にはなかったものが、方法書に追加してあるのは評価するが、その旨を見解で明記すべきである。</p>	<p>計画施設に係る自主規制値については、意見番号6で回答したとおりです。</p> <p>なお、方法書203頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものであり、維持管理状況については、方法書で記載を追加したものとなります。なお、準備書では、計画施設に係る自主規制値について2-20頁に記載しました。</p>
23	<p>*p203 配慮書への意見「共通5 雨水は汚れているので処理して放流を」に対する見解は「ごみや焼却灰は建屋内で処理及び保管するとともに、焼却灰の運搬時には飛散防止措置を講じる計画であり、運搬時・保管時を含めて雨水との接触がないよう適切に運営・管理を行ってまいります」p203 とあるが、ごみ焼却施設の場内、ごみ収集運搬車の汚れにより、雨水は予想外に汚れており、有害物質で汚染されている場合もあるため、プラント系生活系排水と同様に処理し、須美川に放流することが望まれるとの意見には対応していない。</p>	<p>ごみ収集運搬車の汚れによる場内汚染が生じないように、ごみ収集運搬車の定期的な清掃等の適切な運営・管理を行ってまいります。</p>

表 4.2.1(9) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
24	<p>*p203 配慮書への意見「共通6 低公害型建設機械の使用は発注条件に」に対する見解は「排出ガス対策型や低騒音型の建設機械は数多くありますが、特に低振動型について、使用するすべての種類の建設機械にはないため、このような記載としておりますが、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械及び低炭素型建設機械については、積極的な使用に努めてまいります。なお、発注条件への記載については、今後検討してまいります。」p203 とあるが、<u>低振動型建設機械及び低炭素型建設機械の積極的使用を追加したことは評価できるが、その具体化には問題が残る。発注条件への記載を真剣に検討されたい。</u></p>	<p>工事中の建設機械については、可能な限り排出ガス対策型、低騒音型、低振動型及び低炭素型の建設機械を積極的に使用することとし、発注条件にも記載する予定です。</p>
25	<p>*p204 配慮書への意見「共通7 粉じん対策は具体的に」に対する見解は「工事中の粉じん対策については、方法書以降の段階において、より具体的な内容の計画の検討を進めてまいります。なお、粉じん対策を含む本事業での環境保全対策の具体的な方法については、今後工事の発注までに検討していきたいと考えており、環境影響評価の中では、基本的な対策の内容を記載したいと考えております。」p204 とあるが、方法書以降の段階で具体的な内容の検討ということは、方法書も含むが、どの部分が具体的な方法になったのか。方法書を見る限りではわからない。方法書以降」というのだから、方法書に記載されていないなければならないのでは。 例えば、工事車両のタイヤ等の洗浄を追加することぐらいはできるはずである。 また、「環境保全対策の具体的な方法については、今後工事の発注までに検討」ということでは、環境影響評価制度に反する。たとえば、予測値が変わるような環境保全対策であれば、再予測を行い、対策として確定するので、環境影響評価が終了した後の発注段階で決めるようなことでは遅すぎるため、環境保全対策が具体化するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>工事中の粉じん対策については、現地調査結果や予測・評価の結果も踏まえ、準備書(8-1-107頁)に記載しました。 また、予測の前提とした内容としては、粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時など、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止することとし、それを踏まえた予測・評価を行いました。</p>
26	<p>*p204 配慮書への意見「*共通8 掘削土壌の場外持ち出しはないのか」に対する見解は「土壌調査の掘削深度については、今後、法令に基づき適切に設定していきます。また、掘削した土壌については、極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討してまいります。」p204 とあるが、法令に基づき必要な調査を今後実施するのは当然であるが、調査深度についての考えが必要である。</p>	<p>土壌汚染調査については、「土壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき実施することとしています。 地歴調査に基づき汚染の可能性のある地点について表土の調査を行い、汚染が確認された場合に深度方向の調査を行いますので、調査深度は、調査結果に基づき適切に設定してまいります。</p>

表 4.2.1(10) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
27	<p>*p204 配慮書への意見「共通9 収集運搬車両の追加分を明記し計画段階配慮事項に追加すべき…岡崎市八帖クリーンセンター100t 炉分を追加するのだから、その収集運搬車の台数を現在の西尾市クリーンセンター195t(65t×3)炉分に加味しなければ意味がない。」に対する見解は「配慮書においては、現況の収集運搬車両台数について記載しております。なお、将来の収集運搬車両台数については、現在検討を行っているところです。このため、将来の収集運搬車両を含めた関係車両走行による大気質、騒音、振動の調査、予測、評価については準備書以降に記載します。」p204とあるが、配慮書 p16 においては、現況の収集運搬車両台数について記載とあり「令和2年度における西尾市クリーンセンターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 560 台である。」とあったが、方法書 p16 では、西尾市の日平均 560 の後で「なお、岡崎市からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 9,430 台(約 31 台/日)、幸田町からのごみ収集車両の搬入予定台数は、年間約 1,700 台(約 6 台/日)である。」と、岡崎市、幸田町の搬入予定台数は追記し、あとは西尾市の搬入予定台数が未確定であることを明記すべきである。いずれにしても、大気質、騒音、振動の調査、予測、評価をするというのに、将来の収集運搬車両台数が検討中では、配慮書、方法書とは言えない。</p> <p>「方法書以降に」と言いながら方法書に記載されていない個所があるが、「準備書以降」では、準備書にも記載しないと疑わざるを得ない。</p> <p>どの道路にどれぐらいの交通量増加が想定されるのかを示し、道路混雑度との関係が、3点と低かった p8 こともあり、混雑度がどうなるのか、また、関係車両走行による大気、騒音、振動がどうなりそうか想定し、必要な地点をこの方法書で決めなければならない。利用道路別の将来交通量を追加した方法書に訂正するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>収集運搬車両の台数の考え方については、意見番号4で回答したとおりです。</p> <p>準備書においては、主要走行経路上の代表地点について、現況交通量と将来の収集運搬車両台数を明記した上で、車両の走行による大気質、騒音、振動への影響について、予測及び評価を行いました。</p>
28	<p>*p205 配慮書への意見「*共通10 位置、規模は配慮書の案で検討すべき」に対する見解は「事業の位置の設定の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。また、ごみ焼却施設の処理能力の設定の考え方については、意見番号2で回答したとおりです。」p205とあるが、位置の設定については、それなりにまとめてあるがp6~8、内容の分析は不十分である。</p> <p>規模については、配慮書で「ごみ焼却施設の処理能力約310t/日」p12、方法書で約292t/日とあるだけで、主な焼却処理量は人口が基本になると考えており、岡崎市、幸田町で増加するために、西尾市は減少しても、全体として増加することになっており、現在の社会常識とは反対の結果となっている。さらに操業を開始する2030(令和12)年</p>	<p>ごみ処理施設の処理能力の設定等の考え方については、意見番号1、意見番号2、意見番号3で回答したとおりです。</p>

表 4.2.1(11) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																								
28	<p>(続き)からは、どんどん人口が減少するにも拘わらず、その動向さえ検討していない。規模（焼却能力）を再検討するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p> <p>全国の自治体が将来構想等のために活用している「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）では、2015年から2045年の将来人口を予測しており、人口減少が顕著になる2030年以降の予測は岡崎西尾地域循環型社会形成推進地域計画では行っていないが、操業を開始する2030(令和12)年は607,586人と、人口問題研究所の604,111人よりさらに過大になっている。</p> <p>「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」</p> <table border="1" data-bbox="276 712 903 824"> <thead> <tr> <th></th> <th>2015</th> <th>2020</th> <th>2025</th> <th>2030</th> <th>2035</th> <th>2040</th> <th>2045</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡崎市</td> <td>381,051</td> <td>387,405</td> <td>390,594</td> <td>391,187</td> <td>392,572</td> <td>389,094</td> <td>378,254</td> </tr> <tr> <td>西尾市</td> <td>167,990</td> <td>169,878</td> <td>170,550</td> <td>170,351</td> <td>170,261</td> <td>169,369</td> <td>165,308</td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td>39,549</td> <td>40,867</td> <td>41,844</td> <td>42,573</td> <td>44,743</td> <td>43,027</td> <td>43,012</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>588,590</td> <td>598,150</td> <td>602,988</td> <td>604,111</td> <td>607,586</td> <td>601,490</td> <td>586,574</td> </tr> </tbody> </table> <p>赤字は岡崎西尾 地域循環型社会形成推進地域計画 p43-p45</p>		2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	378,254	西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	165,308	幸田町	39,549	40,867	41,844	42,573	44,743	43,027	43,012	合計	588,590	598,150	602,988	604,111	607,586	601,490	586,574	
	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045																																			
岡崎市	381,051	387,405	390,594	391,187	392,572	389,094	378,254																																			
西尾市	167,990	169,878	170,550	170,351	170,261	169,369	165,308																																			
幸田町	39,549	40,867	41,844	42,573	44,743	43,027	43,012																																			
合計	588,590	598,150	602,988	604,111	607,586	601,490	586,574																																			
29	<p>*p206 配慮書への意見「共通 11 位置は配慮書の案で検討すべき…「都市計画運用指針」p275「2. 廃棄物処理施設の計画に当たっての留意事項 廃棄物処理施設の設置に当たり、都市計画の観点として少なくとも以下の項目に留意することが望ましい。…(4)位置①、②、③、④、⑤ごみ焼却場等については、必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。…」とあり、環境影響評価法で配慮書が法制化された経過からしても、事業の位置、規模はもっとも重要な項目であり、位置について本来はこの配慮書の案、構想段階評価書の案でこそ、検討内容とすべきである。」に対する見解は「事業の位置の設定の考え方については、意見番号1で回答したとおりです。」p206 とあるが、都市計画運用指針の位置に関する留意点①搬入道路整備、②工業系用途地域が望ましい、③災害の発生の恐れが高いは望ましくない、④敷地周囲の整備、⑤地域における熱供給源として活用するについての、具体的な見解を示すべきである。少なくとも、地域冷暖房施設についての検討結果がでるまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>都市計画の概略の案にもお示ししているとおり、都市計画運用指針に示される留意点（①搬入道路整備、②工業系用途地域が望ましい、③災害の発生の恐れが高いは望ましくない、④敷地周囲の整備、⑤地域における熱供給源）を踏まえて、施設計画等を策定しております。</p> <p>なお、⑤地域における熱供給源については、「必要に応じ地域における熱供給源として活用することが望ましい。この場合は、関連する地域冷暖房施設等についても一体的に定めることが望ましい。」とされており、本施設では隣接するホワイトウェイブ 21(温水プール等)へ熱供給を行うこととしております。</p>																																								

表 4.2.1(12) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解																																																													
30	<p>*p206 配慮書への意見「共通 12 複数案は煙突の配置と高さだけ」に対する見解は「愛知県環境影響評価条例では、複数案の設定の考え方として、位置・規模」、「配置・構造」の観点から設定することとされています。事業の位置、規模の設定の考え方については、意見番号 1、意見番号 2 で回答したとおりです。このため、配慮書においては、「配置・構造」について、重大な環境影響を把握する観点から複数案を設定しております。」p206 とあるが、複数案は煙突位置と煙突高さだけという、配慮書の手続きをしなくても結論は分かっていることだけである。「煙突の高い方が寄与濃度は低く最大着地濃度出現距離は遠くなる。」p173 などでは、比較検討する意味がない。規模についての複数案を過大投資にならない観点からしっかり検討すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="277 792 903 976"> <caption>表 2.2.6 設定した複数案</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">複数案</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施設の配置</td> <td>A 案</td> <td>煙突西側配置</td> </tr> <tr> <td>B 案</td> <td>煙突東側配置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設の構造 (煙突の高さ)</td> <td>①案</td> <td>80m</td> </tr> <tr> <td>②案</td> <td>59m</td> </tr> </tbody> </table>	複数案		内容	施設の配置	A 案	煙突西側配置	B 案	煙突東側配置	施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m	②案	59m	<p>ごみ処理施設の処理能力（施設規模）の設定等の考え方については、意見番号 1、意見番号 2、意見番号 3 で回答したとおりです。</p>																																																
複数案		内容																																																													
施設の配置	A 案	煙突西側配置																																																													
	B 案	煙突東側配置																																																													
施設の構造 (煙突の高さ)	①案	80m																																																													
	②案	59m																																																													
31	<p>*p207 配慮書への意見「共通 13 西尾市クリーンセンターの南東でのダイオキシン類濃度が最大なので注意を」に対する見解は「本ページでは周辺の環境の現況を示しているため、維持管理状況等については記載していませんが、ご指摘を踏まえ、方法書以降の図書において、既存施設の維持管理状況の記載について検討いたします。また、周辺のダイオキシン類の現況の濃度は、環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）に対して十分小さい値と考えておりますが、今後も施設の維持管理に十分注意して運営してまいります。」P207 とあるが、方法書以降の図書ということで、方法書では既存施設の維持管理状況を確認したが、記載されていない。なぜこんな当たり前で簡単なことが実行できないのか。「以降」であれば当然方法書も含まれる。また、環境濃度は北西の卓越風の影響を受け、令和元年度は西尾市クリーンセンター内よりも、南東側 1 km 弱の瀬戸公民館のダイオキシン類の環境濃度が 0.072pg-TEQ/m³ と 3 倍以上、という指摘には答えていない。「環境基準に足して十分小さい値」だから問題ないという姿勢ではいけない。平成 28 年度は 7 倍以上であり、施設の維持管理に問題がなかったかを検証すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="277 1742 903 2016"> <caption>表 3.1.14 ダイオキシン類の測定結果（過去 5 年間）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">測定地点</th> <th colspan="5">平均</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西尾市クリーンセンター内</td> <td>0.030</td> <td>0.013</td> <td>0.012</td> <td>0.015</td> <td>0.019</td> <td rowspan="8">年間平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下 であること。</td> </tr> <tr> <td>花蔵寺公民センター</td> <td>0.017</td> <td>0.015</td> <td>0.033</td> <td>0.008</td> <td>0.011</td> </tr> <tr> <td>七野島公民センター</td> <td>0.0061</td> <td>0.012</td> <td>0.012</td> <td>0.009</td> <td>0.0081</td> </tr> <tr> <td>岡山集落センター</td> <td>0.022</td> <td>0.034</td> <td>0.029</td> <td>0.017</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>木田公民館</td> <td>0.030</td> <td>0.047</td> <td>0.033</td> <td>0.022</td> <td>0.037</td> </tr> <tr> <td>瀬戸公民館</td> <td>0.064</td> <td>0.098</td> <td>0.036</td> <td>0.059</td> <td>0.072</td> </tr> <tr> <td>駿馬古城公園（東条城跡）</td> <td>0.025</td> <td>0.041</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.034</td> </tr> <tr> <td>津早老人憩いの家</td> <td>0.023</td> <td>0.024</td> <td>0.020</td> <td>0.016</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table>	測定地点	平均					環境基準	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.015	0.019	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 であること。	花蔵寺公民センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011	七野島公民センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0081	岡山集落センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034	木田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037	瀬戸公民館	0.064	0.098	0.036	0.059	0.072	駿馬古城公園（東条城跡）	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034	津早老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020	<p>西尾市クリーンセンターの維持管理の状況については、方法書 166 頁に記載し、すべての項目で規制値を下回っている旨を記載しています。</p> <p>また、ダイオキシン類濃度は規制値に対して十分小さい値であり、施設の維持管理に問題ないものと考えます。</p>
測定地点	平均					環境基準																																																									
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度																																																										
西尾市クリーンセンター内	0.030	0.013	0.012	0.015	0.019	年間平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 であること。																																																									
花蔵寺公民センター	0.017	0.015	0.033	0.008	0.011																																																										
七野島公民センター	0.0061	0.012	0.012	0.009	0.0081																																																										
岡山集落センター	0.022	0.034	0.029	0.017	0.034																																																										
木田公民館	0.030	0.047	0.033	0.022	0.037																																																										
瀬戸公民館	0.064	0.098	0.036	0.059	0.072																																																										
駿馬古城公園（東条城跡）	0.025	0.041	0.020	0.016	0.034																																																										
津早老人憩いの家	0.023	0.024	0.020	0.016	0.020																																																										

表 4.2.1(13) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
32	<p>*p208 配慮書への意見「共通 14 道路騒音の環境基準のあてはめの明記を」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、環境基準及び要請限度の値、測定時間の時間区分及び測定場所はいずれも幹線交通を担う道路であることを示す内容を追記しました。なお、番号 2 (津平消防庫: 吉良町津平大入 452) の測定地点は、主要地方道西尾幸田線 (県道 41 号) から 10m 程度の位置にあり、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の環境基準を当てはめることができる測定場所となっています。」p208 とあるが、「注 2) 測定場所はいずれも幹線交通を担う道路に近接する空間にあたり、」と結論が書いてあるだけであり、「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうとして、①国道、県道、4 車線以上の市町村道、②自動車専用道路があるが、主要地方道西尾幸田線は、①国道、県道ではなく、2 車線なので 4 車線以上の市町村道には該当しない。また、②自動車専用道路でもない。このため、通常の道路に面する区域を適用すべきではないか。なお、これは単なる環境省の通知であることが記載されておらず、中央環境審議会の報告にはないことを拡大解釈しているだけである。</p>	<p>主要地方道とは、都道府県道及び市道のうち、主要な地方的幹線道路網を構成し、国としてもその整備を強力に促進する必要がある道路について、国土交通大臣が指定したものをいいます。 主要地方道西尾幸田線は県道であることから、環境基準のあてはめは、幹線交通を担う道路に該当します。</p>
33	<p>*p209 配慮書への意見「共通 15 要請限度は正確に、環境基準あてはめは重複」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。また、「自動車騒音に係る要請限度」の、注 2) 「幹線交通を担う道路」の定義、注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」の定義については、より分かりやすい図書とするため、表ごとに記載をすることとしました。」p208 とあり、わかりやすくなったことは評価する。ただし、要請限度が騒音規制法第 17 条に基づくことを明記すべきである。また、「措置を執るべきことを要請するものとする。」を「措置を執るべきことを要請する際の限度」では、市長の責務をあいまいにする表現であり、再度修正すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、騒音の要請限度の表現 (準備書 3-105 頁) を修正しました。</p>
34	<p>*p209 配慮書への意見「共通 16 道路交通振動の評価は要請限度では不十分」に対する見解は「ご指摘を踏まえて、令和元年度における道路交通振動調査の結果は、要請限度との対比による評価とともに、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値 (55 デシベル) を下回っている旨の記載を追記しました。」p209 とあるが、振動感覚閾値 (55 デシベル) を下回っている旨の記載を追記ではなく、豊橋田原ごみ処理施設整備事業 (変更準備書 2021 年 10 月 p622) のように、評価の手法として用いるべきである。</p>	<p>道路交通振動の評価基準・目標について、道路交通振動の要請限度としておりますが、振動感覚閾値との比較についても準備書 8-3-14、37 頁に記載しました。</p>

表 4.2.1(14) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
35	<p>*p209 配慮書への意見「共通 17 道路交通振動に係る要請限度を正確に」に対する見解は「ご指摘を踏まえ、要請限度に関する注釈の記載内容を修正しました。」p209 とあるが、方法書 p134 には、注)要請限度とは、「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。と正しく表現している。騒音の要請限度もこのように記載すべきである。ただし、振動規制法第 16 条に基づくことも追加すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、振動の要請限度の表現（準備書 3-107 頁）を修正しました。</p>
36	<p>*p209 配慮書への意見「共通 18 一律排水基準（生活環境項目）は適用されるのか」に対する見解は「番号 18 施設排水については、プラント排水と生活排水があります。このうち、プラント排水については、場内利用し公共用水域には排水しません。このため、施設からの排水は生活排水のみとなりますが、現時点では排水量は未定となっております。今後、自主規制値の設定の有無についても、併せて検討してまいります。」p209 とあるが、「施設からの排水は生活排水のみ」という判断は間違っているし、水質汚濁防止法第 2 条の「この法律において「排水」とは、特定施設…から公共用水域に排出される水をいう。」にも反している。排出される水には雨水も含まれる。いずれにしても、「現時点では排水量は未定」では方法書を作成する時点ではない。調査項目、調査頻度等に対する意見が出せない。 また、排水量を明記した上で、大気、悪臭、騒音、振動 p8 に加えて、厳しい自主規制値を設定すべきである。</p>	<p>方法書 209 頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。その後の検討結果に基づき、排水としてプラント排水、生活排水及び雨水がある旨を方法書 15、16 頁及び準備書 2-22 頁に記載しております。 また、排水のうち、プラント排水は場内で再利用し公共用水域への排水はありません。また、生活排水は公共用水域へ排水するものの、合併浄化槽で処理することから、排出先への負荷は小さいものと考えております。このため、自主規制値の設定は行っておりません。</p>
37	<p>*p210 配慮書への意見「共通 19 西尾市の公害防止の指導基準は適用されるのか」に対する見解は「施設排水については、意見番号 18 で回答したとおりです。」p210 とあるが、現時点では排水量は未定というだけであり、有害物質濃度などの公害防止の指導基準は決定できるはずである。</p>	<p>施設排水の考え方については、意見番号 36 で回答したとおりです。</p>
38	<p>*p210 配慮書への意見「共通 20 水量測定器設置義務はあるのか」に対する見解は「地下水の利用の有無については、今年度策定する「廃棄物処理施設整備基本計画」において、検討を行ってまいります。」p210 とあるが、廃棄物処理施設整備基本計画で検討するのではなく、地下水揚水設備を設置する計画かどうかを発注条件として示すべきである。設置するなら揚水機の吐出口の断面積が 19cm² を超えるかを記載し、水量測定器設置義務があるかどうかを判断できるまでは、環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>方法書 210 頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。その後の検討の結果、地下水は利用しない計画としております。</p>

表 4.2.1(15) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
39	<p>*p210 配慮書への意見「共通 21 大気質の予測手法ブルーム・パフ式では、地形変化に対応できない」に対する見解は「3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」p210 とあるが、「ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」は「行なう予定です。」の間違いである。この言葉を書くなら、準備書で予測し、それへの意見が出たときである。</p> <p>また、NO_x、SPM の予測について、〈施設の供用〉ばい煙の排出の予測の基本的な手法だけが、「ブルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測…なお、対象事業実施区域南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（昭和61年 厚生省）」を参考とした CRSTER モデル等によるブルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う。」p231 とあるが、こうした変化を見解でも正確に記載すべきである。</p> <p>なお、尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業の配慮書に対し、2019年7月5日に知事意見で「事業実施想定区域が木曾川沿いに位置しているため特異な風向・風速を有すると考えられること、煙突の高さが航空法の制限を受けるためダウンドラフト等により塩化水素等の短期濃度が高くなることが懸念されることから、大気質について、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。」と指摘されていることを念頭に置くべきである。</p>	<p>方法書 210 頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。配慮書の案及び配慮書における大気質の予測・評価では、ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っていることから、「ブルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」と記載しました。</p> <p>また、方法書 231 頁は、方法書において設定した調査、予測及び評価の手法を記載したものあり、準備書において 8-1-72～81 頁に記載のとおり地形の影響を考慮した予測を行いました。</p>
40	<p>*p210 配慮書への意見「共通 22 年平均値と年間 98% 値等の関係式は正しいのか」に対する見解は「寄与濃度については、表記上は小数点第 4 位まで記載していますが、小数点第 4 位以降も数値が存在しており、それを含めて日平均値の 2% 除外値または年間 98% 値への換算を行っております。」p210 とあるが、これでは納得できない。換算式が省略してあるのか。小数点第 4 位以降第何位まで、どのような値としたのかを明記すべきである。この値が存在するなら換算値 y は大きくなるはずであり、例えば NO₂ の煙突高さ 59m は、示された換算式では 0.0297ppm となるが、小数点第 4 位以降があるなら、もっと大きな値となるはずなのに、なぜ 0.0296ppm と小さくなっているのか。</p>	<p>年平均値と日平均値の 2% 除外値または年間 98% 値への換算値は省略していません。寄与濃度については小数点第 4 位以降も数値が存在しており、その値を用いて計算をしておりますが、表記にあたっては小数点第 5 位の値を四捨五入して示しております。</p> <p>なお、煙突高さ 59m の二酸化窒素の寄与濃度は、小数点第 5 位までを示すと 0.00167ppm となり、小数点第 5 位の値を切り上げて 0.0017ppm と示していることから、換算後の値が 0.0296ppm となります。</p>

配慮書の案 p173		表 5.1.6 予測結果				構想段階の案 p182	
項目	煙突高さ	バックグラウンド濃度 (年平均値) ①	寄与濃度 (年平均値) ②	将来濃度 (年平均値) ①+②	日平均値の 2% 除外値 または 年間 98% 値	最大濃度 濃度出現頻	二酸化窒素 : $y = 2.4966x + 0.0005$ 浮遊粒子状物質 : $y = 1.7686x + 0.0097$
二酸化窒素 (ppm)	80m	0.010	0.0011	0.0111	0.0283	約 1.5ppm	0.0282 式で計算
	59m		0.0017	0.0117	0.0296	約 1.3ppm	0.0297
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	80m	0.018	0.0002	0.0182	0.0419	約 1.5ppm	0.0419
	59m		0.0003	0.0183	0.0420	約 1.3ppm	0.0421
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	80m	0.012	0.0005	0.0125	—	約 1.5ppm	—
	59m		0.0007	0.0127	—	約 1.3ppm	—

表 4.2.1(16) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
41	<p>*p211 配慮書への意見「共通 23 現西尾市クリーンセンターの解体時期を明記すべき」に対する見解は「本事業では、新施設の建設工事以前に現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う可能性があります、具体的には検討中の段階です。また、新たな施設が稼働した後に現施設を解体する予定ですが、具体的な解体時期は未定です。なお、駐車場については、現在、来客者と職員が利用していますが、新施設の工事中は来客用の駐車場利用を中止するとともに、職員用の駐車場は建設予定地以外の敷地内に確保する計画としております。また、現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設の解体を行う場合にも、現施設の正常稼働には影響がないように検討してまいります。」 p211 とあるが、現施設の解体時期さえ未定な段階で環境影響評価手続きに入るのは間違いである。解体工事があればそれはアセス対象となり、方法書でも調査対象に加える必要がある。</p> <p>また、来客用と職員が利用している駐車場がなくなるため、来客用の駐車場利用を中止し、職員用は別場所に確保とあるが、来客用の駐車はどうする計画で、このほか、搬出入車両の動線・駐車場をどうするかが不明である。</p> 	<p>現施設のうち新施設建設に支障となる一部施設（管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場）の解体工事の時期は、方法書 25 頁の表 2.2.10 及び準備書 2-24 頁の表 2.2.7 に示すとおりです。また、環境影響評価項目の選定にあたっては、これらの施設の解体工事についても考慮いたしました。</p> <p>また、駐車場については、意見番号 9 にお示ししたとおり、リサイクルプラザ棟の機能及び管理棟内の職員の一部は別の場所に移転することから、現在よりも少ない駐車場台数で十分と考えております。なお、具体的な駐車場の位置は、現在検討中です。</p>
42	<p>*p212 配慮書への意見「配慮書の案と構想段階評価書の案で重複する部分は省略すべき」に対する見解は「配慮書と都市計画の構想段階評価書は、各法令に基づく個別の図書となるため、重複する内容があっても省略せずに記載しました。」 p212 とあるが、各法令に基づく個別の図書であることは当然であり、重複する部分が省略できなければ、知事意見「住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。」に従い、そうした注記ぐらいはすべきである。</p>	<p>法令に基づく個別の図書であるため、各図書への注記の記載は行っておりません。なお、今後も住民の皆様等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めてまいります。</p>

表 4.2.1(17) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第6章 配慮書についての縦覧状況並びに愛知県知事の見解及び都市計画決定権者の見解		
43	*p213 愛知県知事の見解「1 全般的事項 (1) 配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。」に対する見解は「配慮書において設定した複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容については、第2章に記載しました。」p213 とあるが、方法書の第2章のどこを見ても(特に、2.1.4 建設予定地の選定経緯 p6~8)絞り込んだ経緯及びその内容は配慮書と同じである。知事意見への見解は虚偽なのか。	方法書の18頁~24頁の「2.2.5 配慮書の複数案から単一案に絞り込んだ検討の経緯及びその内容」において、配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯及びその内容について記載いたしました。
44	*p213 愛知県知事の見解「(3) 廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めるとともに、計画施設の処理能力の算定根拠を分かりやすく示すこと。」に対する見解は「廃棄物の排出抑制に向けた取組を進めてまいります。また、計画施設の処理能力の算定根拠は第2章に記載しました。」p213 とあるが、「排出抑制に向けた取組を進めてまいります。」ではなく、3月の配慮書で焼却能力310t/日であったものが、11月の方法書 p12, 13 では292t/日と縮小している。とりえず西尾市の焼却量を減少させたという事実とその理由を明記し、その旨を見解とすべきである。	処理能力の設定の考え方については、意見番号1、意見番号2、意見番号3で回答したとおりです。
45	*p214 愛知県知事の見解「(4) 事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を含めて環境影響評価を適切に実施すること。」に対する見解は「事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、新施設建設に支障となる一部施設(管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場)の解体を行うこととなったため、本事業の一部としてその影響を含めて環境影響評価を適切に実施します。」p214 とあるが、本研究委員会の共通意見23に対する見解 p211(一部施設の解体を行う可能性がありますが、具体的には検討中の段階) と異なるのはなぜか。	方法書211頁の見解は、配慮書で示した見解を再掲しているものです。 方法書の段階においては、対象事業実施想定区域内の既存のごみ処理施設等について、新施設建設に支障となる一部施設(管理棟、リサイクルプラザ棟、車庫棟、洗車場)の解体を行うことが決定したことからその旨を記載しました。
46	*p214 愛知県知事の見解「事業実施想定区域南側に山地があり、風向・風速がその地形による影響を受けている可能性が考えられることから、大気質について適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。」に対する見解は「事業実施想定区域南側に山地があることから、大気質についての適切な予測・評価の手法として、地形を考慮した大気質の予測を行うことを検討し、その結果を第7章に記載しました。」p214 とあるが、第7章は検討した結果、プルーム・パフモデルを使うと、結果しか記載していない。検討内容を追記すべきである。 また、本研究委員会の共通意見21に対する見解(通常より拡散しにくい地形で、かつ、環境影響の	愛知県環境影響評価審査会における審議や愛知県知事意見の内容を踏まえ、大気質についての予測・評価の手法は、プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションに、CRSTERモデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う旨を記載しております。なお、準備書8-1-72~81頁に記載のとおり予測を行っております。

表 4.2.1(18) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
46	<p>(続き)程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。)を記載していないのは、自信がないからか、具体的に証明できないからなのか。</p>	
<p>第7章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測評価の手法</p>		
47	<p>*p251 土壌環境の調査地点1地点では不十分、深さもピットまで。 土壌環境の調査地点(有害物質による汚染状況)は事業実施区域内の1地点 p251 だけであるが、地点数は少なすぎる。 また、その調査深度はどうするのか。通常はピット深さまでは深さ別に調査する。まさか表層だけではないはずだが。 さらに、堀削した土壌は「極力、外部に搬出しないようにしますが、具体的には今後検討」では、工事中運搬車両の台数にも影響するので、方法書段階で確定するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>土壌環境の調査地点は、ごみピットが想定される1地点とし表土の調査を行いました。ごみピット深さについては、地下水の水質調査(地下水環境基準項目及びダイオキシン類)により状況を把握しました。 なお、対象事業実施区域全体の土壌環境調査については、別途、「土壌汚染対策法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき実施することとしております。 また、工事中の運搬車両台数についても、搬出する土量も含めて設定し、準備書資料編の1-3頁に記載しました</p>
48	<p>*p224, p225 大気の搬出入調査・予測地点は計画地に直結する道路追加を 大気の搬出入調査・予測の4地点は、①、③、④県道宮迫今川線、②主要地方道西尾吉良線となっているが p233、計画地に直結する市道瀬門 143 号線、市道瀬門 50 号線を追加する必要がある。 特に、市道瀬門 143 号線の西端は。余熱を提供しているホワイトウェイブ 21(温水プールを主とした総合型レジャー施設)の屋外プールに沿っており、その沿線の大気環境悪化は見逃ごせない。 また、市道瀬門 50 号線の東端は喫茶 Reigen が立地しており、新しく追加される岡崎方面からの収集運搬経路にあたるため、大気環境悪化の状況を明らかにすべきである。</p>	<p>道路沿道の大気質の調査・予測地点については、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路沿道において、車両が集中し住宅等の保全対象がみられる代表的な4地点を設定しました。 なお、ご指摘いただいた追加地点について、ホワイトウェイブ 21 については不特定の利用者が散発的に利用する施設であること、また、喫茶店は西尾吉良線に面した立地であることから方法書で示した地点で問題ないものと考えております。</p>



表 4.2.1(19) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
49	<p>*p230 大気のはい煙排出調査地点は確定を 大気のはい煙排出濃度の調査地点は「対象事業実施区域内1地点(地点1)、対象事業実施区域周辺4地点(地点2～5)…主風向の風上側(北西側)と風下側(南東側)、これに直行する方向(北東側、南西側)を基本として、学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定:図7.2.2 環境大気質及び気象の調査地点参照」p230とあるが、調査地点図p234では、周辺4地点は未確定で、それぞれ半径0.7kmの円で示している。学校や住居等の保全対象の分布状況等を考慮して設定するという点では方法書の意味がない。調査地点が確定するまでは環境影響評価手続きを中断すべきである。</p>	<p>環境大気質の調査地点については、機器設置スペースや電源等の確保が必要であり土地所有者との協議が必要であるため、方法書では調査地点の設定の考え方や調査地点の範囲を示しています。この範囲内で地点を設定すれば、適切な予測・評価を行うにあたって、問題ないと考えております。</p> <p>なお、方法書作成後、具体的な調査地点を決定し、準備書の7-27頁に記載しました。</p>
50	<p>*p231 南側山地のため、はい煙の排出だけ、プルーム中心軸の補正を行なう？ NOx、SPMの予測について、〈施設の供用〉はい煙の排出の予測の基本的な手法だけが、「プルーム式等を用いた拡散シミュレーションによる予測…なお、対象事業実施区域南側に山地が存在することから、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル(昭和61年 厚生省)」を参考としたCRSTERモデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行う。」p231とあるが、〈工事の実施〉資材等の搬入及び搬出・〈施設の供用〉廃棄物等の搬入及び搬出p225、〈工事の実施〉建設機械の稼働等 p227の予測の基本的な手法では、単純に「プルーム式及びパフ式を用いた拡散シミュレーションによる年平均値、1時間値の予測」とあるだけだが、なぜ同じ大気予測なのに予測方法が異なるのか。</p> <p>また、「大気質の予測手法プルーム・パフ式では、地形変化に対応できない」に対する見解は「3次元流体モデル等の詳細な予測の手法については、対象地域が通常より拡散しにくい地形を有する場合で、かつ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合に用いられます。対象事業実施区域周辺は、そのような地形にはなっていないことから、大気質の予測において実績のある手法である、プルーム・パフ式を用いて、予測・評価を行っています。」p210は不十分な表現であり、方法書本文では、供用時のはい煙だけは、プルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測を行なうとなっており、虚偽の見解となる。</p> <p>なお、「CRSTERモデル等によるプルーム中心軸の補正」では、有効煙突高さの補正を行うだけであり、流線の曲がりには考慮できないはずである。それでも問題ないかを十分検討すべきである。</p>	<p>工事の実施に伴う資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、施設の供用に伴う廃棄物等の搬入及び搬出による影響については、煙突排ガスとは排出源高さや影響範囲が異なり、対象事業実施区域南側の地形による影響は受けないと考えられることから、CRSTERモデル等によるプルーム中心軸の補正による地形を考慮した予測は行っておりません。</p>

表 4.2.1(20) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
51	<p>*p235 建設機械の騒音予測は敷地境界に近い場合を「予測対象時期等:建設機械の稼働に伴う騒音に係る環境影響が最大となる時期」p235 とあるが、具体的には、工事期間中の建設機械のパワーレベルを合計し、その最大時で予測することが多いが、騒音・振動の場合は、距離減衰により遠くの発生源はほとんど関係なく、大きな発生源が敷地境界に近い場合に規制基準さえ超えることが多い。このため、どの時期のどの建設機械が稼働するかが重要な要素となるので、工事工程（解体、土木・建築、プラント設備、外構）ごとに、主要建設機械名と規模・能力、騒音・振動発生量を示し、それぞれについて最悪ケースの予測をすべきである。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う騒音の予測については、ご意見も踏まえ、影響の大きくなる時期を考慮の上、適切に予測・評価を実施しました。建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、準備書 8-2-23 頁に記載しました。</p>
52	<p>*p236 施設稼働の騒音評価の手法は自主規制値を施設稼働の騒音評価は「基準等と整合が図られているかどうか」として、環境基準、規制基準が記載してあるが p236、「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける計画」である公害防止基準 p15 では、騒音・振動についても法規制値だけではなく自主規制値を設定し、それを評価の基準に追加すべきである。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の土地利用は工場等となっており、住宅等は存在しないことから、敷地境界における騒音については自主規制値を設けず、法規制値等を遵守することとしております。</p>
53	<p>*p237 道路交通騒音の調査は、舗装種類と縦断勾配も道路交通騒音の調査の基本的な手法は「現地調査…・道路構造:メジャー等による計測、・交通量:カウンターによる計測、・走行速度:ストップウォッチによる計測」p237 とあるが、予測の基本的な手法…ASJ RTN-Model2018(日本音響学会式)による予測 p238 とあるため、舗装種類と縦断勾配も現地調査に追加すべきである。ASJ RTN-Model2018 では、密粒舗装、排水性舗装、高機能舗装Ⅱ型により、A特性音響パワーレベルが異なるため、予測条件のもとになる資料であり、現地調査等で確認する必要がある。 また、「十分長い上り勾配の道路を走行する大型車類にのみ適用」する縦断勾配も調査が必要である。</p>	<p>道路交通騒音の調査においては、舗装種類や道路の勾配の状況についても適切に把握しました。調査対象道路の状況は、準備書 8-2-9 頁に記載しました。</p>
54	<p>*p243 振動評価の手法は振動の感覚閾値施設稼働の評価は「基準等と整合が図られているかどうか」として、規制基準及び「振動の感覚閾値」p243 が記載してあるが、建設機械の稼働 p242 では規制基準だけであり、道路交通振動 p245 では道路交通振動の要請限度だけである。同じ振動の評価なので、施設稼働で用いる「振動の感覚閾値」を全て用いるべきである。 また、「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける計画」である公害防止基準 p15 では、騒音・振動についても法規制値だけではなく自主規制値を設定し、それを施設稼働の評価基準に追加すべきである。</p>	<p>規制基準が定められている建設機械の稼働の予測結果については規制基準との比較を行いました。規制基準の定めのない道路交通振動の予測結果については要請限度及び振動の感覚閾値との比較を行い、準備書 8-3-14、37 頁に記載しました。 また、対象事業実施区域周辺の土地利用は工場等となっており、住宅等は存在しないことから、敷地境界における振動については自主規制値を設けず、法規制値等を遵守することとしております。</p>
55	<p>*p246 施設稼働の悪臭評価の手法は自主規制値を施設稼働の悪臭評価は「基準値と整合が図られているかどうか」として、規制基準が記載してあるが p246、「法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を設ける計画」である公害防止基準 p15 では、についても法規制値だけではなく自主規制値を設定し、それを評価の基準に追加すべきである。</p>	<p>自主規制値については、方法書 15 頁の表 2.2.4 及び準備書 2-20 頁に記載のとおり、煙突排ガスの項目について設定しています。</p>

表 4.2.1(21) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

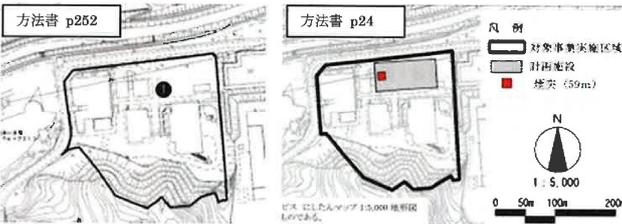
番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
56	<p>*p246 施設稼働の悪臭調査は風下側も 施設稼働の悪臭現地調査は「・特定悪臭物質、臭気指数：調査当日の風上、風下を考慮した事業実施区域敷地境界付近2地点（地点1、2）、臭気指数：周辺の住居を代表する2地点（地点3、4）」p246とあるが、調査地点図 p247 では、周辺の住居を代表する2地点が北西～北にしかない。臭気指数だけしか調査しないにしても、風下側の東南、南部にも集落は存在するので、大気と同様に風下側も調査すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、悪臭の調査地点は、対象事業実施区域の東側及び南側の地点も追加しました。悪臭の調査地点は準備書 7-40 頁に記載しました。</p>
57	<p>*p248, p249 工事による水質汚染の現地調査が現場から遠すぎる 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去による、水素イオン濃度 p248、水の濁り（浮遊物質）p249 の現地調査地点が「放流先となる須美川の2地点（図 7.2.6 水質の調査地点参照）」とあるが、調査地点図では、排水ルートの上流と下流側約 350m の橋となっている。これでは排水ルートの影響は把握できない。上流部と同程度の距離の直下流に変更すべきである。</p> 	<p>下流側の調査地点については、須美川における施設排水合流後の標準的な状況を把握するため、施設排水と須美川の河水が混合した状態と考えられる地点で調査を行いました。水質の調査地点は準備書 7-43 に記載しました。</p>
58	<p>*p251 土壌環境の調査地点はピット部分を 土壌環境の調査地点は「対象事業実施区域内の1地点（図 7.2.7 土壌環境の調査地点参照）」p251 とあるが、焼却場建設で最も掘削土砂の多いのが、このピット部分であり、土壌汚染の恐れはこのピット部分の掘削土砂になるため、現地調査地点は区域中央のピット部分とすることはいいが、調査深度を追加すべきである。表層だけの調査では不十分である。掘削土砂そのものの土壌汚染を調査する必要がある。 また、地下水の「掘削深さが最も深くなると想定されるごみピット付近で1地点」p255 と同様の文章にして正確に表現すべきである。</p> 	<p>土壌環境の調査地点の考え方については、意見番号 26 で回答したとおりです。</p>

表 4.2.1(22) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
59	<p>*p258 日照の評価は法規制を上回るべき 日照の評価の手法が「基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにする。」として、〈基準・目標〉を・「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制 p258 としているが、これは最低限の値であり、これを守れなければ建築できない基準値である。基準等と整合が図られているかという言葉は、日影規制をさらに上回る基準を守ることがを意味するはずである。地上 4 m での基準を、地表面での基準にするというように、環境影響評価としての独自の目標を定めるべきである。</p>	<p>日照については、整合を図るべき国の基準等がないことから、参考値として建築基準法及び愛知県建築基準条例に基づく日影規制を用いました。</p>
60	<p>*p259 オオタカの事前調査は違法 鳥類の調査で「注 2) 事前踏査において、対象事業実施区域周辺でオオタカが生息及び繁殖している可能性が考えられたことから、マニュアルに基づき、1 営巣期目の調査を令和 4 年 2 月から 8 月の期間で先行実施している。」p259 とあるが、こうした事前調査は環境影響評価法違反である。 環境影響評価法第 31 条は、(対象事業の実施の制限)として「事業者は、第 27 条の規定による公告(評価書縦覧)を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」とある。方法書、準備書、評価書が確定してから、オオタカの調査を開始すべきであり、それまではこの事前調査を中止すべきである。</p>	<p>本事業は愛知県環境影響評価条例に基づき手続を実施しており、環境影響評価法の適用は受けません。 また、愛知県環境影響評価条例第 25 条に、評価書の公告を行うまでは対象事業を実施してはならないとの規定がありますが、ここでいう「対象事業の実施」とは対象事業の整備に係る建設工事を指しており、「オオタカの生息状況の調査」は「対象事業の実施」に含まれません。 なお、オオタカの事前調査は対象事業実施前の環境影響評価手続の一環であり、調査の実施・結果の公表にあたっては有識者へのヒアリングを実施した上で進めております。</p>
61	<p>*p260 フクロウの調査時期、時間を明確に 有識者への聞き取り結果概要で、地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、方法書以降の現地調査の際には夜間調査を実施すること。」、聞き取り実施日が異なる(別?)の地元研究会会員から「調査範囲周辺でフクロウが営巣していたことがあるため、12 月～1 月頃に夜間調査を実施し、生息状況の把握に努めること。」p260 と指摘されたのだから、調査方法には、冬季の夜間調査を明記すべきである。</p>	<p>有識者へのヒアリング結果を踏まえて、鳥類の冬季調査においてフクロウの夜間調査を実施することとし、実施内容については、準備書 7-52 頁に記載しました。</p>
62	<p>①環境騒音・振動、低周波音の調査地点の増設を希望します。 理由：季節による風向きの変化があるため、現案の西側だけでなく、東側及び南側も追加してください。(地図添付)</p>	<p>ご意見を踏まえ、環境騒音・振動の調査地点を追加し、準備書 7-33 頁に記載しました。 なお、低周波音については、周辺に大きな発生源もないことから当初計画どおり対象事業実施区域 4 地点としました。</p>
63	<p>②悪臭の調査地点の増設を希望します。 理由：季節による風向きの変化があるため、現案の西側だけでなく、東側及び南側も追加してください。(地図添付)</p>	<p>ご意見を踏まえ、悪臭の調査地点を追加し、準備書 7-40 頁に記載しました。</p>
64	<p>③道路沿道大気質、道路交通騒音・振動等の観測時期の追加を希望します。 理由：夏休み期間中のホワイトウェイブ 21 利用者が増加することに伴う交通渋滞が発生している。</p>	<p>道路沿道大気質の調査は 4 季に実施し、夏季の状況も把握しました。 道路交通騒音・振動は、年間の代表的な時期として秋季に行い、夏休み期間中の渋滞の状況も別途把握しました。 道路沿道大気質の結果は準備書 8-1-19～21 頁に、道路交通騒音・振動の結果は 8-2-6、8-3-5 頁に記載しました。</p>

25

環境騒音・振動、低周波音

調査地点



○印追加調査地点

調査内容

【環境騒音・振動】

平日、休日の各24時間：環境騒音
環境振動

【低周波音】

平日の24時間：低周波音

騒音計



振動計

図 4.2.1(1) 意見書において提示された地点（環境騒音・振動、低周波音）

27

悪臭

調査地点



調査内容

梅雨期、夏季各1日1回：特定悪臭物質
臭気指数



特定悪臭物質調査



臭気指数調査

図 4.2.1(2) 意見書において提示された地点（悪臭）

表 4.2.1(23) 方法書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
その他の事項		
65	<p>新設されるごみ焼却場では焼却量だけではなく、ごみ収集車両の通行量も増え周辺環境が悪化するので、地元負担金額も相応に上げるべきだ。</p>	<p>ごみ収集車両の走行による影響については、現地調査の結果を基に予測・評価を行い、準備書に示しました。 ごみ収集車の走行による大気質の予測結果は準備書 8-1-104、105 頁に、騒音の予測結果は 8-2-41 頁に、振動の予測結果は 8-3-37 頁に記載しました。 なお、地元負担金については、今後も話し合いを行ってまいります。</p>
66	<p>①地元は建設同意を交わしていないので環境影響評価は必要ないと判断しています。 理由：令和元年 10 月に 4 自治会で説明会（一度だけ）を開催しただけその後同意に向けた会合無しで地元が承諾・同意したと判断されています。地元は建替えの必要性は確認したが、地元要望の条件提示無しで、事が運んでいることを不審に感じています。以上のことで一度リセットして改めて地元の意見・要望を検討して頂きたい。</p>	<p>本環境影響評価は、事業による環境への影響を事前に調査、予測及び評価し、その結果に応じて環境に配慮した事業計画を検討するために実施するものです。 地元要望については、今後も話し合いを行ってまいります。</p>

第5章 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解は、表 5.1(1)、(2)に示すとおりである。

表5.1(1) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。	方法書に関する愛知県知事意見を十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ、準備書を作成しました。
1 全般的事項	
(1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。	事業計画の具体化にあたっては、環境の保全に関する最新の知見等も踏まえ、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、計画施設における公害防止基準の検討を行いました。 その結果、排ガスについて、法令等よりも厳しい自主規制値を定めることとし、これを遵守し運転を行っていく計画としました。 また、工事計画については、現時点では施工業者が決まっておりませんが、本環境影響評価の予測・評価結果を踏まえ、より一層の環境影響の低減について検討してまいります。
(2) 新たなごみ処理施設の処理能力を 292 トン/日としているが、その算定根拠をわかりやすく示すこと。	方法書の公表後、新たなごみ処理施設の処理能力を 266 t/日に見直しを行いました。 処理能力の算定の根拠となる計画処理量及び処理能力の算定方法は、「第 2 章」に示しました。
(3) 新たなごみ処理施設の処理方式については、今後検討して決定するとしているが、決定に係る比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。 なお、準備書作成までに処理方式が決定していない場合には、処理方式ごとに排出ガス等の諸元を適切に設定の上、予測及び評価を行うこと。	計画施設の処理方式の検討の経緯については、「第 2 章」に示しました。なお、本事業では、新たなごみ処理施設の事業方式を DBO 方式とし、民間事業者による設計・建設を性能規定により一括発注することにより、民間のノウハウを活かした事業コストの削減と、より質の高い公共サービスの提供を目指すこととしました。このため、準備書段階においては、3つの処理方式から1つの方式に絞り込んでおりません。 環境影響評価の実施にあたっては、評価項目ごとに処理方式による影響の差異の有無を検討の上、原則として影響が最も大きくなると推定される方式について予測及び評価を行いました。 予測評価の対象とした処理方式の設定方法等は、環境影響評価の項目ごとに整理し、「第 7 章」に示しました。
(4) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。	調査地点及び予測地点については、事業計画や現地の状況、住民意見等を勘案し設定しました。設定理由については、「第 8 章」の各項目に示しました。

表5.1(2) 方法書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解

愛知県知事の意見	都市計画決定権者の見解
(5) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。	現地調査を実施する中で、希少猛禽類であるオオタカの飛翔や対象事業実施区域内でヒメタイコウチの生息が確認されたことから、専門家へのヒアリングを行い、環境保全措置の検討を行った上で、予測及び評価を行いました。
2 悪臭	
悪臭の現地調査については、梅雨期及び夏季に1日1回行うとしているが、対象事業実施区域の南側に山地が存在することを踏まえ、冬季の弱風時にも悪臭の現地調査を実施すること。	ご意見を踏まえ、悪臭の現地調査については、冬季の弱風時にも調査(1日1回)を実施しました。調査結果は「第8章」に示しました。
3 動物、植物及び生態系	
(1) 動物の生息状況及び植物の生育状況等に係る文献調査については、方法書に記載されている文献等も含め最新の文献等により適切に実施すること。	動物の生息状況及び植物の生息状況等に係る文献調査については、方法書に記載している文献等も含め「全国鳥類越冬分布調査報告 2016-2022年」等最新の文献等により実施しました。使用文献及び文献調査結果は「第3章」に示しました。
(2) 対象事業実施区域周辺において、オオタカが営巣している可能性があることから、オオタカの繁殖に影響を与える可能性が高い時期に動植物の現地調査を行う場合には、できる限り影響が小さい手法により調査を行うこと。	オオタカの営巣地付近における動植物の現地調査の実施にあたっては、オオタカの繁殖に影響を与えないよう、踏査ルート及び調査地点を適切に設定した上で、調査を実施しました。
(3) 対象事業実施区域周辺において、フクロウが営巣している可能性があることから、夜間調査を実施すること。	ご意見を踏まえ、コールバック法によるフクロウ調査を実施し、生息を確認しました。調査概要及び結果は「第8章」に示しました。
(4) 対象事業実施区域周辺において、ヒメタイコウチが生息している可能性があることから、調査地点等を適切に設定の上、調査を実施すること。	対象事業実施区域周辺において小さな水路脇や水深の浅い湿地等ヒメタイコウチが生息している可能性がある地点について任意調査を実施しました。調査概要及び結果は「第8章」に示しました。
(5) 方法書に記載されている植生図は、対象事業実施区域及びその周辺における現在の土地利用の状況を反映していない可能性があることから、現在の土地利用の状況を把握し植生図を適宜修正した上で、適切に予測及び評価を実施すること。	動物・植物・生態系の予測及び評価の実施にあたっては、植生調査結果や現在の土地利用の状況を踏まえて作成した現存植生図を使用しました。現存植生図及び予測・評価結果は「第8章」に示しました。
4 その他	
準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。	準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めました。 なお、方法書についての住民等の意見の概要及びそれに対する見解は「第5章」に示しました。

第6章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及びその選定理由等

6.1 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目の選定及び選定理由

環境影響評価項目は、指針の別表第1の参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、影響要因を「工事の実施」(既存の工作物等の除去を含む。)、
「土地又は工作物の存在」(以下「施設の存在」という。)及び「土地又は工作物の供用」(以下「施設の供用」という。)の各段階について抽出し、環境要素のうち、抽出した影響要因により影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる項目として、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び環境影響評価の項目は表 6.1.1 に、環境影響評価の項目を選定した理由及び指針の参考項目であっても非選定とした理由は、表 6.1.2(1)～(5)に示すとおりである。

表 6.1.1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分	工事の実施				施設の存在	施設の供用			
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	地形改変並びに施設の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出	施設からの悪臭の漏洩
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物					○				
		窒素酸化物	○	○			◎			○	
		浮遊粒子状物質	○	○			◎			○	
		粉じん等	○	○	○						
		有害物質等					◎				
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○							
		施設からの騒音						○			
		道路交通騒音	○							○	
		低周波音						○			
	振動	建設作業等振動		○							
		施設からの振動						○			
		道路交通振動	○							○	
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数									○
	水質	水素イオン濃度			○						
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)									
		水の濁り(浮遊物質等)			○						
		富栄養化									
		有害物質等									
	地形及び地質	重要な地形及び地質									
	地盤・土壌	土壌環境			○						
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○						
	地下水質			○							
		日照阻害				○					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○					
	植物	重要な種及び群落			○	○					
	生態系	地域を特徴付ける生態系		○	○	○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				◎					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○							○	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○	○			
		残土その他の副産物			○						
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○	○		○	

注1) 表中の「○」は選定した項目、「◎」は配慮書においても選定した項目を示す。

注2) 工事の実施には、既存施設の解体工事を含む。

注3) 網掛けは指針別表第1(点的開発)の参考項目を示す。

表 6.1.2(1) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大 気 質	硫黄酸化物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる硫黄酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	窒素酸化物	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる窒素酸化物が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	浮遊粒子状物質	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い排出される排出ガス中に含まれる浮遊粒子状物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	粉じん等	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削・盛土の土工及び既存の工作物等の除去に伴い発生する粉じん等が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表 6.1.2(2) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	有害物質等	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い排出される排出ガス中に含まれる有害物質が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	建設作業等騒音	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
騒音及び超低周波音	施設からの騒音	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通騒音	廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通騒音が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		低周波音	機械等の稼働	○
振動	建設作業等振動	建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴い発生する振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	施設からの振動	機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い発生する機械等の振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	道路交通振動	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い発生する道路交通振動が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
悪臭	特定悪臭物質、臭気指数	施設からの悪臭の漏洩	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴い施設から漏洩する悪臭が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「－」は非選定とした項目を示す。

表 6.1.2(3) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質	水素イオン濃度	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、コンクリート工事に伴い発生するアルカリ性排水が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)	汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、対象事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	水の濁り	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削、盛土等の土工に伴い降雨時に発生する水の濁り(浮遊物質量)が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
	富栄養化	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
	有害物質等	汚水の排出	—	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
地形及び地質	重要な地形及び地質	地形改変並びに施設 の存在	—	事業実施区域内に重要な地形及び地質が存在しないため。
地盤・土壌	土壌環境	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削工事に伴い発生する発生土が周辺環境に影響を及ぼすおそれがあるため。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、ごみピット等の掘削工事に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設 の存在	○	ごみピット等地下構造物の設置に伴い、地下水位が影響を受けるおそれがあるため。
	地下水質	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	本事業実施以前に起因する現地土壌等の汚染があった場合、地下水質が掘削工事の影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設 の存在	—	ごみピット等の地下構造物はごみ汚水が土壌中へ浸透、流出しない構造とする計画であり、地下水質に影響を及ぼす要因はないと考えられるため。
日照障害	地形改変並びに施設 の存在	○	施設の存在に伴い周辺環境が日照障害の影響を受けるおそれがあるため。	

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 6.1.2(4) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
動物	重要な種及び注目すべき生息地	建設機械の稼働等	○	重要な種及び注目すべき生息地が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。 また、工事の実施において、工事中の排水による影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 また、生活排水については合併浄化槽で処理した後、雨水については一旦調整池にて貯留した後、対象事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、排水先に対する本事業における負荷量はわずかであり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
植物	重要な種及び群落	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	重要な種及び群落が、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
生態系	地域を特徴付ける生態系	建設機械の稼働等	○	地域を特徴付ける生態系が、建設機械の稼働、掘削・盛土等の土工及び地形改変並びに施設の存在に伴い影響を受けるおそれがあるため。
		掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	
		地形改変並びに施設の存在	○	
		汚水の排出	—	動物の項目と同様に、本事業による影響は小さいと考えられるため。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに施設の存在	○	地形改変並びに施設の存在に伴い景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがあるため。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。
		地形改変並びに施設の存在	—	地形改変並びに施設の存在により影響を及ぼすような主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しないため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴い主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがあるため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

表 6.1.2(5) 環境影響評価の項目の選定・非選定理由

項目		選定 非選定	選定する理由又は選定しない理由	
環境要素の区分	影響要因の区分			
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	資材等の搬入及び搬出	—	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。	
	地形改変並びに施設が存在	—	地形改変並びに施設の存在により影響を及ぼすような文化財等が存在しないため。	
廃棄物等	廃棄物	ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、集じん装置によって捕集される排出ガス中の飛灰（ばいじん）等、処理の過程で廃棄物が発生するため。
		機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、機械等の稼働に伴い廃棄物（焼却灰等）が発生するため。
		汚水の排出	—	場内で発生するプラント系排水については、排水処理を行ったのち場内で使用する計画であり、処理の際に発生する廃棄物（汚泥）は焼却処分するため場外に排出しない。 また、生活排水については合併浄化槽で処理した後、対象事業実施区域周辺の既存の排水路へ放流する計画であり、処理の際に廃棄物（汚泥）が発生するものの少量であり、本事業による影響は小さいと考えられるため。
残土その他の副産物	掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去	○	工事の実施において、掘削工事に伴う残土、建設工事及び既存の工作物等の除去に伴う副産物が発生するため。	
温室効果ガス等	温室効果ガス等（二酸化炭素等）	資材等の搬入及び搬出	○	工事の実施において、資材等運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		建設機械の稼働等	○	工事の実施において、建設機械の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		ばい煙の排出	○	ごみ処理施設の供用時において、ごみの焼却に伴い二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		機械等の稼働	○	ごみ処理施設の供用時において、施設の稼働に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○	ごみ処理施設の供用時において、廃棄物運搬車両等の運行に伴うエネルギーの使用により二酸化炭素等の温室効果ガスが発生するため。

注) 表中の「○」は選定した項目を、「—」は非選定とした項目を示す。

6.2 環境影響評価項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

計画施設の処理方式については、これまでの検討結果を踏まえ、以下の3処理方式を候補としている。

- ストーカ式焼却方式
- シャフト炉式ガス化溶融方式
- 流動床式ガス化溶融方式

今後実施する民間事業者の選定は、「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）での策定事項を基本条件とし、上記3処理方式を対象に実施する予定であり、準備書公表段階において、処理方式は1つに決定しない。

そのため、「第7章 環境影響の調査、予測及び評価の概要」においては、「廃棄物処理施設整備基本計画」の内容や、プラントメーカーへのヒアリング（以下「メーカーヒアリング」という。）結果等をもとに、環境影響評価の項目ごとに環境への影響の大きい処理方式の諸元を用いることを基本として予測・評価を行うこととする。

環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とする処理方式についての考え方と設定については次頁以降に示すとおりである。

6.2.1 全般に係る設定

6.2.1.1 工事計画

建築物の形状は各処理方式を包含するものとすることや、設備機器の構成はいずれの処理方式でも焼却炉本体以外は基本的に同様であること、また、基本的な工事種類（造成工事、土木建築工事、プラント設備工事等）は処理方式によらないことから、工事工程等は、処理方式によって変わらないと考える。したがって、予測の条件となる既存の工作物等の撤去、掘削・盛土等の土工の区域、工事用車両台数、建設機械の種類及び台数は、処理方式によらず同様とする。

このため、工事の実施に係る影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.1.2 建築物の形状及び配置

建築物の形状は各処理方式を包含する形状とし、「廃棄物処理施設整備基本計画」（令和5年9月 西尾市）で作成した施設配置図を基本とする。なお、建築物の外観、色調は処理方式によって変わることはない。

6.2.1.3 廃棄物運搬車両等

廃棄物運搬車両等の台数は基本的に搬入する廃棄物の量によって決定することから、予測の条件となる廃棄物運搬車両等の台数は各処理方式で同様となる。

このため、廃棄物等の搬入及び搬出による影響の予測・評価については、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.2 環境影響評価項目ごとの設定

6.2.2.1 大気質（ばい煙の排出）

ばい煙の排出による影響の予測・評価については、排出ガス量（湿り、乾き）、排出ガス温度、酸素濃度等の違いにより拡散の状況が変わることから、メーカーヒアリング結果をもとに大気汚染物質の排出量を試算し、汚染物質量が最大となる処理方式の諸元で行うこととする。

なお、排出ガス濃度は、いずれの処理方式を採用した場合でも遵守する値である公害防止基準値（自主規制値）を用いるものとし、処理方式による違いはない。

排出ガスの諸元比較は表 6.2.1 に、各諸元に基づき算出した汚染物質量の比較は表 6.2.2 に示すとおりである。比較結果より、予測・評価にあたっては排出する汚染物質の量が最大となる C 社（シャフト炉式ガス化溶融方式）の諸元を用いることとする。

表 6.2.1 排出ガス諸元の比較

項目	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	
湿り排出ガス量 (m ³ _N /時)	34,500	30,500	52,000	31,270	31,900	29,383	33,010	
乾き排出ガス量 (m ³ _N /時)	28,800	24,410	44,000	25,050	25,310	25,627	26,750	
酸素濃度 (%)	6.7	4.8	10.2	5.5	4.8	4.72	5.8	
排出ガス温度 (°C)	165	160	174	174	174	174	169	
煙突高さ (m)	59m							
排出ガス濃度 注1・2	硫黄酸化物	30ppm以下						
	ばいじん	0.006g/m ³ 以下						
	窒素酸化物	50ppm以下						
	塩化水素	30ppm以下						
	ダイオキシン類	0.06ng-TEQ/m ³ 以下						
	水銀	30μg/m ³ 以下						

注1) 自主規制値。酸素濃度 12%換算の値。

注2) 気体の体積は温度零度及び圧力 1 気圧の状態に換算したものである。

表 6.2.2 汚染物質量の比較（1 炉あたり）

項目	単位	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社
硫黄酸化物排出量	m ³ /h	1.3728	1.3181	1.5840	1.2943	1.3667	1.3907	1.3553
ばいじん排出量	kg/h	0.2746	0.2636	0.3168	0.2589	0.2733	0.2781	0.2711
窒素酸化物排出量	m ³ /h	2.2880	2.1969	2.6400	2.1571	2.2779	2.3178	2.2589
塩化水素排出量	m ³ /h	1.3728	1.3181	1.5840	1.2943	1.3667	1.3907	1.3553
ダイオキシン類排出量	μg/h	2.7456	2.6363	3.1680	2.5885	2.7335	2.7814	2.7107
水銀排出量	g/h	1.3728	1.3181	1.5840	1.2943	1.3667	1.3907	1.3553

6.2.2.2 騒音、振動（機械等の稼働）

機械等の稼働による影響の予測・評価について、敷地境界における騒音の予測結果は、どの処理方式においても共通となる蒸気復水器や破砕機、蒸気タービンなどの騒音レベルの大きい機器の諸元や配置、吸音処理の内容等により左右されることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

諸元は、各処理方式共通となる騒音発生機器を抽出し、機器ごとにメーカーヒアリングの中で最大となる騒音レベルを設定する。なお、各処理方式を包含できるように、設定した諸元の合成騒音レベルとメーカーヒアリング結果の合成騒音レベルを比較し、同等以上であることを確認する。

抽出した機器の配置は、メーカーヒアリング結果を参考に設定する。なお、吸音処理の内容についてはごみ処理施設において一般的に実施する内容を基本とする。

また、振動についても騒音と同様の方法により諸元を設定する。

メーカーヒアリング結果等をもとに設定した各設備機器等の諸元及び合成騒音・振動レベルの算定結果は、表 6.2.3(1)、(2)に示すとおりである。

表 6.2.3(1) 設定した設備機器の諸元及び合成騒音レベル

No.	機器名	台数	騒音 レベル ^{注1)} (デシベル)	設置場所		
				階数	部屋	吸音 処理 ^{注2)}
1	誘引送風機	2	109	1	炉室	
2	機器冷却水揚水ポンプ	2	83	1		
3	脱気器給水ポンプ	2	88	1		
4	ボイラ給水ポンプ	3	100	1		
5	駆動用油圧装置	1	89	1		
6	計装用空気圧縮機	2	88	1	空気圧縮機室	○
7	雑用空気圧縮機	2	88	1		
8	排ガス再循環送風機	2	95	2	炉室	
9	薬剤搬送ブロワ	3	89	1		
10	蒸気タービン	1	100	2	蒸気タービン発電機室	○
11	蒸気タービン発電機	1	93	2		
12	可燃性粗大ごみ破砕機	1	115	2	プラットホーム	
13	灰クレーン	1	95	3	灰ピット上部	
14	押込送風機	2	100	1	炉室	
15	二次送風機	2	97	1		
16	蒸気復水器	4	99	4	蒸気復水器室(屋外)	○
17	脱臭用送風機	1	86	4	炉室	
18	環境集じん機送風機	1	90	3		
19	機器冷却水冷却塔	1	99	5	機器冷却水機塔置場 (屋外)	
20	ごみクレーン	2	80	塔屋階	ごみピット上部	
合成騒音レベル		—	118	—	—	—

注1) 騒音レベルは機器1台当たりの機側1mの値であり、メーカーヒアリングをもとに設定した。

注2) 吸音処理の内容は、各部屋ともグラスウール50mmとする。

表 6.2.3(2) 設定した設備機器の諸元及び合成振動レベル

No.	機器名	台数	振動 レベル ^{注)}	設置場所	
				階数	部屋
1	誘引送風機	2	70	1	炉室
2	機器冷却水揚水ポンプ	2	70	1	
3	脱気器給水ポンプ	2	60	1	
4	ボイラ給水ポンプ	3	60	1	
5	計装用空気圧縮機	2	57	1	空気圧縮機室
6	雑用空気圧縮機	2	57	1	
7	排ガス再循環送風機	2	70	1	炉室
8	蒸気タービン	1	70	2	蒸気タービン発電機室
9	可燃性粗大ごみ破碎機	1	70	2	プラットホーム
10	押込送風機	2	70	3	炉室
11	二次送風機	2	70	3	
12	蒸気復水器	4	73	4	蒸気復水器室(屋外)
合成振動レベル		—	89	—	—

注) 振動レベルは機器1台当たりの機側1mの値であり、メーカーヒアリングをもとに設定した。

6.2.2.3 悪臭（施設の供用）

施設の供用による悪臭の予測・評価については、いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講じることから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.2.4 地下水の状況、地盤・土壌、日照障害、動物、植物、生態系、景観（施設の存在）

施設の存在による影響の予測・評価については、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象とせず、各処理方式共通とする。

6.2.2.5 廃棄物等（施設の供用）

施設の供用による廃棄物の予測・評価については、処理方式によって発生する廃棄物の種類が異なり、発生量により一概に比較することができないことから、処理方式ごとに行うものとし、メーカーヒアリング結果をもとに記載する。

6.2.2.6 温室効果ガス等（施設の供用）

施設の供用による温室効果ガスの予測・評価については、処理方式によって温室効果ガスの要因となる電力の消費量や燃料等の種類や消費量が異なるため、処理方式ごとに行うものとする。

なお、ばい煙の排出による温室効果ガスについては、予測の条件となる廃棄物の質、焼却量はいずれの処理方式についても同様であることから、処理方式による違いはない。

6.2.3 予測評価の対象とした処理方式

「6.2.1 全般に係る設定」及び「6.2.2 環境影響評価項目ごとの設定」を踏まえて、環境影響評価の項目ごとの予測・評価の対象とした処理方式及び選定理由については、表 6.2.4(1)～(3)に示すとおりである。

表 6.2.4(1) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式	
大気質	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等				
		掘削・盛土等の土工				
	施設の供用	ばい煙の排出		○		大気汚染物質の排出量試算結果が最大となる諸元とする。
廃棄物等の搬入及び搬出			○		廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。	
騒音及び超低周波音 ^{注)} 振動	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等				
	施設の供用	機械等の稼働		○		騒音等の発生機器については、各処理方式を包含する騒音レベル等、配置、吸音処理等を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
		廃棄物等の搬入及び搬出		○		廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となることから、特定の処理方式を対象としない。
悪臭	施設の供用	施設からの悪臭の漏洩		○		いずれの処理方式についても同様の悪臭防止対策を講じることから、特定の処理方式を対象としない。
水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工		○		処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
地盤・土壌	工事の実施	掘削・盛土等の土工		○		処理方式によって工事の種類、工事工程等は変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。

注) 超低周波音は機械等の稼働のみ対象。

表 6.2.4(2) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶融方式	流動床式ガス化溶融方式	
地下水の状況	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等が変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
地下水質	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等が変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
日照障害	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
動物	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等が変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
植物	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等が変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
生態系	工事の実施	建設機械の稼働等	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等が変わらないことから、特定の処理方式を対象としない。
		掘削・盛土等の土工	○			
	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。
景観	施設が存在	地形改変並びに施設が存在	○			建築物の外観、色調は処理方式によって変わらないこと、各処理方式を包含する建築物を設定することから、特定の処理方式を対象としない。

表 6.2.4(3) 環境影響評価の項目ごとの予測評価の対象とした処理方式及び選定理由

環境要素、影響要因の区分			処理方式			選定理由
			ストーカ式焼却方式	シャフト炉式ガス化溶解方式	流動床式ガス化溶解方式	
人と自然との 触れ合いの活 動の場	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変わるから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の存在	廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となるから、特定の処理方式を対象としない。
廃棄物等	工事の実施	掘削・盛土等の土工	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変わるから、特定の処理方式を対象としない。
	施設の供用	ばい煙の排出 ^{注)}	○	○	—	処理方式によって廃棄物の種類及び量は異なるため、処理方式ごととする。
機械等の稼働 ^{注)}		○	○	—		
温室効果 ガス等	工事の実施	資材等の搬入及び搬出	○			処理方式によって工事の種類、工事工程等是不変わるから、特定の処理方式を対象としない。
		建設機械の稼働等	○			
	施設の供用	ばい煙の排出	○			処理する廃棄物の質、量はいずれの処理方式でも同様であるから、特定の処理方式を対象としない。
		機械等の稼働	○	○	○	処理方式によって温室効果ガスの発生量は異なるため、処理方式ごととする。
		廃棄物等の搬入及び搬出	○			廃棄物運搬車両等台数は、搬入する廃棄物の量によって決定するため、いずれの処理方式でも同様となるから、特定の処理方式を対象としない。

注) メーカーヒアリングによる回答を得られた処理方式を対象とした。

第7章 環境影響の調査、予測及び評価の概要

環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は以下に示すとおりである。

7.1 大気質

調 査

<環境大気質>

対象事業実施区域1地点及び周辺4地点の計5地点とした調査結果は以下に示すとおりである。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、対象事業実施区域では通年、周辺4地点では四季に各1週間実施した。塩化水素、水銀及びダイオキシン類は、各地点で四季に各1週間、微小粒子状物質は事業実施区域で四季に各1週間、降下ばいじんは事業実施区域で四季に1ヶ月間実施した。

○二酸化硫黄

期間平均値（全季）は0.001ppm、日平均値の最高値（全季）は0.002～0.003ppm、また、1時間値の最高値（全季）は0.007～0.009ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化硫黄調査結果 (単位：ppm)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 対象事業実施区域	0.001	0.009	0.003
地点A 西尾中学校	0.001	0.008	0.003
地点B 室場小学校	0.001	0.009	0.002
地点C 吉良北部地区 集落排水処理場	0.001	0.007	0.002
地点D コミュニティ公園	0.001	0.007	0.002

注) 地点1の調査結果は、参考として通年調査データの中から四季調査と同期間の測定値を整理している。

○二酸化窒素

期間平均値（全季）は0.008～0.010ppm、日平均値の最高値（全季）は0.018～0.023ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化窒素調査結果 (単位：ppm)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 対象事業実施区域	0.009	0.028	0.020
地点A 西尾中学校	0.010	0.033	0.023
地点B 室場小学校	0.008	0.030	0.018
地点C 吉良北部地区 集落排水処理場	0.008	0.024	0.018
地点D コミュニティ公園	0.008	0.028	0.018

注) 地点1の調査結果は、参考として通年調査データの中から四季調査と同期間の測定値を整理している。

○一酸化窒素

期間平均値（全季）は0.003～0.004ppmであった。

一酸化窒素 (単位：ppm)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 対象事業実施区域	0.003	0.033	0.010
地点A 西尾中学校	0.003	0.065	0.015
地点B 室場小学校	0.003	0.043	0.011
地点C 吉良北部地区 集落排水処理場	0.004	0.054	0.013
地点D コミュニティ公園	0.003	0.034	0.009

注) 地点1の調査結果は、参考として通年調査データの中から四季調査と同期間の測定値を整理している。

○浮遊粒子状物質

期間平均値（全季）は0.012～0.022mg/m³、日平均値の最高値（全季）は0.035～0.051mg/m³、また、1時間値の最高値（全季）は0.048～0.099mg/m³であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質調査結果 (単位：mg/m³)

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 対象事業実施区域	0.012	0.048	0.035
地点A 西尾中学校	0.021	0.099	0.051
地点B 室場小学校	0.018	0.082	0.043
地点C 吉良北部地区 集落排水処理場	0.019	0.086	0.043
地点D コミュニティ公園	0.022	0.081	0.050

注) 地点1の調査結果は、参考として通年調査データの中から四季調査と同期間の測定値を整理している。

○微小粒子状物質

期間平均値（全季）は13.5μg/m³であり、環境基準値を下回っていた。また、調査期間中の1日平均値が35μg/m³を超えた日はなかった。

微小粒子状物質調査結果 (単位：μg/m³)

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最高値
地点1 対象事業実施区域	13.5	27.9

調 査

○塩化水素

日平均値の最高値（全季）は0.002ppmであり、すべての地点で目標環境濃度を下回っていた。

塩化水素調査結果

（単位：ppm）

調査地点	期 間 平均値	日平均値 の最低値
地点1 対象事業実施区域	0.002	0.001 未満
地点A 西尾中学校	0.002	0.001 未満
地点B 室場小学校	0.002	0.001 未満
地点C 吉良北部地区 集落排水処理場	0.002	0.001 未満
地点D コミュニティ公園	0.002	0.001 未満

○水銀

日平均値の最高値（全季）は0.004 μ g/m³未満であり、すべての地点で指針値を下回っていた。

水銀調査結果

（単位： μ g/m³）

調査地点	期間平均値	日平均値の最低値
地点1 対象事業実施区域	0.004 未満	0.004 未満
地点A 西尾中学校	0.004 未満	0.004 未満
地点B 室場小学校	0.004 未満	0.004 未満
地点C 吉良北部地区 集落排水処理場	0.004 未満	0.004 未満
地点D コミュニティ公園	0.004 未満	0.004 未満

○ダイオキシン類

期間平均値（全季）は0.013～0.020pg-TEQ/m³であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

ダイオキシン類調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点	期間平均値（毒性等量）
地点1 対象事業実施区域	0.020
地点A 西尾中学校	0.020
地点B 室場小学校	0.013
地点C 吉良北部地区 集落排水処理場	0.013
地点D コミュニティ公園	0.013

○降下ばいじん

期間平均値（全季）は1.73t/km²/月であった。

降下ばいじん調査結果

（単位：t/km²/月）

調査地点	降下ばいじん量
地点1 対象事業実施区域	1.73

注）全季とは、全調査期間（四季×1カ月間）の結果を整理したものである。

<沿道大気質>

沿道大気質の調査地点は、資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行ルートにおける4地点とした。四季に各1週間実施した調査結果は以下に示すとおりである。

○二酸化窒素

期間平均値（全季）は0.010～0.011ppm、日平均値の最高値（全季）は0.021～0.024ppmであり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

二酸化窒素調査結果

（単位：ppm）

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 ホワイトウェイ21	0.010	0.035	0.021
地点2 黄金堤	0.011	0.036	0.024
地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.010	0.031	0.021
地点4 岡山碧山の地藏堂前	0.010	0.031	0.021

○一酸化窒素

期間平均値（全季）は0.005～0.009ppmであった。

一酸化窒素

（単位：ppm）

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 ホワイトウェイ21	0.006	0.067	0.016
地点2 黄金堤	0.009	0.077	0.026
地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.005	0.069	0.013
地点4 岡山碧山の地藏堂前	0.007	0.077	0.018

○浮遊粒子状物質

期間平均値（全季）は0.019～0.022mg/m³、日平均値の最高値（全季）は0.047～0.049mg/m³、また、1時間値の最高値（全季）は0.076～0.093mg/m³であり、すべての地点で環境基準値を下回っていた。

浮遊粒子状物質

（単位：mg/m³）

調査地点	期 間 平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
地点1 ホワイトウェイ21	0.021	0.076	0.049
地点2 黄金堤	0.022	0.085	0.047
地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.021	0.093	0.048
地点4 岡山碧山の地藏堂前	0.019	0.078	0.047

調 査

<交通量>

沿道大気質調査地点と同様の4地点で平日及び休日に各1回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。

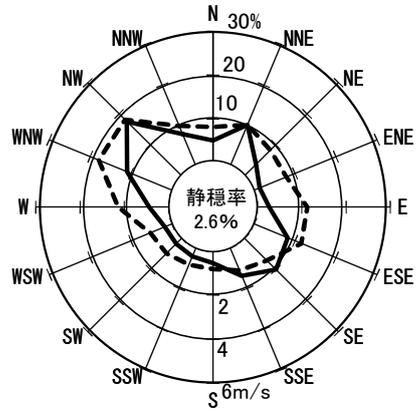
交通量調査結果

(単位：台/24時間)

		大型車 (台)	小型車 (台)	合計 (台)	大型車 混入率 (%)
地点1 ホワイトウェイブ21	平日	963	10,176	11,139	8.6
	休日	365	9,086	9,451	3.9
地点2 黄金堤	平日	2,589	10,469	13,058	19.8
	休日	1,025	8,330	9,355	11.0
地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	平日	343	3,568	3,911	8.8
	休日	114	3,489	3,603	3.2
地点4 岡山岩山の地藏堂前	平日	650	8,470	9,120	7.1
	休日	231	7,888	8,119	2.8

<地上気象>

対象事業実施区域内で実施した調査結果(風配図)は以下に示すとおりである。対象事業実施区域の年間平均風速は2.2m/秒、最多風向はNW(北西)であった。



—— 風向出現頻度 (%) - - - - 平均風速 (m/秒)

年間風配図 (通年調査)

予 測

1) 工事の実施
 (1) 資材等の搬入及び搬出
 ○二酸化窒素、浮遊粒子状物質
 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 ホワイトウェイ21	0.000120	0.009 (0.021)
	地点2 黄金堤	0.000067	0.009 (0.021)
	地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000103	0.008 (0.020)
	地点4 岡山岩山の地藏堂前	0.000088	0.009 (0.020)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 ホワイトウェイ21	0.000006	0.012 (0.033)
	地点2 黄金堤	0.000004	0.012 (0.033)
	地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000006	0.012 (0.033)
	地点4 岡山岩山の地藏堂前	0.000005	0.012 (0.033)

注) ()内の数字は日平均値の年間98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 ホワイトウェイ21	0.000353	0.048
	地点2 黄金堤	0.000071	0.048
	地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000172	0.047
	地点4 岡山岩山の地藏堂前	0.000201	0.048
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 ホワイトウェイ21	0.000049	0.084
	地点2 黄金堤	0.000012	0.084
	地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000030	0.084
	地点4 岡山岩山の地藏堂前	0.000038	0.084

○粉じん等
 粉じん等については、車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することにより、環境への影響の程度は小さいと予測する。

(2) 建設機械の稼働等
 ○二酸化窒素、浮遊粒子状物質
 最大着地濃度は、対象事業実施区域の東側敷地境界に出現し、将来濃度は二酸化窒素が0.0116ppm、浮遊粒子状物質が0.0133mg/m³である。

【年平均値】大気質予測結果

項目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	0.0036	0.0116 (0.027)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0013	0.0133 (0.030)

注) ()内の数字は日平均値の年間98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項目	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	0.142	0.189
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.055	0.139

○粉じん等
 粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は205時間で出現頻度は7.0%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は61日で出現頻度は16.7%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

(3) 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去
 ○粉じん等
 粉じんの影響について、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は205時間で出現頻度は7.0%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は61日で出現頻度は16.7%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと予測する。

予 測

2) 施設の供用

(1) ばい煙の排出

最大着地濃度地点での大気汚染物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄 (ppm)	0.000273	0.001273 (0.003)
二酸化窒素 (ppm)	0.000180	0.010180 (0.025)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.000055	0.022055 (0.054)
水銀 (μg/m ³)	0.000273	0.004273
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.000547	0.020547

注) ()内の数字は日平均値の年間98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	付加濃度	将来濃度
二酸化硫黄 (ppm)	0.0080	0.0180
二酸化窒素 (ppm)	0.0134	0.0604
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0016	0.0856
塩化水素 (ppm)	0.0080	0.0100

注) 周辺環境への高濃度の影響が想定される各条件のうち、予測結果が最大となる予測条件における予測結果を示す。なお、いずれの項目も接地逆転層崩壊時の予測結果が最大となった。

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の付加濃度及び将来濃度の予測結果は以下に示すとおりである。

【年平均値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 ホワイトウェイブ21	0.000030	0.009 (0.021)
	地点2 黄金堤	0.000019	0.009 (0.021)
	地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000004	0.008 (0.020)
	地点4 岡山砦山の地藏堂前	0.000003	0.008 (0.020)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 ホワイトウェイブ21	0.000002	0.012 (0.033)
	地点2 黄金堤	0.000001	0.012 (0.033)
	地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000001未満	0.012 (0.033)
	地点4 岡山砦山の地藏堂前	0.000001未満	0.012 (0.033)

注) ()内の数字は日平均値の年間98%値又は2%除外値を示す。

【1時間値】大気質予測結果

項 目	予測地点	付加濃度	将来濃度
二酸化窒素 (ppm)	地点1 ホワイトウェイブ21	0.000079	0.048
	地点2 黄金堤	0.000047	0.048
	地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000007	0.047
	地点4 岡山砦山の地藏堂前	0.000007	0.047
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	地点1 ホワイトウェイブ21	0.000014	0.084
	地点2 黄金堤	0.000010	0.084
	地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	0.000002	0.084
	地点4 岡山砦山の地藏堂前	0.000001	0.084

評 価

1) 工事の実施

(1) 資材等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

- ・資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルート分散化を図り、車両の集中を避ける。
- ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。
- ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。
- ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。
- ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
- ・資材等運搬車両等の整備、点検を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000120ppm、浮遊粒子状物質が0.000006mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.000353ppm、浮遊粒子状物質が0.000049mg/m³と小さい。また、粉じんについても車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施することから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は最大で0.021ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は最大で0.033mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準>

項目	環境基準
二酸化窒素(ppm)	日平均値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	日平均値が0.10以下

【1時間値】

資材等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素は最大で0.048ppm、浮遊粒子状物質は0.084mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化窒素(ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.20以下

(2) 建設機械の稼働等

① 環境保全措置

- ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、排出ガスの排出の抑制に努める。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

建設機械の稼働等に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.0036ppm、浮遊粒子状物質が0.0013mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.142ppm、浮遊粒子状物質が0.055mg/m³と小さい。また、風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は205時間で出現頻度は7.0%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は61日で出現頻度は16.7%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.027ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.030mg/m³となり、環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準>

項目	環境基準
二酸化窒素(ppm)	日平均値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	日平均値が0.10以下

【1時間値】

建設機械の稼働等に伴う大気質は、二酸化窒素が0.189ppm、浮遊粒子状物質は0.139mg/m³となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化窒素(ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.20以下

評 価

(3) 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去

① 環境保全措置

・対象事業実施区域内に掘削土等を仮置きする場合は、シート等で養生し粉じんの飛散を防止する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

風速調査結果から、砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散すると考えられる気象条件である風速5.5m/秒以上になる年間時間数は205時間で出現頻度は7.0%、風速5.5m/秒以上が出現した日数は61日で出現頻度は16.7%であった。粉じんが飛散すると考えられる場合には散水を行うことで、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

2) 施設の供用

(1) ばい煙の排出

① 環境保全措置

・ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで大気汚染物質の低減に努める。
・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

煙突排出ガスに伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化硫黄が0.000273ppm、二酸化窒素が0.000180ppm、浮遊粒子状物質が0.000055mg/m³、水銀が0.000273μg/m³、ダイオキシン類が0.000547pg-TEQ/m³、1時間値で二酸化硫黄が0.0080ppm、二酸化窒素が0.0134ppm、浮遊粒子状物質が0.0016mg/m³、塩化水素が0.0080ppmであり、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価
【年平均値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大着地濃度地点において二酸化硫黄の日平均値の2%除外値が0.003ppm、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.025ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.054mg/m³、水銀の年平均値が0.004273μg/m³、ダイオキシン類の年平均値が0.020547pg-TEQ/m³となり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	日平均値が0.04以下
二酸化窒素 (ppm)	日平均値が0.04~0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値が0.10以下
水銀 (μg/m ³)	年平均値が0.04以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	年平均値が0.6以下

【1時間値】

煙突排出ガスに伴う大気質は、最大でも二酸化硫黄が0.0180ppm、二酸化窒素が0.0604ppm、浮遊粒子状物質が0.0856mg/m³、塩化水素が0.0100ppmとなり、環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項目	環境基準等
二酸化硫黄 (ppm)	0.1以下
二酸化窒素 (ppm)	0.1~0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.20以下
塩化水素 (ppm)	0.02以下

評 価

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出

① 環境保全措置

- ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。
- ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。
- ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。
- ・委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質への付加濃度は、最大でも年平均値で二酸化窒素が0.000030ppm、浮遊粒子状物質が0.000002mg/m³、1時間値で二酸化窒素が0.000079ppm、浮遊粒子状物質が0.000014mg/m³と小さいことから、環境への影響の程度は小さいと判断する。

さらに、環境保全措置を実施することから、大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られている。

③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価

【年平均値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は最大で0.021ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.033mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準>

項 目	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	日平均値が0.04～0.06のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	日平均値が0.10以下

【1時間値】

廃棄物等の搬入及び搬出に伴う大気質は、二酸化窒素は最大で0.048ppm、浮遊粒子状物質は0.084mg/m³となり、いずれの地点でも環境基準等を満足することから、大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。

<評価の指標：環境基準等>

項 目	環境基準等
二酸化窒素 (ppm)	0.1～0.2以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.20以下

7.2 騒音及び超低周波音

		調 査			
<p><環境騒音> 対象事業実施区域敷地境界付近4地点及び周辺の住宅地を代表する4地点の計8地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 地点3及び地点5の夜間を除き、環境基準を満足していた。</p>		<p><道路交通騒音> 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道4地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 いずれの地点についても平日、休日ともに環境基準を満足していた。</p>			
<p>環境騒音調査結果 (単位：デシベル)</p>		<p>道路交通騒音調査結果 (単位：デシベル)</p>			
<p>調査地点</p>		等価騒音レベル (L _{Aeq})		等価騒音レベル (L _{Aeq})	
		昼間 (6時～22時)		昼間 (6時～22時)	
		環境基準	環境基準	環境基準	環境基準
地点1 対象事業実施区域北側	平日	46	55以下	42	70以下
	休日	46		41	
地点2 対象事業実施区域東側	平日	49		43	
	休日	47		41	
地点3 対象事業実施区域南側	平日	53		49	
	休日	52		50	
地点4 対象事業実施区域西側	平日	48		43	
	休日	48		41	
地点5 室場南部集落排水処理場	平日	52		46	
	休日	52		48	
地点6 宅野島農民センター	平日	54		42	
	休日	52		39	
地点7 岡山集落センター	平日	51		43	
	休日	50		41	
地点8 対象事業実施区域の東側住居付近	平日	65	70以下	60	65以下
	休日	63		59	
				注) 地点1～4は幹線交通を担う道路に近接する空間に該当し、環境基準は幹線交通を担う道路に近接する空間の値を用いた。	
<p><低周波音> 対象事業実施区域敷地境界付近4地点で平日に1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 いずれの地点も「心身に係る苦情に関する参照値」のG特性92デシベルを下回っていた。</p>		<p>低周波音調査結果 (平均値) (単位：デシベル)</p>			
調査地点		G特性音圧レベル		参照値	
地点1 対象事業実施区域北側		72		G特性92	
地点2 対象事業実施区域東側		75			
地点3 対象事業実施区域南側		76			
地点4 対象事業実施区域西側		71			
注1) 対象事業実施区域周辺は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、環境基準はB類型の基準値である。					
注2) 地点8は幹線交通を担う道路に近接する空間に該当し、環境基準は幹線交通を担う道路に近接する空間の値を用いた。					

予 測

1) 工事の実施
 (1) 資材等の搬入及び搬出
 道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果 (L_{Aeq}) (単位: デシベル)

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点1 ホワイトウェイ21	67 (67.0)	0.5	68 (67.5)	70 以下
地点2 黄金堤	69 (68.5)	0.3	69 (68.8)	
地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	66 (65.7)	1.2	67 (66.9)	
地点4 岡山砦山の地藏堂前	69 (69.2)	0.5	70 (69.7)	

注1) 騒音の環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
 注2) 「増加分」は資材等運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

(2) 建設機械の稼働等
 騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業騒音予測結果 (L_{A5}) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果	規制基準
最大レベル地点	76	85 以下
参考 地点1 対象事業実施区域北側	70	
地点2 対象事業実施区域東側	71	
地点3 対象事業実施区域南側	62	
地点4 対象事業実施区域西側	63	

2) 施設の供用
 (1) 機械等の稼働(騒音)
 騒音レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設騒音予測結果 (L_{A5}) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果		規制基準
	昼間	朝、夕、夜間	
最大レベル地点	56	48	昼間: 60 朝・夕: 55 夜間: 50
参考 地点1 対象事業実施区域北側	53	46	
地点2 対象事業実施区域東側	56	42	
地点3 対象事業実施区域南側	45	42	
地点4 対象事業実施区域西側	41	40	

注1) 対象事業実施区域は都市計画法で用途地域の定められていない地域である。
 注2) 規制基準値の時間区分は以下のとおり。
 朝: 6~8時、昼間: 8~19時、夕: 19~22時、夜間: 22~翌日の6時

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出
 道路交通騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通騒音予測結果 (L_{Aeq}) (単位: デシベル)

予測地点	現況騒音レベル	増加分	将来騒音レベル	環境基準
地点1 ホワイトウェイ21	67 (67.0)	0.2	67 (67.2)	70 以下
地点2 黄金堤	69 (68.5)	0.1	69 (68.6)	
地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	66 (65.7)	0.1未満	66 (65.7)	
地点4 岡山砦山の地藏堂前	69 (69.2)	0.1未満	69 (69.2)	

注1) 環境基準との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
 注2) 「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による騒音レベルの増加量を示す。

(3) 機械等の稼働(低周波音)
 各類似施設の調査結果は、いずれの施設もすべての地点で手引書の心身に係る苦情に関する参照値G特性92デシベルを下回っている。
 低周波音の発生する可能性がある機器として、押込送風機、誘引送風機等の通風設備、蒸気タービン、蒸気復水器、可燃性粗大ごみ破碎機等があげられるが、壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止する計画である。また、計画施設はいずれの類似施設よりも処理能力が小さく、建屋から敷地境界までの距離が最も短いところでも約9m程度となることから、計画施設においても影響は小さいものと予測する。

評	価
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルート分散化を図り、車両の集中を避ける。 ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。 ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・資材等運搬車両等の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>資材等運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で1.2デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～70デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働等</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・仮囲いの通用門は、通行時以外は閉じておく。 ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、騒音の抑制に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械等の稼働に伴う騒音は、工事区域の周囲には仮囲いを設置し周辺地域への騒音を防止することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界において最大76デシベルであり、特定建設作業騒音の規制基準値以下となっていることから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>	<p>2) 施設の供用</p> <p>(1) 機械等の稼働（騒音）</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音のさらなる低減のため、蒸気復水器の開口部分にサイレンサーを設置する等の騒音対策を検討する。 ・騒音発生源は極力敷地境界から離れた位置に配置する。 ・外部への騒音を防止するため、プラットホームの出入口に自動開閉扉を設置し可能な限り閉鎖する。 ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う騒音は、著しい騒音を発生する設備機器類は、騒音の伝搬を緩和させるため、防音室を設け、壁や天井には吸音材を設置することなどにより、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う騒音レベルは、敷地境界の最大で昼間56デシベル、朝、夕、夜間48デシベルであり、いずれの時間区分も規制基準値との整合性が図られている。</p> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。 ・委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>廃棄物運搬車両等による騒音レベルの増加量は、最大で0.2デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、騒音に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通騒音の将来騒音レベルは、平日で67～69デシベルとなり、すべての地点で環境基準を満足することから、騒音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

評 価	
<p>(3) 機械等の稼働 (低周波音)</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・低周波音に係る苦情が発生した場合には、聞き取りや現場の確認、測定の実施などにより低周波音の発生状況を的確に把握し、適切な対策を検討のうえ実施する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う低周波音については壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮し、低周波音の発生を防止することにより低減されることから、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、低周波音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>類似施設の測定結果において、心身に係る苦情に関する参照値G特性92デシベルを下回っていることから、低周波音の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

7.3 振動

調 査

<環境振動>

対象事業実施区域敷地境界付近4地点及び周辺の住宅地を代表する4地点の計8地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

すべての地点において、振動感覚閾値を下回っていた。

環境振動調査結果

(単位：デシベル)

調査地点		昼間 (7時～20時)	夜間 (20時～7時)
地点1 対象事業実施 区域北側	平日	32 (30未満～36)	30 (30未満～30)
	休日	31 (30未満～36)	30未満
地点2 対象事業実施 区域東側	平日	30未満	30未満
	休日	30未満	30未満
地点3 対象事業実施 区域南側	平日	30未満	30未満
	休日	30未満	30未満
地点4 対象事業実施 区域西側	平日	30未満	30未満
	休日	30未満	30未満
地点5 室場南部集落 排水処理場	平日	30 (30未満～31)	30未満
	休日	30未満	30未満
地点6 宅野島農民 センター	平日	30 (30未満～30)	30未満
	休日	30未満	30未満
地点7 岡山集落 センター	平日	30未満	30未満
	休日	30未満	30未満
地点8 対象事業実施 区域の東側 住居付近	平日	45 (40～48)	40 (35～46)
	休日	39 (32～45)	31 (30未満～36)

注) 人が振動を感じ始めるとされる値(振動感覚閾値)は、55デシベルといわれている。

<道路交通振動>

資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道4地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。

参考として要請限度と比較すると、いずれの地点もすべての時間帯において要請限度を下回っていた。また、人が振動を感じ始めるとされる値(振動感覚閾値)である55デシベルについても下回る結果であった。

道路交通振動調査結果

(単位：デシベル)

調査地点		時間率振動 レベル(L ₁₀)	
		昼間 (7～19時)	昼間 (7～20時) 要請限度
地点1 ホワイトウェイ21	平日	33 (31～35)	70以下
	休日	33 (32～35)	
地点2 黄金堤	平日	44 (37～46)	
	休日	38 (31～41)	
地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	平日	36 (34～38)	
	休日	33 (32～34)	
地点4 岡山砦山の地藏堂前	平日	40 (38～43)	
	休日	38 (36～40)	

注) 地点1～4は都市計画区域で用途地域の定められていない地域であり、要請限度は第2種区域の値を示している。

予 測

1) 工事の実施
 (1) 資材等の搬入及び搬出
 道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点1 ホワイトウェイブ21	10時台	35	0.5	36 (35.5)
地点2 黄金堤	15時台	46	0.4	46 (46.4)
地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	14時台	37	3.5	41 (40.5)
地点4 岡山砦山の地藏堂前	8時台	43	0.5	44 (43.5)

注1) 将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
 注2) 要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
 注3) 「増加分」は資材等運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す。

(2) 建設機械の稼働等
 振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

建設作業振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果	規制基準
最大レベル地点	58	75 以下
参考 地点1 対象事業実施区域北側	58	
地点2 対象事業実施区域東側	55	
地点3 対象事業実施区域南側	40	
地点4 対象事業実施区域西側	38	

2) 施設の供用
 (1) 機械等の稼働
 振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	予測結果	
	昼間	夜間
最大レベル地点	56	55
参考 地点1 対象事業実施区域北側	52	52
地点2 対象事業実施区域東側	48	47
地点3 対象事業実施区域南側	39	38
地点4 対象事業実施区域西側	40	40

注1) 対象事業実施区域は都市計画法で用途地域の定められていない地域である。
 注2) 規制基準値は昼間65デシベル、夜間60デシベル、振動感覚閾値は55デシベルである。
 注3) 規制基準値の時間区分は以下のとおり。
 昼間: 7~20時、夜間: 20~7時

(2) 廃棄物等の搬入及び搬出
 道路交通振動の予測結果は以下に示すとおりである。

道路交通振動予測結果 (L₁₀) (単位: デシベル)

予測地点	時間帯	現況振動レベル	増加分	将来振動レベル
地点1 ホワイトウェイブ21	10時台	35	0.3	35 (35.3)
地点2 黄金堤	10時台	46	0.2	46 (46.2)
	15時台	46	0.2	46 (46.2)
地点3 特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋	8時台	38	0.1	38 (38.1)
地点4 岡山砦山の地藏堂前	8時台	43	0.1	43 (43.1)

注1) 将来振動レベルが最大となる時間帯の値である。
 注2) 要請限度との比較は整数で行うが、本事業による増加分が分かるよう()内に、小数点以下第一位まで表示した。
 注3) 「増加分」は廃棄物運搬車両等の走行による振動レベルの増加量を示す。
 注4) 要請限度は70デシベル以下、振動感覚閾値は55デシベルである。

評	価
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 資材等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルート分散を図り、車両の集中を避ける。 ・積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。 ・工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・資材等運搬車両等の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>資材等運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で3.5デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通振動の将来振動レベルは、平日で36～46デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働等</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・工事規模に合わせた建設機械の設定を行い、振動の抑制に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械等の稼働に伴う振動は、可能な限り低振動型の建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>建設機械の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界において最大58デシベルであり、特定建設作業振動の規制基準値以下となっていることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>	<p>2) 施設の供用</p> <p>(1) 機械等の稼働</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・振動を発生する設備機器類の床は、床板を厚くするなど、構造強度を確保する。 ・設備機器類は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う振動レベルは、振動の大きい設備機器は防振ゴムの設置や、防振架台又は独立基礎上に設置することなどにより、振動感覚閾値以下の値となり、環境への影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>機械等の稼働に伴う振動レベルは、敷地境界の最大で昼間で56デシベル、夜間で55デシベルであり、規制基準値を満足することから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。 ・委託業者と収集運搬許可業者が低公害車の導入を促進するよう要請を行う。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>廃棄物運搬車両等による振動レベルの増加量は、最大で0.3デシベルであることから、環境影響の程度が小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>道路交通振動の将来振動レベルは、35～46デシベルとなり、すべての地点で要請限度を下回るとともに、振動感覚閾値以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

7.4 悪臭

調 査	
対象事業実施区域の敷地境界2地点(風上、風下)、周辺の住宅地付近4地点の計6地点で梅雨期及び夏季、冬季に各1回実施した調査結果は右に示すとおりである。	<p>特定悪臭物質調査については、対象事業実施区域がある西尾市は、特定悪臭物質は悪臭防止法に基づく規制の対象外であるが、参考として第3種地域の規制基準と比較すると、いずれの時期・地点ともに、すべての項目で規制基準値未満であった。</p> <p>また、臭気指数については、いずれの時期もすべての地点において10未満であった。</p>

予 測	
<p>1) 施設の供用</p> <p>施設の供用に伴う悪臭の予測は、事業計画に基づく環境配慮事項とともに、同様の悪臭防止対策を行っている類似施設における調査結果を基に、定性的に予測した。</p> <p>類似施設における調査結果として、東京二十三区清掃一部事務組合の施設や他地域でのごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価書の調査結果を使用した。</p> <p>類似施設においては、以下に示す悪臭対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームの出入口にエアーカーテンを設置し、消臭剤を噴霧することにより臭気の漏洩を防止する。 ・ごみピット内の空気を焼却炉に送り、燃焼用空気に使用して臭気の熱分解を図る。 ・焼却炉停止時は、脱臭装置の使用及び消臭剤散布により臭気の漏洩を防止する。 	<p>計画施設では、類似施設と同様の悪臭防止対策を講じることから、類似施設の調査結果と同等の悪臭の状況になると考えられる。類似施設の調査結果を予測結果とすると、臭気指数は10未満で、敷地境界において悪臭防止法施行規則による規制基準(臭気指数18)を下回ると予測する。</p>

評 価	
<p>1) 施設の供用</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・プラットホームの洗浄を適宜行う。</p> </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の供用に伴う悪臭は、廃棄物運搬車両等が出入するプラットホームの出入口には、エアーカーテン等を設置し、搬出入時以外は可能な限りシャッターで外部と遮断することにより、外気の通り抜けによる臭気の漏洩を防止するなどの悪臭対策を講じることにより低減される。また、同様の悪臭対策を実施している類似施設の調査結果でも、臭気指数は10未満であり、環境影響の程度は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、悪臭に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>計画施設の敷地境界における臭気指数は10未満となり、悪臭防止法施行規則による規制基準(臭気指数18)を下回ることから、悪臭の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

7.5 水質

調		査																																																
<p><水質（平水時）> 対象事業実施区域からの工事中の排水の放流先である須美川で四季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。</p> <p>水質調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地点</th> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="4">調査結果</th> </tr> <tr> <th>春季</th> <th>夏季</th> <th>秋季</th> <th>冬季</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点1</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>6.8</td> <td>7.2</td> <td>7.3</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量 (mg/L)</td> <td>20</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点2</td> <td>水素イオン濃度</td> <td>6.8</td> <td>7.0</td> <td>7.3</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質量 (mg/L)</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 調査地点である須美川には環境基準は適用されない。</p>		地点	項目	調査結果				春季	夏季	秋季	冬季	地点1	水素イオン濃度	6.8	7.2	7.3	7.1	浮遊物質量 (mg/L)	20	12	8	3	地点2	水素イオン濃度	6.8	7.0	7.3	7.0	浮遊物質量 (mg/L)	20	13	10	4	<p><水質（降雨時）> 降雨時の調査結果の最大値は、浮遊物質量が14mg/L、濁度が4.4度であった。また、測定を行った時間帯の雨量は10時間で15.0mmであった。</p> <p>水質（降雨時）調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th> <th>項目</th> <th>調査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地点1</td> <td>浮遊物質量 (mg/L)</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>濁度 (度)</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地点2</td> <td>浮遊物質量 (mg/L)</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>濁度 (度)</td> <td>1.8</td> </tr> </tbody> </table>				地点	項目	調査結果	地点1	浮遊物質量 (mg/L)	13	濁度 (度)	4.4	地点2	浮遊物質量 (mg/L)	14	濁度 (度)	1.8
地点	項目			調査結果																																														
		春季	夏季	秋季	冬季																																													
地点1	水素イオン濃度	6.8	7.2	7.3	7.1																																													
	浮遊物質量 (mg/L)	20	12	8	3																																													
地点2	水素イオン濃度	6.8	7.0	7.3	7.0																																													
	浮遊物質量 (mg/L)	20	13	10	4																																													
地点	項目	調査結果																																																
地点1	浮遊物質量 (mg/L)	13																																																
	濁度 (度)	4.4																																																
地点2	浮遊物質量 (mg/L)	14																																																
	濁度 (度)	1.8																																																

予		測	
<p>1) 工事の実施 (1) 掘削・盛土等の土工 ○水素イオン濃度 工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。</p>		<p>○水の濁り 工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さいと予測する。</p>	

評		価		
<p>1) 工事の実施 (1) 掘削・盛土等の土工 ① 環境保全措置</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 </td> </tr> </table> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 【水素イオン濃度】 工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路に放流することから、河川水質の変化は小さく環境影響の程度が小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 	<p>【水の濁り】 工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路へ放流することから、河川水質の変化は小さく、環境への影響は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価 【水素イオン濃度】 工事による排水は、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのちに既存の排水路に放流することから、水質汚濁に係る環境基準との整合性は図られている。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 				

7.6 地盤・土壌（土壌環境）

調 査
対象事業実施区域内1地点で実施した調査結果は、環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値に適合していた。

予 測
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去</p> <p>対象事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準に適合していた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。</p> <p>なお、西尾市クリーンセンターにおいて自主的に実施した土壌汚染等調査では、1区画でカドミウム及びその化合物の溶出量基準超過が確認されている。現状はアスファルト舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による拡散のおそれはなく、今後、当該地の土壌の掘削除去等を実施する予定である。</p> <p>以上のことから、掘削等の土工による汚染土壌の拡散はないと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>(1) 掘削・盛土等の土工又は既存の工作物等の除去</p> <p style="margin-left: 20px;">① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>・発生土を事業実施区域外に搬出する場合は、受け入れ先の受け入れ基準との適合を確認する。</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>対象事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準に適合していた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、掘削等の土工による汚染土壌の拡散はないと判断し、土壌環境に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>対象事業実施区域は、土壌環境の調査結果において、土壌の汚染に係る環境基準項目及びダイオキシン類について環境基準に適合していた。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、土壌汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準との整合は図られている。</p>

7.7 地下水の状況及び地下水の水質

調 査	
<p><地下水位> 対象事業実施区域1地点で年間に各月1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 対象事業実施区域内の地下水位は、地盤面から2.96m～4.87mであった。なお、年間約1.9mの水位の変動があった。</p>	<p><地下水質> 対象事業実施区域1地点で四季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。 地下水環境基準項目、ダイオキシン類とも、すべての項目において環境基準値に適合していた。</p>

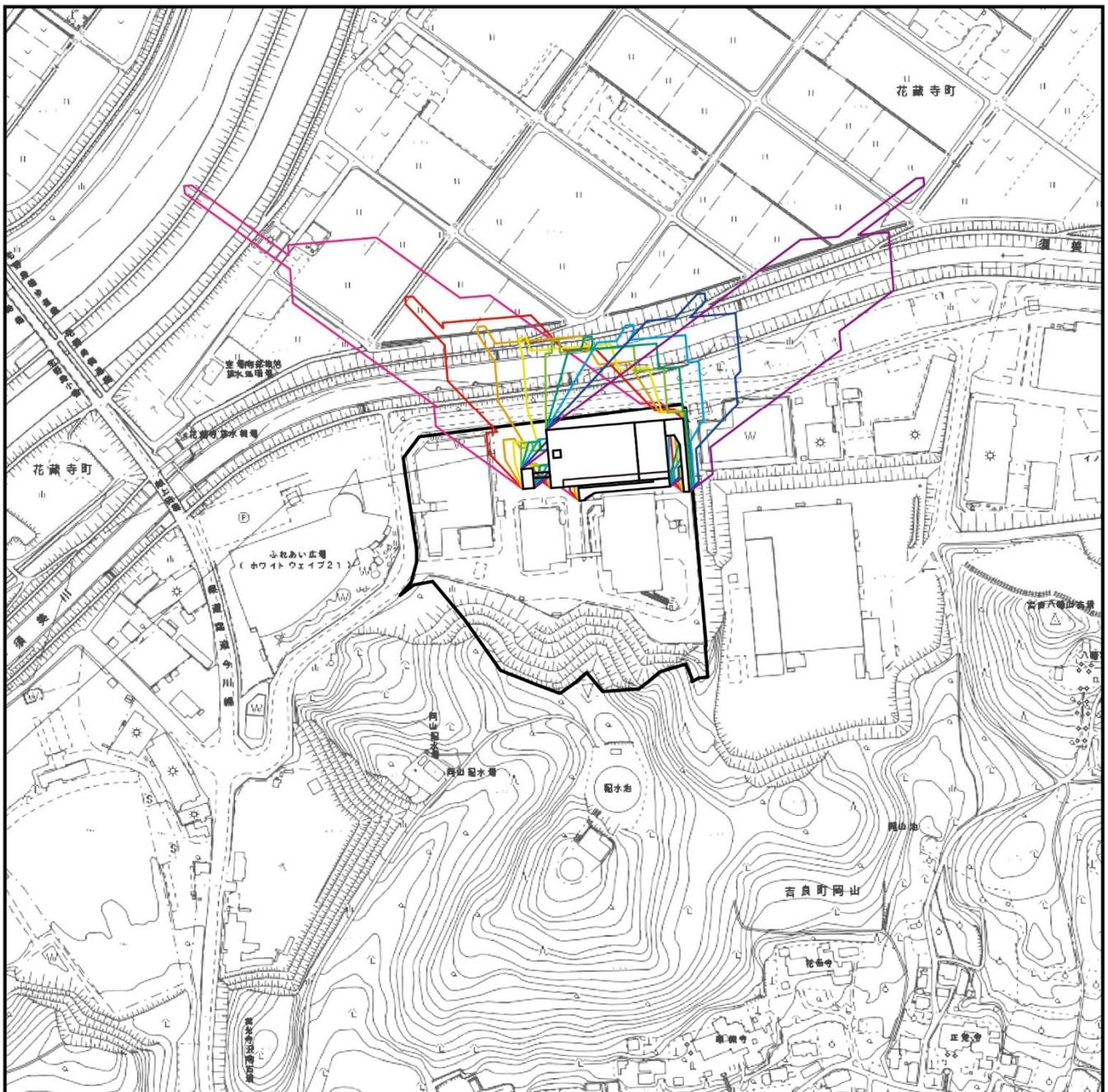
予 測	
<p>1) 工事の実施 (1) 掘削・盛土等の土工 ○地下水位の低下 計画施設の主な地下構造物として、ごみピットを設置する。掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられる。具体的な工法や山留壁の深さについては、現時点ではごみピットの詳細は未定のため、今後詳細な工事計画において、必要に応じてごみピット設置地点の地質調査等を行い、不透水層の位置を確認し検討していくものとする。したがって、工事中のごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと予測する。</p>	<p>○地下水質の汚染 地下水及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていない。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応する。 なお、西尾市クリーンセンターにおいて自主的に実施した土壌汚染等調査では、1区画でカドミウム及びその化合物の溶出量基準超過が確認されている。現状はアスファルト舗装等で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による拡散のおそれはなく、今後、当該地の土壌の掘削除去等を実施する予定である。 以上のことから、掘削による地下水汚染の拡散はないと予測する。</p> <p>2) 施設の存在 計画施設の主な地下構造物として、ごみピットがある。ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の低下は小さいと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位の定期的なモニタリングを実施し、地下水位の状況を把握する。 ・採用する山留壁工法の適正な施工に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 ○地下水位の低下 ごみピットの掘削に際しては、止水性が高く周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することから、地下水位の低下は小さいと考えられ、工事中のごみピットの掘削地点のみへの影響となり広域的な水位低下が生じるとは考えにくく、また、一時的に水位が低下しても工事終了後には回復すると考えられることから掘削による地下水位の低下は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>○地下水質の汚染 地下水質及び土壌の現地調査結果から、地下水汚染及び土壌汚染は確認されていない。また、工事着手前に土壌汚染対策法及び県条例に基づく調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応することから、掘削による地下水汚染の拡散はないと判断し、地下水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p> <p>2) 施設の存在 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りごみピットなどの地下構造物を小さくするよう努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 ごみピットは、点構造物であり、ごみピット周囲の地下水は、ごみピットを回り込んで移動すると考えられることから施設の存在に伴う地下水位の変化は小さいと判断する。 さらに、環境保全措置を実施することから、地下水位に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.8 日照阻害

予 測	
<p>1) 施設の存在</p> <p>時刻別日影図では、煙突の影の位置は時刻とともに移動し、一部、住居等に影がかかる時間がみられるものの、等時間日影図をみると1時間以上の影となる範囲は建物周辺になり住居等は存在しないものと予測する。</p>	<p>等時間日影図では、「建築基準法」及び「愛知県建築基準条例」に基づく日影規制（敷地境界線からの水平距離が5～10m以内で4時間を超えないこと、10m以上で2.5時間を超えないこと）を満足している。</p>

評 価	
<p>1) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物を可能な限り小さくする。 ・建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う日照阻害は、煙突の影は長時間の継続はなく、また、建築基準法等に基づく日影規制を満足しており、環境影響の程度は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、日影に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>③ 環境保全に関する基準等との整合性に係る評価</p> <p>施設の存在に伴う日照阻害は、建築基準法等に基づく日影規制を満足していることから、日照阻害の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。</p>

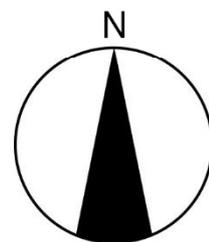


凡 例

○ 対象事業実施区域

日影線

 8時	 11時	 14時
 9時	 12時	 15時
 10時	 13時	 16時

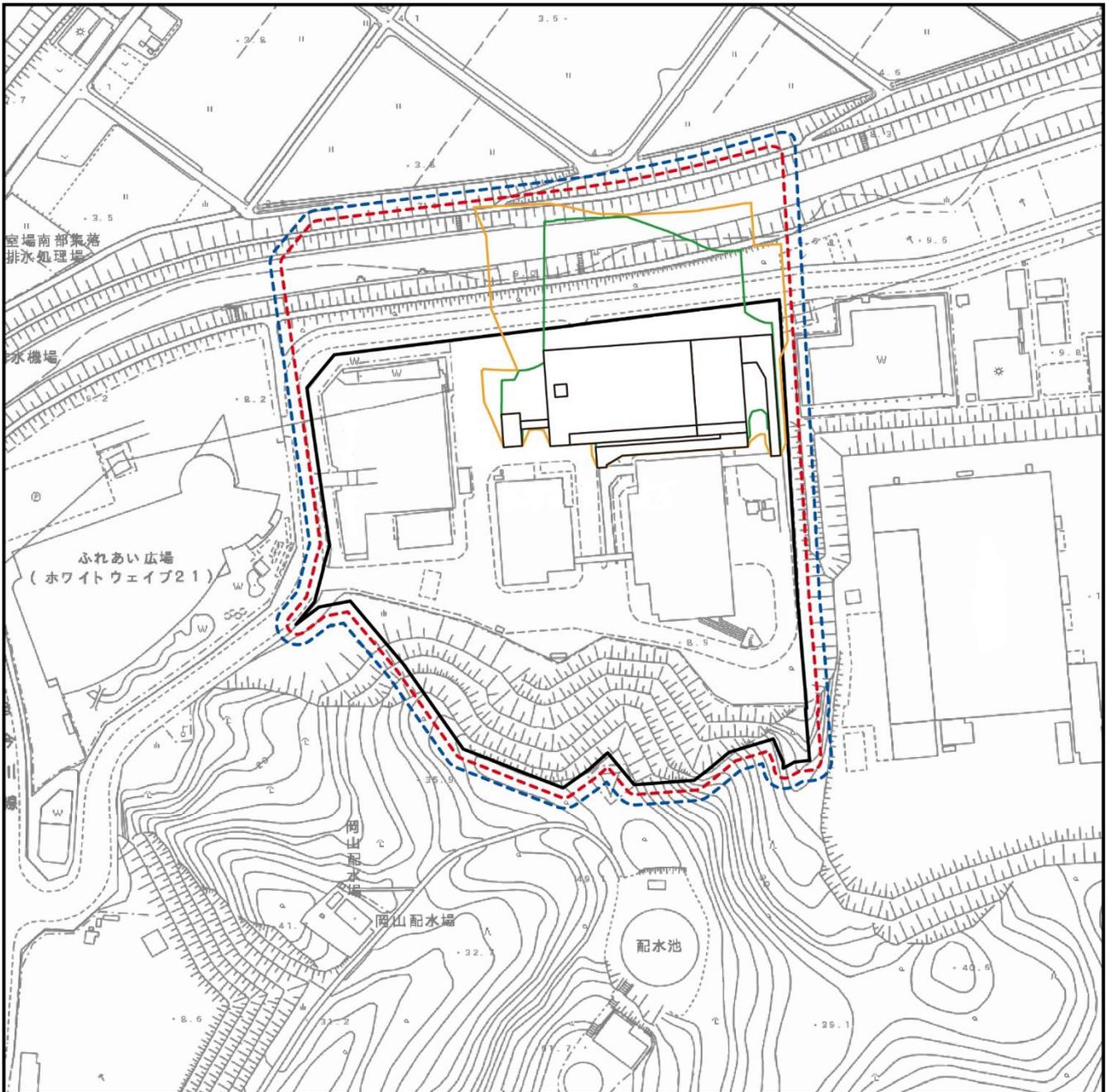


1:5,000



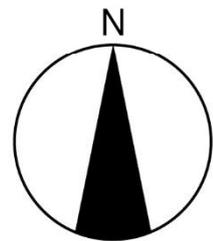
この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:5,000 地形図 (令和 3 年 11 月閲覧)」を使用したものである。

図 時刻別日影図

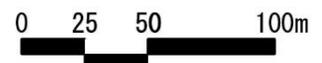


凡 例

- 対象事業実施区域
- 2.5時間以上 - - - 5mライン
- 4時間以上 - - - 10mライン



1:3,000



この地図は、「西尾市地図情報サービス にしたんマップ 1:2,500 地形図 (令和 3 年 11 月閲覧)」を使用したものである。

図 等時間日影図 (日影規制面)

7.9 動物

調 査																																																					
<p>○確認種 調査地域内で確認された種数は、以下に示すとおりである。</p> <p>動物調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>4目 6科 7種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>14目 32科 71種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>19目 270科 1,975種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1目 3科 4種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>2目 6科 6種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>3目 3科 10種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>2網 5目 6科 6種</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>1目 20科 87種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>1目 11科 30種</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認種数	哺乳類	4目 6科 7種	鳥類	14目 32科 71種	昆虫類	19目 270科 1,975種	両生類	1目 3科 4種	爬虫類	2目 6科 6種	魚類	3目 3科 10種	底生動物	2網 5目 6科 6種	クモ類	1目 20科 87種	陸産貝類	1目 11科 30種	<p>○重要な種 調査で確認された種から重要な種を抽出した結果は、以下に示すとおりである。</p> <p>重要な種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">重要な種</th> </tr> <tr> <th>種数</th> <th>種名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>—</td> <td>確認種なし</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>16種</td> <td>クイナ、ヒクイナ、バン、ケリ、ミサゴ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、フクロウ、ハヤブサ、サンショウクイ、ミソサザイ、アカハラ、ホオアカ</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>10種</td> <td>オオゴキブリ、ヒメタイコウチ、コオイムシ、エサキアメンボ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、オオツノハネカクシ、ヤマトアシナガバチ、スゲドクガ、キシタアツバ</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1種</td> <td>トノサマガエル</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1種</td> <td>ニホンイシガメ</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>—</td> <td>確認種なし</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>—</td> <td>確認種なし</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>3種</td> <td>コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、エビチャコモリグモ</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>5種</td> <td>ナガオカモノアラガイ、ミカワギセル、オオウエキビ、ヒメカサキビ、ビロウドマイマイ</td> </tr> </tbody> </table>	項目	重要な種		種数	種名	哺乳類	—	確認種なし	鳥類	16種	クイナ、ヒクイナ、バン、ケリ、ミサゴ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、フクロウ、ハヤブサ、サンショウクイ、ミソサザイ、アカハラ、ホオアカ	昆虫類	10種	オオゴキブリ、ヒメタイコウチ、コオイムシ、エサキアメンボ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、オオツノハネカクシ、ヤマトアシナガバチ、スゲドクガ、キシタアツバ	両生類	1種	トノサマガエル	爬虫類	1種	ニホンイシガメ	魚類	—	確認種なし	底生動物	—	確認種なし	クモ類	3種	コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、エビチャコモリグモ	陸産貝類	5種	ナガオカモノアラガイ、ミカワギセル、オオウエキビ、ヒメカサキビ、ビロウドマイマイ
項目	確認種数																																																				
哺乳類	4目 6科 7種																																																				
鳥類	14目 32科 71種																																																				
昆虫類	19目 270科 1,975種																																																				
両生類	1目 3科 4種																																																				
爬虫類	2目 6科 6種																																																				
魚類	3目 3科 10種																																																				
底生動物	2網 5目 6科 6種																																																				
クモ類	1目 20科 87種																																																				
陸産貝類	1目 11科 30種																																																				
項目	重要な種																																																				
	種数	種名																																																			
哺乳類	—	確認種なし																																																			
鳥類	16種	クイナ、ヒクイナ、バン、ケリ、ミサゴ、チュウヒ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、フクロウ、ハヤブサ、サンショウクイ、ミソサザイ、アカハラ、ホオアカ																																																			
昆虫類	10種	オオゴキブリ、ヒメタイコウチ、コオイムシ、エサキアメンボ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、オオツノハネカクシ、ヤマトアシナガバチ、スゲドクガ、キシタアツバ																																																			
両生類	1種	トノサマガエル																																																			
爬虫類	1種	ニホンイシガメ																																																			
魚類	—	確認種なし																																																			
底生動物	—	確認種なし																																																			
クモ類	3種	コガネグモ、シロオビトリノフンダマシ、エビチャコモリグモ																																																			
陸産貝類	5種	ナガオカモノアラガイ、ミカワギセル、オオウエキビ、ヒメカサキビ、ビロウドマイマイ																																																			

予 測	
<p>1) 工事の実施</p> <p>鳥類のうち、対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>オオタカ以外の予測対象種のうち、クイナ、ヒクイナ、バン、ケリ、ミサゴ、チュウヒ、ツミ、ハヤブサ、サンショウクイ、ミソサザイ、アカハラ、ホオアカの主要な生息環境は対象事業実施区域外であり、工事の実施による主要な生息環境の改変はない。</p> <p>ハイタカについては、対象事業実施区域周辺を越冬地として利用していると考えられるが、工事の実施による主要な利用範囲の改変はない。</p> <p>サシバについては、対象事業実施区域周辺を渡りのルートとして利用していると考えられるが、工事の実施による主要な利用範囲の改変はない。</p> <p>フクロウについては、対象事業実施区域周辺で繁殖をしている可能性が考えられる。また、確認箇所及びその周辺の樹林地を採餌場所等として利用していると考えられるが、工事の実施による改変はない。</p> <p>なお、工事にあたっては低騒音型の建設機械の使用に努め、仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する。以上のことから、工事の実施による鳥類への影響は極めて小さいものと予測する。</p>	<p>昆虫類のうち、対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。</p> <p>ヒメタイコウチ以外の予測対象種のうち、オオゴキブリ、コガムシ、オオツノハネカクシ、ヤマトアシナガバチ、スゲドクガ及びキシタアツバについては対象事業実施区域外で確認されており、工事の実施による主要な生息環境の改変はない。</p> <p>コオイムシ、エサキアメンボ及びコマルケシゲンゴロウについては、対象事業実施区域内で生息している可能性が考えられるものの、対象事業実施区域外にも生息環境が残る。</p> <p>なお、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。以上のことから、工事の実施による昆虫類への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>両生類及び爬虫類について、トノサマガエル及びニホンイシガメは、対象事業実施区域内で確認されているものの、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。以上のことから、工事の実施による両生類及び爬虫類への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>クモ類については、予測対象種はいずれも対象事業実施区域外で確認されており、工事の実施による主要な生息環境の改変はないことから、工事の実施によるクモ類への影響は極めて小さいものと予測する。</p>

予 測	
<p>陸産貝類については、ナガオカモノアラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビ及びビロウドマイマイは対象事業実施区域外で確認されており、工事の実施による主要な生息環境の改変はない。ミカワギセルについては、生息環境の一部が工事の実施により改変されるものの、対象事業実施区域外にも生息環境が残る。なお、工事にあたっては改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮する。以上のことから、工事の実施による陸産貝類への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>なお、哺乳類、魚類及び底生動物については、重要な種の生息が確認されなかったことから、工事の実施による重要な種及び注目すべき生息地への影響はないものと予測する。</p> <p>2) 施設の存在</p> <p>鳥類については、予測対象種のうちオオタカ以外の種は、生息環境の変化はない。オオタカについては、施設の存在に伴い行動圏の一部が改変されるが、その割合は極めて小さい。</p> <p>以上のことから、施設の存在による鳥類への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>昆虫類のうち、オオゴキブリ、コガムシ、オオツノハネカクシ、ヤマトアシナガバチ、スゲドクガ及びキシタアツバについては、生息環境の変化はない。</p>	<p>ヒメタイコウチについては、対象事業実施区域内で確認されているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はない。コオイムシ、エサキアメンボ及びコマルケシゲンゴロウについては対象事業実施区域内においても生息している可能性が考えられるものの、対象事業実施区域外にも生息環境が残る。以上のことから、施設の存在による昆虫類への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>両生類及び爬虫類について、トノサマガエル及びニホンシガメの生息環境に対する、施設の存在による変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>クモ類については、予測対象種はいずれも生息環境の変化はないことから、施設の存在によるクモ類への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>陸産貝類については、ナガオカモノアラガイ、オオウエキビ、ヒメカサキビ及びビロウドマイマイについては、生息環境の変化はない。ミカワギセルについては、生息地は減少するものの、対象事業実施区域外にも生息環境が残る。</p> <p>以上のことから、施設の存在による重要な種への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>なお、哺乳類、魚類及び底生動物については、重要な種の生息が確認されなかったことから、施設の存在による重要な種及び注目すべき生息地への影響はないものと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <p><建設機械の稼働等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 <p><掘削・盛土等の土工></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 ・台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 ・必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 ・堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 ・現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。 	<p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>重要な動物等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。</p> <p>対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。</p> <p>対象事業実施区域外で繁殖していると考えられるフクロウ及びコオイムシ、対象事業実施区域及びその周辺で繁殖していると考えられるニホンシガメを含むその他の予測対象種については、対象事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、主要な生息環境は対象事業実施区域外でも確認されており、これらは改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいものと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、重要な動物等に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

評価	
<p>2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 ・ 施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 ・ 現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。 </div>	<p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>重要な動物等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。</p> <p>対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。</p> <p>オオタカ及びヒメタイコウチ以外の予測対象種については、対象事業実施区域を生息環境として利用している種がいるものの、主要な生息環境は対象事業実施区域外でも確認され、施設の存在に伴う生息環境の変化はない。また、施設の上空又は周辺を移動することにより、生息環境への移動は妨げられる可能性は低いと考えられることから、施設の存在による影響は極めて小さいものと判断する。さらに、環境保全措置を実施することから、重要な動物等に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避・低減が図られている。</p>

7.10 植物

調査																																																																								
<p>○植物相</p> <p>現地調査では、早春季調査において81科200種、春季調査において94科269種、夏季調査において97科244種、秋季調査において92科260種の植物が確認され、合計112科452種であった。なお、水生植物相としてはオギやツルヨシ等の抽水植物は確認されたものの、安定した水域に生育する浮葉植物や沈水植物は確認されなかった。</p> <p>植物調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">分類群</th> <th colspan="2">確認数</th> </tr> <tr> <th>門和名</th> <th>亜門和名</th> <th>綱和名</th> <th>科数</th> <th>種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">シダ植物門</td> <td>大葉シダ綱</td> <td>12</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">種子植物門</td> <td rowspan="2">裸子植物亜門</td> <td></td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>被子植物亜門</td> <td>5</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単子葉類</td> <td>13</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>真正双子葉類</td> <td>78</td> <td>304</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>112科</td> <td>452種</td> </tr> </tbody> </table>	分類群			確認数		門和名	亜門和名	綱和名	科数	種数	シダ植物門		大葉シダ綱	12	22	種子植物門	裸子植物亜門		4	8	被子植物亜門	5	9		単子葉類	13	109			真正双子葉類	78	304	合計			112科	452種	<p>○植生</p> <p>調査地域内で確認された植物群落のタイプ及び土地利用は、以下に示すとおりである。</p> <p>植物群落及び土地利用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">群落等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">大本</td> <td rowspan="2">二次林</td> <td>コナラ群落</td> </tr> <tr> <td>シイ・カシ二次林</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">植林地</td> <td>アベマキ群落</td> </tr> <tr> <td>ケヤキ群落</td> </tr> <tr> <td>スギ・ヒノキ植林</td> </tr> <tr> <td>クスノキ植林</td> </tr> <tr> <td></td> <td>竹林</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">草本</td> <td>湿性</td> <td>高茎草本群落</td> </tr> <tr> <td></td> <td>アゼスゲ群落</td> </tr> <tr> <td>乾性</td> <td>クズ群落</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他</td> <td></td> <td>畑雑草群落</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水田雑草群落</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放棄水田雑草群落</td> </tr> <tr> <td></td> <td>果樹園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>造成地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開放水域</td> </tr> </tbody> </table> <p>○重要な種及び群落</p> <p>調査で確認された重要な種は、カワヂシャ1種のみである。また、重要な群落は確認されなかった。</p>	区分	群落等		大本	二次林	コナラ群落	シイ・カシ二次林	植林地	アベマキ群落	ケヤキ群落	スギ・ヒノキ植林	クスノキ植林		竹林	草本	湿性	高茎草本群落		アゼスゲ群落	乾性	クズ群落	その他		畑雑草群落		水田雑草群落		放棄水田雑草群落		果樹園		造成地		開放水域
分類群			確認数																																																																					
門和名	亜門和名	綱和名	科数	種数																																																																				
シダ植物門		大葉シダ綱	12	22																																																																				
種子植物門	裸子植物亜門		4	8																																																																				
		被子植物亜門	5	9																																																																				
		単子葉類	13	109																																																																				
		真正双子葉類	78	304																																																																				
合計			112科	452種																																																																				
区分	群落等																																																																							
大本	二次林	コナラ群落																																																																						
		シイ・カシ二次林																																																																						
	植林地	アベマキ群落																																																																						
		ケヤキ群落																																																																						
		スギ・ヒノキ植林																																																																						
		クスノキ植林																																																																						
	竹林																																																																							
草本	湿性	高茎草本群落																																																																						
		アゼスゲ群落																																																																						
	乾性	クズ群落																																																																						
その他		畑雑草群落																																																																						
		水田雑草群落																																																																						
		放棄水田雑草群落																																																																						
		果樹園																																																																						
		造成地																																																																						
		開放水域																																																																						

予 測	
<p>1) 工事の実施</p> <p>○植物相 工事の実施に伴う建設機械の稼働により、発生する粉じんによって、対象事業実施区域及びその周辺の植物種の生体機能が変化する可能性があると考えられるが、粉じんが飛散すると考えられる場合には、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止することから、建設機械の稼働による植物相への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>対象事業実施区域内には、アゼスゲやボントクタデ、ヌメリグサなどの湿生植物やアベマキやクヌギなどの低木林が確認されているが、これらは改変区域外であることから、掘削・盛土等の土工による植物相への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○植生 工事の実施に伴う建設機械の稼働により、発生する粉じんによって、対象事業実施区域及びその周辺の植物種の生体機能が変化する可能性があると考えられるが、粉じんが飛散すると考えられる場合には、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止することから、建設機械の稼働による植生への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工により、予測地域の植生についてはクスノキ植林が約50%減少するものの、すべて植栽樹木であるうえ、高木は少ない。また、対象事業実施区域内南側で確認されているアゼスゲ群落及びシイ・カシ二次林は、工事の実施に伴う掘削・盛土等の土工による直接的改変はないことから、群落の種類や各群落の階層構造については大きな変化は生じない。</p> <p>よって、掘削・盛土等の土工による植生への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○重要な種 対象事業実施区域内では確認されておらず、直接的な改変は行われぬ。また、本種の確認位置は対象事業実施区域北側の須美川の対岸であり、生息環境への影響もないと考えられることから、生育状況は変化せず、工事の実施による影響はないものと予測する。</p>	<p>○重要な群落 対象事業実施区域及びその周辺では、重要な群落は確認されていないことから、工事の実施に伴う重要な群落への影響はないものと予測する。</p> <p>2) 施設の存在</p> <p>○植物相 施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照障害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかである。</p> <p>以上のことから、施設の存在に伴う植物相への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○植生 施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照障害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかである。</p> <p>以上のことから、施設の存在に伴う植生への影響は極めて小さいものと予測する。</p> <p>○重要な種 生育地は長時間日影となる範囲から離れていることから、施設の存在に伴い生じる日影による生育環境の変化はない。よって、施設の存在による影響はないものと予測する。</p> <p>○重要な群落 対象事業実施区域及びその周辺では、重要な群落は確認されていないことから、施設の存在に伴う重要な群落への影響はないものと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・工事事業者へ定期的な講習・指導を行う(草地等への不用意な立ち入りやごみ捨て禁止等について工事従事者に指導する)。</p> </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>建設機械の稼働により発生する粉じんにより植物種の生体機能に影響を及ぼすと考えられるが、適切な粉じんの飛散防止対策を講じることにより植物相への影響の程度は極めて小さいものと判断する。</p> <p>また、掘削・盛土等の土工による影響については、対象事業実施区域内において確認された植物のうち、アベマキやクヌギなどのアゼスゲ群落は本事業により改変されることはない。さらに、重要な種及び群落は対象事業実施区域内において確認されていないことから、これら植物相への影響の程度は極めて小さいものと判断する。以上のことから、植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p>	<p>2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・本事業の緑地における植栽樹種等には、対象事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。</p> <p>・民間事業者(施設運営者)等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。</p> <p>・可能な範囲で駐車場等の緑化等、緑化率の向上に努める。</p> </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>日照障害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、植物の生育場所にかかる可能性はわずかであることから、施設の存在に伴う植物相及び植生への影響は極めて小さいものと判断する。また、対象事業実施区域及びその周辺で確認された重要な種の生息地は長時間日影となる範囲から離れていることから、施設の存在に伴い生じる日影による生息環境の変化はない。さらに、対象事業実施区域及びその周辺では重要な群落は確認されていない。以上のことから、施設の存在に伴う重要な種及び群落への影響の程度はないものと判断する。さらに、環境保全措置を実施することから植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p>

7.11 生態系

調 査											
<p>○確認種</p> <p>上位性・典型性・特殊性の観点から注目種等を以下の通り選定した。</p> <p>注目種等選定結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th>確認種数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上位性</td> <td>オオタカ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">典型性</td> <td>カエル類</td> </tr> <tr> <td>照葉樹林(シイ・カシ二次林)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特殊性</td> <td>ヒメタイコウチ</td> </tr> <tr> <td>湿生草地</td> </tr> </tbody> </table> <p>・上位性(オオタカ)</p> <p>平地から山地の樹林地に生息し、主として鳥類を捕食する。</p> <p>春季、繁殖期、秋季、猛禽類調査時など、ほぼ周年で確認された。対象事業実施区域周辺の樹林地で営巣が確認された(令和4年:繁殖中断、令和5年:巢内で幼鳥を確認)。</p> <p>・典型性(カエル類)</p> <p>水田・池沼・河川等の止水・緩流域に生息し、地表で活動することも多い。対象事業実施区域及びその周辺の水田や止水域、樹林地など様々な環境で広く確認された。</p>	項目	確認種数	上位性	オオタカ	典型性	カエル類	照葉樹林(シイ・カシ二次林)	特殊性	ヒメタイコウチ	湿生草地	<p>・典型性(照葉樹林(シイ・カシ二次林))</p> <p>年間を通して温暖で降水量が多い環境に生育する樹林であり常緑広葉樹林で構成されている。対象事業実施区域南側の樹林地内で広く確認され、アラカシやツブラジイなどのブナ科の常緑広葉樹が優占している。</p> <p>・特殊性(ヒメタイコウチ)</p> <p>湿地、水田や用水路、溜め池の水辺などで常に水の流入が認められる環境に生息する。事前踏査、春季及び秋季調査時に対象事業実施区域内の湿地環境で成虫及び幼虫が確認され、対象事業実施区域内で繁殖しているものと考えられる。なお、夏季調査に対象事業実施区域西側の湿地帯でも確認されたが、確認個体数は1個体のみであった。</p> <p>・特殊性(湿生草地)</p> <p>周辺からの浸出水や雨水により維持されている、日当たりの良い湿地や小川の縁などの水辺や平地から山間の河畔などに特徴的に生育する草本植物で構成される草地である。対象事業実施区域内で確認されたアゼスゲ群落及び周辺で確認された高茎草本群落が該当する。雨水や周辺からの浸出水などにより維持されている。アゼスゲ群落は、アゼスゲやボントクタデ、ヌメリグサなど、高草本群落はクサヨシやガマなどの湿生植物で構成される。</p>
項目	確認種数										
上位性	オオタカ										
典型性	カエル類										
	照葉樹林(シイ・カシ二次林)										
特殊性	ヒメタイコウチ										
	湿生草地										

予	測
<p>1) 工事の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位性 (オオタカ) 対象事業実施区域周辺で繁殖が確認され、営巣中心域は、令和5年に幼鳥の飛翔が古巣周辺で確認されたことから、古巣及びR5営巣地から300mの範囲内にある樹林地とした。対象事業実施区域内には高利用域が0.45%、営巣中心域が3.64%含まれているものの、いずれも工事による改変はない。さらに、工事にあたっては低騒音型の建設機械の使用に努めることから工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。また、餌資源は、対象事業実施区域南側の樹林地や耕作地に生息する小型から中型鳥類などが考えられ、低騒音型の建設機械の使用に努めるとともに、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事による影響は極めて小さいものと予測する。 ・典型性 (カエル類) 工事の実施により、対象事業実施区域内の一部は改変されるものの、カエル類の主な産卵環境や採餌環境である水域及び産卵期以外の生息環境である湿生環境や樹林環境などは改変されない。また、水域と湿生環境及び樹林環境の連続性についても維持され、対象事業実施区域外の水田や止水域、樹林地などの生息環境は変化しない。さらに、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。 ・典型性 (照葉樹林 (シイ・カシ二次林)) 対象事業実施区域内に一部分布しているものの、工事の実施により改変されることはない。また、対象事業実施区域外の照葉樹林についても生育環境の変化はない。 さらに、工事の実施に伴う建設機械の稼働により発生する粉じんによって、対象事業実施区域及びその周辺の植物種の生体機能が変化する可能性があると考えられるが、粉じんが飛散すると考えられる場合には、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する、工事にあたっては改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。 ・特殊性 (ヒメタイコウチ) 対象事業実施区域内の湿地環境で成虫及び幼虫が確認され、対象事業実施区域内で繁殖しているものと考えられる。対象事業実施区域内の確認箇所は、継続的に安定した生息地であると考えられ、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊性 (湿生草地) 対象事業実施区域内に一部分布しているものの、工事の実施により改変されることはない。また、対象事業実施区域外の湿生草地についても生育環境の変化はない。さらに、工事の実施に伴う建設機械の稼働により発生する粉じんによって、対象事業実施区域及びその周辺の植物種の生体機能が変化する可能性があると考えられるが、粉じんが飛散すると考えられる場合には、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する、工事にあたっては仮設沈砂池等の設置による濁水対策を実施する、改変面積を可能な限り小さくし、保全可能な部分については極力保全を図るよう配慮することから、工事の実施による影響は極めて小さいものと予測する。 2) 施設の存在 ・上位性 (オオタカ) オオタカは、対象事業実施区域周辺で繁殖が確認された。また、対象事業実施区域内における狩場などの利用は確認されていないが、対象事業実施区域上空での旋回飛翔や周辺への飛翔が確認されていることから、対象事業実施区域及びその周辺を行動範囲として利用していると考えられる。また、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。 また、対象事業実施区域南側の樹林地や耕作地に生息する小型から中型鳥類などが考えられ、施設の存在による餌資源の生息環境の変化は小さいことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。 ・典型性 (カエル類) 調査期間を通して対象事業実施区域周辺の水田や止水域、樹林地など様々な環境で広く確認されており、これらは哺乳類や鳥類などの重要な餌資源になっていると考えられる。 対象事業実施区域内でも確認されているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はない。また、対象事業実施区域外にも生息環境が残ることから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。 ・典型性 (照葉樹林 (シイ・カシ二次林)) 対象事業実施区域南側の樹林地で広く確認されており、落葉広葉樹林に生息するオオゴキブリなどの昆虫類の重要な生息基盤となっているとともに、それら昆虫類を捕食するトノサマガエルなどの両生類やヒガシニホントカゲなどの爬虫類、モズやオオタカなどの鳥類、ホンドキツネなどの哺乳類の生息環境及び採餌環境となっているものと考えられる。 対象事業実施区域内に一部分布しており、施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、照葉樹林の生育場所にかかる可能性はない。 以上のことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。

予 測	
<p>・特殊性（ヒメタイコウチ） 対象事業実施区域内の湿地環境で成虫及び幼虫が確認され、対象事業実施区域内で繁殖しているものと考えられる。 対象事業実施区域内で確認されているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。</p>	<p>・特殊性（湿生草地） 対象事業実施区域内及びその周辺の止水域で確認され、ヒメタイコウチやトンボ類、アメンボの仲間などの止水域を好む昆虫類やトノサマガエルなどの両生類の生息環境及び採餌環境となっているものと考えられる。 対象事業実施区域内に一部分布しており、施設の存在に伴い生じる日影により、日照量が減少するなどの生育環境の変化が考えられるものの、日照阻害の予測結果から、長時間日影となる範囲は主に対象事業実施区域の北側となり、湿生草地の生育場所にかかる可能性はない。 以上のことから、施設の存在による影響は極めて小さいものと予測する。</p>

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <p><建設機械の稼働等></p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 工事関係者に対し定期的に地域の自然環境や周辺環境への配慮事項について講習・指導を行う。 工事業業者へ定期的な講習・指導を行う(草地等への不用意な立ち入りや屋外へのごみ捨て禁止等について工事従事者に指導する)。 <p><掘削・盛土等の土工></p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート工事による排水は、必要に応じて中和処理等を行う。 台風、集中豪雨等が予想される場合には土工事は行わない。 必要に応じて造成面へのシート、土嚢による養生等を行う。 堆砂容量を確保するために、必要に応じて仮設沈砂池の堆砂を除去するなど維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。 現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>注目種等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、工事の実施による改変はない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>対象事業実施区域内で繁殖が確認されたヒメタイコウチについては、確認箇所は工事の実施により改変されない。また、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、工事の実施による影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>オオタカ及びヒメタイコウチ以外の注目種等については、対象事業実施区域を生息環境又は生育環境として利用している種等がいるものの、工事の実施により主要な利用範囲又は生育環境は改変されず、工事にあたっては適切に環境配慮事項を講ずることから、影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設の存在</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 植栽樹木の選定にあたっては、鳥類や昆虫類等の餌となる実をつけたり、樹液を出すような在来種（郷土種）を採用する。 施設では不要な照明の早期消灯、昆虫類の誘因性が低いとされるナトリウム灯・LED等の使用に努めるとともに、可能な限り、照明の向きを建物側に向ける等の対策により、夜行性動物類の行動や生態系の攪乱防止に努める。 本事業の緑地における植栽樹種等には、対象事業実施区域周辺の構成樹種や在来種等を可能な限り利用する。 民間事業者（施設運営者）等へ地域の自然環境や配慮事項について供用開始の際に教育や情報共有等を行う。 可能な範囲で駐車場等の緑化等、緑化率の向上に努める。 現地調査において確認されたヒメタイコウチについて、生息環境の保護に努める。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>注目種等のうち対象事業実施区域周辺で繁殖が確認されたオオタカについては、対象事業実施区域内に高利用域及び営巣中心域が含まれているものの、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>対象事業実施区域内で確認されたヒメタイコウチについては、施設の存在に伴う生息環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>オオタカ及びヒメタイコウチ以外の注目種等については、対象事業実施区域を生息環境又は生育環境として利用している種等がいるものの、主要な生息環境又は生育環境は対象事業実施区域外でも確認され、施設の存在に伴う生息環境又は生育環境の変化はないことから、施設の存在による影響は極めて小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、生態系に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.12 景観

調 査

対象事業実施区域周辺8地点で着葉季及び落葉季に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである（各地点とも着葉季の写真）。

○地点1 黄金堤



対象事業実施区域から東側に位置する主要な眺望景観の地点として、桜並木沿いに整備されている歩道から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは樹木の間から見える事業所越しに現施設の煙突の一部が眺望できる。

○地点2 慶昌寺



対象事業実施区域から北東側に位置する身近な景観又は主要な眺望景観の地点として、慶昌寺の駐車場から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは耕作地が広く眺望できるほか、河川堤防越しに現施設の建屋及び煙突が眺望できる。

○地点3 宅野島橋歩道橋



対象事業実施区域から北西側に位置する身近な景観の地点として、宅野島橋歩道橋から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは矢作古川や河川植生が広く眺望できる。また、樹林越しに現施設の建屋及び煙突が眺望できる。

○地点4 岡山集落センター



対象事業実施区域から南東側に位置する身近な景観又は主要な眺望景観の地点として、岡山集落センター敷地内から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは対象事業実施区域南側にある丘陵及び樹林に遮られ、対象事業実施区域及び現施設の建屋及び煙突は眺望できない。

○地点5 神明社



対象事業実施区域から西側に位置する身近な景観又は主要な眺望景観の地点として、神明社入り口付近から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは草地や神明社の社寺林等樹木、道路等が眺望できる。また、建物越しに現施設の煙突の一部が眺望できる。

○地点6 特別養護老人ホームレジデンス寺嶋



対象事業実施区域から南東側に位置する身近な景観又は主要な眺望景観の地点として、特別養護老人ホームレジデンス寺嶋の駐車場から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは草地や住宅等が眺望でき、対象事業実施区域南側の樹林越しに現施設の煙突の一部が眺望できる。

調 査

○地点7 東条城跡



対象事業実施区域から南東側に位置する主要な眺望景観の地点として、東条城跡から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは、公園内の草地及び樹林や住宅地が眺望できる。また、対象事業実施区域南側の樹林越しに現施設の煙突の一部が眺望できる。

○地点8 八ツ面山



対象事業実施区域から北側に位置する主要な眺望景観の地点として、公園内の展望台から対象事業実施区域方向を見た景観である。ここからは公園内の樹林や建屋の他、市街地や山地等西尾市内を広く眺望できる。また、市街地越しに現施設の建屋及び煙突が眺望できる。

予 測

1) 施設の存在

○景観資源への影響

対象事業実施区域から最も近い景観資源は約0.7km離れたところに位置しており、本事業によって改変されないことから、本事業によるこれらの景観資源への影響はないと予測する。

○地点1 黄金堤



計画施設は、手前にある事業所に遮られ、視認されない。現況では、事業所や駐車場、樹木が主な景観構成要素となっており、樹木の間から見える事業所越しに現施設の煙突の一部が視認される。将来は、計画施設は視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。

○地点2 慶昌寺



河川堤防越しに計画施設が視認される。現況では、耕作地や現施設の建屋及び煙突が主な景観構成要素となっている。

将来は、現施設の手前に計画施設の建屋及び煙突が出現する。煙突の高さは現施設よりも低くなるものの、建屋は大きく見えることから、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点3 宅野島橋歩道橋



樹林越しに計画施設が視認される。現況では、矢作古川や河川植生が主な景観構成要素となっており、樹林越しに現施設の建屋及び煙突が視認される。将来は、現施設の手前に計画施設の建屋及び煙突が出現する。煙突の高さは現施設よりも低くなるものの、建屋は大きく見えることから、景観の変化が生じるものと予測する。

○地点4 岡山集落センター



計画施設は、対象事業実施区域南側の丘陵及び樹林に遮られ、視認されない。現況では樹林や住宅が主な景観構成要素となっており、現施設の建屋及び煙突は視認されない。将来は、計画施設は視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。

予 測

○地点5 神明社



樹木越しに計画施設が視認される。現況では、草地や神明社の社寺林等樹木、道路が主な景観構成要素となっており、事業所越しに現施設の煙突の一部が視認される。将来は、樹木越しに計画施設の建屋及び煙突が出現するものの、景観構成要素は大きく変化しないことから、景観の変化は小さいものと予測する。

○地点6 特別養護老人ホームレジデンス寺嶋



計画施設は、対象事業実施区域南側の丘陵及び樹林に遮られ、視認されない。現況では、草地や住宅が主な景観構成要素となっており、樹林越しに現施設の煙突の一部が視認される。将来は、計画施設は視認されないことから、景観の変化は見られないものと予測する。

○地点7 東条城跡



対象事業実施区域南側の樹林越しに、計画施設の煙突頂部の一部が視認される。現況では、公園内の草地及び樹林が主な景観構成要素となっており、樹林越しに現施設の煙突の一部が視認される。将来は、計画施設の煙突頂部の一部が視認されるものの、現施設と比べて煙突の高さは低い。また、景観構成要素に大きな変化は見られないことから、景観の変化は小さいものと予測する。

○地点8 八ツ面山



市街地越しに計画施設が視認される。現況では、公園内の樹林及び建屋や市街地が主な景観構成要素となっており、市街地越しに現施設の建屋及び煙突が視認される。将来は、現施設の手前に計画施設の建屋及び煙突が出現するものの景観構成要素は大きく変化しないことから、景観の変化は小さいものと予測する。

評 価

1) 施設が存在

① 環境保全措置

- ・ 圧迫感を低減するため、可能な限り建築物を小さくする。
- ・ 建築物は、大きな壁面の分節化や彩度の落ち着いた色彩等に配慮する。
- ・ 対象事業実施区域の周縁部には可能な限り高木による植栽とする。
- ・ 建築物は、可能な限り敷地境界からの距離を設ける。

② 環境影響の回避・低減に係る評価

○景観資源への影響

対象事業実施区域周辺の景観資源については、本事業によって改変されるものではなく、影響はないと判断することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

○主要な眺望点等からの景観

計画施設が存在により、視点によっては景観に変化が生じると予測するが、外観、形状、色彩等について周辺景観との調和及び圧迫感の低減に努めていると判断する。さらに、環境保全措置を実施することから景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。

7.13 人と自然との触れ合いの活動の場

調		査																																																																																																																																																								
<p><主要な人と自然との触れ合いの活動の場> 対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、黄金堤及びホワイトウェイブ21の2地点で平日及び休日に各1回実施した調査結果は以下に示すとおりである。</p>		<p><交通量> 資材等運搬車両等及び廃棄物運搬車両等の主要走行経路の沿道3交差点で平日及び休日に各1回実施した交通量調査結果は以下に示すとおりである。</p>																																																																																																																																																								
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況</p>		<p>交差点交通量調査結果 (単位：台/12時間)</p>																																																																																																																																																								
項目	調査結果	調査地点	項目																																																																																																																																																							
調査地点	黄金堤	地点1 対象事業実施区域東側交差点	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="4">12時間交通量</th> </tr> <tr> <th>大型車(台)</th> <th>小型車(台)</th> <th>合計(台)</th> <th colspan="2">大型車混入率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断面A流入</td> <td>866</td> <td>3,015</td> <td>3,881</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td>断面B流入</td> <td>833</td> <td>3,343</td> <td>4,176</td> <td>19.9</td> </tr> <tr> <td>断面C流入</td> <td>290</td> <td>527</td> <td>817</td> <td>35.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,989</td> <td>6,885</td> <td>8,874</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td>断面A流入</td> <td>473</td> <td>2,345</td> <td>2,818</td> <td>16.8</td> </tr> <tr> <td>断面B流入</td> <td>465</td> <td>2,518</td> <td>2,983</td> <td>15.6</td> </tr> <tr> <td>断面C流入</td> <td>80</td> <td>135</td> <td>215</td> <td>37.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,018</td> <td>4,998</td> <td>6,016</td> <td>16.9</td> </tr> <tr> <td>断面A流入</td> <td>314</td> <td>3,352</td> <td>3,666</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>断面B流入</td> <td>270</td> <td>1,560</td> <td>1,830</td> <td>14.8</td> </tr> <tr> <td>断面C流入</td> <td>334</td> <td>3,169</td> <td>3,503</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>断面D流入</td> <td>53</td> <td>232</td> <td>285</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>971</td> <td>8,313</td> <td>9,284</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>断面A流入</td> <td>81</td> <td>2,744</td> <td>2,825</td> <td>2.9</td> </tr> <tr> <td>断面B流入</td> <td>92</td> <td>1,030</td> <td>1,122</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>断面C流入</td> <td>72</td> <td>3,320</td> <td>3,392</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>断面D流入</td> <td>48</td> <td>260</td> <td>308</td> <td>15.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>293</td> <td>7,354</td> <td>7,647</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>断面A流入</td> <td>969</td> <td>3,959</td> <td>4,928</td> <td>19.7</td> </tr> <tr> <td>断面B流入</td> <td>248</td> <td>2,972</td> <td>3,220</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>断面C流入</td> <td>1,232</td> <td>4,549</td> <td>5,781</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>断面D流入</td> <td>55</td> <td>2,456</td> <td>2,511</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,504</td> <td>13,936</td> <td>16,440</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>断面A流入</td> <td>292</td> <td>4,625</td> <td>4,917</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>断面B流入</td> <td>173</td> <td>3,459</td> <td>3,632</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>断面C流入</td> <td>255</td> <td>5,723</td> <td>5,978</td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>断面D流入</td> <td>31</td> <td>2,342</td> <td>2,373</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>751</td> <td>16,149</td> <td>16,900</td> <td>4.4</td> </tr> </tbody> </table>	項目		12時間交通量				大型車(台)	小型車(台)	合計(台)	大型車混入率(%)		断面A流入	866	3,015	3,881	22.3	断面B流入	833	3,343	4,176	19.9	断面C流入	290	527	817	35.5	合計	1,989	6,885	8,874	22.4	断面A流入	473	2,345	2,818	16.8	断面B流入	465	2,518	2,983	15.6	断面C流入	80	135	215	37.2	合計	1,018	4,998	6,016	16.9	断面A流入	314	3,352	3,666	8.6	断面B流入	270	1,560	1,830	14.8	断面C流入	334	3,169	3,503	9.5	断面D流入	53	232	285	18.6	合計	971	8,313	9,284	10.5	断面A流入	81	2,744	2,825	2.9	断面B流入	92	1,030	1,122	8.2	断面C流入	72	3,320	3,392	2.1	断面D流入	48	260	308	15.6	合計	293	7,354	7,647	3.8	断面A流入	969	3,959	4,928	19.7	断面B流入	248	2,972	3,220	7.7	断面C流入	1,232	4,549	5,781	21.3	断面D流入	55	2,456	2,511	2.2	合計	2,504	13,936	16,440	15.2	断面A流入	292	4,625	4,917	5.9	断面B流入	173	3,459	3,632	4.8	断面C流入	255	5,723	5,978	4.3	断面D流入	31	2,342	2,373	1.3	合計	751	16,149	16,900	4.4
項目			12時間交通量																																																																																																																																																							
大型車(台)	小型車(台)		合計(台)	大型車混入率(%)																																																																																																																																																						
断面A流入	866		3,015	3,881	22.3																																																																																																																																																					
断面B流入	833		3,343	4,176	19.9																																																																																																																																																					
断面C流入	290		527	817	35.5																																																																																																																																																					
合計	1,989		6,885	8,874	22.4																																																																																																																																																					
断面A流入	473		2,345	2,818	16.8																																																																																																																																																					
断面B流入	465		2,518	2,983	15.6																																																																																																																																																					
断面C流入	80		135	215	37.2																																																																																																																																																					
合計	1,018		4,998	6,016	16.9																																																																																																																																																					
断面A流入	314		3,352	3,666	8.6																																																																																																																																																					
断面B流入	270	1,560	1,830	14.8																																																																																																																																																						
断面C流入	334	3,169	3,503	9.5																																																																																																																																																						
断面D流入	53	232	285	18.6																																																																																																																																																						
合計	971	8,313	9,284	10.5																																																																																																																																																						
断面A流入	81	2,744	2,825	2.9																																																																																																																																																						
断面B流入	92	1,030	1,122	8.2																																																																																																																																																						
断面C流入	72	3,320	3,392	2.1																																																																																																																																																						
断面D流入	48	260	308	15.6																																																																																																																																																						
合計	293	7,354	7,647	3.8																																																																																																																																																						
断面A流入	969	3,959	4,928	19.7																																																																																																																																																						
断面B流入	248	2,972	3,220	7.7																																																																																																																																																						
断面C流入	1,232	4,549	5,781	21.3																																																																																																																																																						
断面D流入	55	2,456	2,511	2.2																																																																																																																																																						
合計	2,504	13,936	16,440	15.2																																																																																																																																																						
断面A流入	292	4,625	4,917	5.9																																																																																																																																																						
断面B流入	173	3,459	3,632	4.8																																																																																																																																																						
断面C流入	255	5,723	5,978	4.3																																																																																																																																																						
断面D流入	31	2,342	2,373	1.3																																																																																																																																																						
合計	751	16,149	16,900	4.4																																																																																																																																																						
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> 黄金堤の利用環境は桜並木沿いの歩道のほか、芝生地及びベンチなどの休憩スペースや駐車場、吉良上野介義央公の像などが整備されている。 	平日	断面A流入 断面B流入 断面C流入 合計																																																																																																																																																							
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場での休憩利用がほとんどであり、お昼前後の利用が多い。 平日に比べ休日の方が利用者が多い。 	休日	断面A流入 断面B流入 断面C流入 合計																																																																																																																																																							
調査地点	ホワイトウェイブ21	地点2 クリーンセンター西交差点	平日	断面A流入 断面B流入 断面C流入 断面D流入 合計																																																																																																																																																						
利用環境	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンター(ごみ焼却場)の余熱を利用した温水プールのほか、浴室やトレーニングルーム、コミュニティー施設(大広間・茶室・会議室・多目的ホール)がある。 		休日	断面A流入 断面B流入 断面C流入 断面D流入 合計																																																																																																																																																						
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 平日に比べ休日の方がいずれの施設においても利用者が多く、特にプールの利用が増える傾向にある。 利用の時間帯としては平日は13時台の、休日は10時台の利用者数(合計)が最も多くなっている。 温水プールや浴室、トレーニングルームの利用のほか、イベント会場や健康づくり教室などの会場、休憩スペースとしても利用されている。 利用者の交通手段は、大半が自動車である。 		平日	断面A流入 断面B流入 断面C流入 断面D流入 合計																																																																																																																																																						
			休日	断面A流入 断面B流入 断面C流入 断面D流入 合計																																																																																																																																																						
			地点3 宅野島町田貝交差点	平日	断面A流入 断面B流入 断面C流入 断面D流入 合計																																																																																																																																																					
				休日	断面A流入 断面B流入 断面C流入 断面D流入 合計																																																																																																																																																					
					断面A流入																																																																																																																																																					
					断面B流入																																																																																																																																																					
					断面C流入																																																																																																																																																					
					断面D流入																																																																																																																																																					

予 測																																																											
<p>1) 工事の実施 (1) 資材等の搬入及び搬出 交通量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p>交通量予測結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">12時間交通量</th> <th colspan="3">ピーク時間交通量</th> </tr> <tr> <th>交通量 (台)</th> <th>寄与 割合 (%)</th> <th>時間帯</th> <th>交通量 (台)</th> <th>寄与 割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1 対象事業実施区 域東側交差点</td> <td>9,388 (514)</td> <td>5.5</td> <td>7時台</td> <td>1,274 (134)</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>地点2 クリーンセンタ ー西交差点</td> <td>9,798 (514)</td> <td>5.2</td> <td>7時台</td> <td>1,120 (134)</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>地点3 宅野島町 田貝交差点</td> <td>16,954 (514)</td> <td>3.0</td> <td>7時台</td> <td>1,794 (134)</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 交通量の () 内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。 注2) 予測地点における資材等運搬車両等の走行割合は現時点では未定であるため、安全側評価の観点から、各予測地点において資材等運搬車両等がすべて走行するものと設定した。</p>	予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量			交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	地点1 対象事業実施区 域東側交差点	9,388 (514)	5.5	7時台	1,274 (134)	10.5	地点2 クリーンセンタ ー西交差点	9,798 (514)	5.2	7時台	1,120 (134)	12.0	地点3 宅野島町 田貝交差点	16,954 (514)	3.0	7時台	1,794 (134)	7.5	<p>2) 施設の供用 (1) 廃棄物等の搬入及び搬出 交通量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p>交通量予測結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">12時間交通量</th> <th colspan="3">ピーク時間交通量</th> </tr> <tr> <th>交通量 (台)</th> <th>寄与 割合 (%)</th> <th>時間帯</th> <th>交通量 (台)</th> <th>寄与 割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地点1 対象事業実施区 域東側交差点</td> <td>8,966 (92)</td> <td>1.0</td> <td>8時台</td> <td>911 (6)</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>地点2 クリーンセンタ ー西交差点</td> <td>9,376 (92)</td> <td>1.0</td> <td>10時台</td> <td>864 (14)</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>地点3 宅野島町 田貝交差点</td> <td>16,532 (92)</td> <td>0.6</td> <td>8時台</td> <td>1,612 (6)</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 交通量の () 内の値は、本事業に関連する車両台数で内数である。</p>	予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量			交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	地点1 対象事業実施区 域東側交差点	8,966 (92)	1.0	8時台	911 (6)	0.7	地点2 クリーンセンタ ー西交差点	9,376 (92)	1.0	10時台	864 (14)	1.6	地点3 宅野島町 田貝交差点	16,532 (92)	0.6	8時台	1,612 (6)	0.4
予測地点		12時間交通量		ピーク時間交通量																																																							
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)																																																						
地点1 対象事業実施区 域東側交差点	9,388 (514)	5.5	7時台	1,274 (134)	10.5																																																						
地点2 クリーンセンタ ー西交差点	9,798 (514)	5.2	7時台	1,120 (134)	12.0																																																						
地点3 宅野島町 田貝交差点	16,954 (514)	3.0	7時台	1,794 (134)	7.5																																																						
予測地点	12時間交通量		ピーク時間交通量																																																								
	交通量 (台)	寄与 割合 (%)	時間帯	交通量 (台)	寄与 割合 (%)																																																						
地点1 対象事業実施区 域東側交差点	8,966 (92)	1.0	8時台	911 (6)	0.7																																																						
地点2 クリーンセンタ ー西交差点	9,376 (92)	1.0	10時台	864 (14)	1.6																																																						
地点3 宅野島町 田貝交差点	16,532 (92)	0.6	8時台	1,612 (6)	0.4																																																						

評 価			
<p>1) 工事の実施 (1) 資材等の搬入及び搬出 ① 環境保全措置</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルート分散化を図り、車両の集中を避ける。 積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。 工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 工事用車両(大型車)の運転者や工事関係者の通勤車両等(小型車)の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守、公園を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を徹底する。 </td> </tr> </table> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、資材等運搬車両等の走行に伴い対象事業実施区域周辺の交通量の増加がみられるものの、人と自然との触れ合いの活動のある黄金堤(地点1)及びホワイトウェイブ21(地点2)に近接する交差点1及び交差点2では、資材等運搬車両等の寄与割合は、12時間交通量で5.2~5.5%、ピーク時間交通量で10.5~12.0%となり、全体の交通量と比べるとわずかである。よって、資材等運搬車両等の走行に伴う影響の程度は小さいものと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルート分散化を図り、車両の集中を避ける。 積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。 工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 工事用車両(大型車)の運転者や工事関係者の通勤車両等(小型車)の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守、公園を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を徹底する。 	<p>2) 施設の供用 ① 環境保全措置</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守、ホワイトウェイブ21等を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を行う。 </td> </tr> </table> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>予測の結果、廃棄物運搬車両等の走行に伴い対象事業実施区域周辺の交通量の増加がみられるものの、人と自然との触れ合いの活動のある黄金堤(地点1)及びホワイトウェイブ21(地点2)に近接する交差点1及び交差点2では、廃棄物運搬車両等の寄与割合は、12時間交通量で1.0%、ピーク時間交通量で0.7~1.6%となり、全体の交通量と比べるとわずかである。よって、廃棄物運搬車両等の走行に伴う影響の程度は小さいものと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守、ホワイトウェイブ21等を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 資材等の搬入時期・時間帯及び搬入ルート分散化を図り、車両の集中を避ける。 積載量に応じた適正な車種の選定による運搬の効率化を推進することにより、さらに資材等運搬車両等の走行台数を減らすよう努める。 工事関係の通勤者には、できる限り自動車の相乗りを指導し、通勤に使用する車両の走行台数を減らすよう努める。 工事用車両(大型車)の運転者や工事関係者の通勤車両等(小型車)の運転者に対し、路上駐車禁止や交通ルールの順守、公園を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を徹底する。 			
<ul style="list-style-type: none"> 朝・夕の交通量増加時には、廃棄物運搬車両等の台数を抑えるよう努める。 廃棄物運搬車両等の運転者に対して、交通ルールの順守、ホワイトウェイブ21等を利用する歩行者・自転車の横断及び通行に十分配慮するなど交通安全教育を行う。 			

7.14 廃棄物等

予 測																																																				
<p>1) 工事の実施</p> <p>○残土 地下掘削等に伴う残土量は約15,700m³と予測する。発生土は、場内の埋戻し土として再利用を図り、残土については、適正処分する計画である。</p> <p>○建設工事に伴う副産物 副産物の発生量は以下に示すとおりである。 主な副産物として廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類等が発生すると予測する。これらの副産物については、本事業の建設工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事となることから、同法に基づく「あいち建設リサイクル指針」を踏まえて、分別の徹底を図り、表中に示す方法で可能な限り資源化を行うものとする。なお、処理方法が埋立処分となっている副産物についても、できる限り資源化が図れるよう努める。</p>		<p>2) 施設の供用</p> <p>廃棄物の発生量は以下に示すとおりである。廃棄物の種類及び量は処理方式により異なるものの、焼却灰、焼却飛灰、溶融スラグ及び溶融メタル等は可能な限り資源化に努める計画である。</p>																																																		
		<p>廃棄物の発生量 (単位：t/年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">年間発生量</th> </tr> <tr> <th>ストーブ方式 焼却方式</th> <th>シャフト炉式 ガス化溶融方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却灰</td> <td>11,461</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>焼却飛灰</td> <td>6,716</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>溶融飛灰</td> <td>—</td> <td>3,833</td> </tr> <tr> <td>溶融スラグ</td> <td>—</td> <td>8,943</td> </tr> <tr> <td>溶融メタル</td> <td>—</td> <td>986</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	年間発生量		ストーブ方式 焼却方式	シャフト炉式 ガス化溶融方式	焼却灰	11,461	—	焼却飛灰	6,716	—	溶融飛灰	—	3,833	溶融スラグ	—	8,943	溶融メタル	—	986																													
区 分	年間発生量																																																			
	ストーブ方式 焼却方式	シャフト炉式 ガス化溶融方式																																																		
焼却灰	11,461	—																																																		
焼却飛灰	6,716	—																																																		
溶融飛灰	—	3,833																																																		
溶融スラグ	—	8,943																																																		
溶融メタル	—	986																																																		
<p>副産物発生量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>解体工事 発生量</th> <th>建設工事 発生量</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>12.2t</td> <td>30.8t</td> <td>43.0t</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>65.0t</td> <td>68.6t</td> <td>133.6t</td> </tr> <tr> <td>紙くず</td> <td>—</td> <td>22.4t</td> <td>22.4t</td> </tr> <tr> <td>繊維くず</td> <td>—</td> <td>39.2t</td> <td>39.2t</td> </tr> <tr> <td>金属くず</td> <td>2,393.2t</td> <td>29.4t</td> <td>2,422.6t</td> </tr> <tr> <td>ガラス及び陶磁器くず</td> <td>491.6t</td> <td>18.2t</td> <td>509.8t</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">がれき類</td> <td>コンクリート破片</td> <td>3,180.1t</td> <td>126.0t</td> <td>3,306.1t</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・ コンクリート破片</td> <td>—</td> <td>32.2t</td> <td>32.2t</td> </tr> <tr> <td>混合廃棄物</td> <td>29.9t</td> <td>117.6t</td> <td>147.5t</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,172.0t</td> <td>484.4t</td> <td>6,656.4t</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>—</td> <td>3,500m³</td> <td>3,500m³</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	解体工事 発生量	建設工事 発生量	合計	廃プラスチック類	12.2t	30.8t	43.0t	木くず	65.0t	68.6t	133.6t	紙くず	—	22.4t	22.4t	繊維くず	—	39.2t	39.2t	金属くず	2,393.2t	29.4t	2,422.6t	ガラス及び陶磁器くず	491.6t	18.2t	509.8t	がれき類	コンクリート破片	3,180.1t	126.0t	3,306.1t	アスファルト・ コンクリート破片	—	32.2t	32.2t	混合廃棄物	29.9t	117.6t	147.5t	合計	6,172.0t	484.4t	6,656.4t	建設汚泥	—	3,500m ³	3,500m ³
区 分	解体工事 発生量	建設工事 発生量	合計																																																	
廃プラスチック類	12.2t	30.8t	43.0t																																																	
木くず	65.0t	68.6t	133.6t																																																	
紙くず	—	22.4t	22.4t																																																	
繊維くず	—	39.2t	39.2t																																																	
金属くず	2,393.2t	29.4t	2,422.6t																																																	
ガラス及び陶磁器くず	491.6t	18.2t	509.8t																																																	
がれき類	コンクリート破片	3,180.1t	126.0t	3,306.1t																																																
	アスファルト・ コンクリート破片	—	32.2t	32.2t																																																
混合廃棄物	29.9t	117.6t	147.5t																																																	
合計	6,172.0t	484.4t	6,656.4t																																																	
建設汚泥	—	3,500m ³	3,500m ³																																																	

評 価	
<p>1) 工事の実施</p> <p>① 環境保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り再利用可能な型枠を使用し、建設副産物の発生抑制に努める。 再生砕石の使用等、施設建設において再生材の活用に努める。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>工事の実施に伴う残土及び副産物については、残土は適正処分する計画であることや解体工事及び建設工事に伴って発生する建設副産物は分別の徹底を図り可能な限り再利用・資源化を行うことにより、影響は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>	<p>2) 施設の供用</p> <p>① 環境保全措置</p> <p><ストーブ方式焼却方式></p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却主灰は、外部での再資源化を行い、埋立処分量を低減する。 焼却主灰、焼却飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。 <p><シャフト炉式ガス化溶融方式></p> <ul style="list-style-type: none"> 溶融スラグは、土木用資材等として有効利用する。 溶融メタルは、カウンターウェイトとしての利用や非鉄精錬還元剤及び製鉄原料として有効利用する。 溶融飛灰の搬出にあたっては、適切な運搬車両を用い、灰が周囲へ飛散、流出することを防止する。 <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価</p> <p>施設の供用に伴う廃棄物については、処理方式により廃棄物の種類及び発生量が異なるものの、いずれの処理方式についても可能な限り資源化に努めることから影響は小さいと判断する。</p> <p>さらに、環境保全措置を実施することから廃棄物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。</p>

7.15 温室効果ガス等

予 測																																															
<p>1) 工事の実施 (1) 資材等の搬入及び搬出 温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p>温室効果ガス排出量予測結果 (資材等の搬入及び搬出)</p> <p style="text-align: right;">(単位：t-CO₂/工事中)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">活動区分</th> <th rowspan="2">車種</th> <th colspan="2">温室効果ガス排出量</th> </tr> <tr> <th></th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資材等運搬車両等の走行</td> <td>大型車</td> <td>1,037</td> <td rowspan="2">1,603</td> </tr> <tr> <td>小型車</td> <td>566</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建設機械の稼働等 工事期間全体の温室効果ガス排出量は、計画施設の建設工事で3,340t-CO₂/工事中と予測する。</p>	活動区分	車種	温室効果ガス排出量			合計	資材等運搬車両等の走行	大型車	1,037	1,603	小型車	566	<p>2) 施設の供用 (1) ばい煙の排出及び機械等の稼働 温室効果ガス排出量及び発電による温室効果ガス削減量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p>温室効果ガス排出量予測結果 (ばい煙の排出及び機械等の稼働)</p> <p style="text-align: right;">(単位：t-CO₂/年)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">二酸化炭素排出量</th> </tr> <tr> <th>ストーカ式 焼却方式</th> <th>シャフト炉式 ガス化熔融方式</th> <th>流動床式 ガス化熔融方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>41,962</td> <td>47,746</td> <td>41,584</td> </tr> <tr> <td>削減量</td> <td>11,354</td> <td>13,805</td> <td>14,855</td> </tr> <tr> <td>排出量－削減量</td> <td>30,608</td> <td>33,941</td> <td>26,729</td> </tr> <tr> <td>削減の程度(%)</td> <td>27.1</td> <td>28.9</td> <td>35.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出 温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。</p> <p>温室効果ガス排出量予測結果 (廃棄物等の搬入及び搬出)</p> <p style="text-align: right;">(単位：t-CO₂/年)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>活動区分</th> <th>車種</th> <th>温室効果ガス排出量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃棄物運搬車両等の 走行</td> <td>大型車</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>小型車</td> <td>256</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>526</td> </tr> </tbody> </table>	区分	二酸化炭素排出量			ストーカ式 焼却方式	シャフト炉式 ガス化熔融方式	流動床式 ガス化熔融方式	排出量	41,962	47,746	41,584	削減量	11,354	13,805	14,855	排出量－削減量	30,608	33,941	26,729	削減の程度(%)	27.1	28.9	35.7	活動区分	車種	温室効果ガス排出量	廃棄物運搬車両等の 走行	大型車	270	小型車	256	合 計		526
活動区分			車種	温室効果ガス排出量																																											
		合計																																													
資材等運搬車両等の走行	大型車	1,037	1,603																																												
	小型車	566																																													
区分	二酸化炭素排出量																																														
	ストーカ式 焼却方式	シャフト炉式 ガス化熔融方式	流動床式 ガス化熔融方式																																												
排出量	41,962	47,746	41,584																																												
削減量	11,354	13,805	14,855																																												
排出量－削減量	30,608	33,941	26,729																																												
削減の程度(%)	27.1	28.9	35.7																																												
活動区分	車種	温室効果ガス排出量																																													
廃棄物運搬車両等の 走行	大型車	270																																													
	小型車	256																																													
合 計		526																																													

評 価	
<p>1) 工事の実施 (1) 資材等の搬入及び搬出 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・資材等運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・資材等運搬車両等の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 資材等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p> <p>(2) 建設機械の稼働等 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 建設機械の稼働等に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低炭素型建設機械を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p>	<p>2) 施設の供用 (1) ばい煙の排出及び機械等の稼働 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発電は、より高い発電効率となるよう努める。 ・施設の設備機器及び照明や空調設備は省エネルギー型の採用に努める。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 ばい煙の排出及び機械等の稼働に伴う温室効果ガスの排出量については、余熱は場内で電力や温水等として利用するとともに、他施設への電力供給や余剰電力の売電、蒸気の供給を検討することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p> <p>(2) 廃棄物等の搬入及び搬出 ① 環境保全措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等のエコドライブを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等のアイドリングストップを徹底する。 ・廃棄物運搬車両等の整備、点検を徹底する。 </div> <p>② 環境影響の回避・低減に係る評価 廃棄物等の搬入及び搬出に伴う温室効果ガスの排出量については、可能な限り低燃費車両を使用することとし、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られている。</p>

第8章 総合評価

国は、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう都道府県に通知を行った。これを受けて、愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、2市1町においては、岡崎西尾ブロック内にある4施設（旧岡崎市中央クリーンセンター、岡崎市八帖クリーンセンター1号炉、同2号炉及び西尾市クリーンセンター）のごみ焼却施設を統合し、2施設への集約化を目指すこととした。

その後、平成23年7月に旧岡崎市中央クリーンセンターと岡崎市八帖クリーンセンター2号炉の集約施設として、岡崎市中心クリーンセンターが供用を開始し、平成25年2月には、最新のごみ発生量見込みの推計値に基づく新施設の処理能力や施設更新時期を平成37（令和7）年度以降で検討・協議していくこととする「岡崎西尾地域ごみ処理広域化計画」の概要の見直しを行った。

本事業は、岡崎市中心クリーンセンターとともに新たにごみ焼却処理を担う施設として、西尾市クリーンセンター及び岡崎市八帖クリーンセンター1号炉を集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等の15項目の環境要素を対象に、計画段階での環境配慮事項も勘案して調査、予測及び評価を行った。その結果、公害防止に関する自主規制値を遵守するとともに、適切な環境保全措置を実施することにより、本事業による周辺環境への影響は小さいものと評価した。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進めていく。

以上のことから、本事業による工事の実施、施設の存在及び供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価する。また、環境保全に関する基準等と調査及び予測の結果との間に整合が図られていると評価する。

第9章 事後調査計画

事後調査の実施については、指針の第26に以下の場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとされている。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
- ・ 工事の実施中及び土地又は施設の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- ・ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- ・ 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
- ・ 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
- ・ 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

本事業による工事の実施及び施設の存在並びに供用による周辺環境への影響は、環境配慮事項及び環境保全措置を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されており、また、環境基準等の環境保全に関する基準等との整合が図られていると判断した。そのうえで、事後調査が必要か否かの検討を行った結果、予測手法等については、不確実性が伴うものはなく、また、環境保全措置については、これまでの実績から十分効果が確認されているものであることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断し、事後調査は実施しないこととした。

なお、事後調査とは別に事業者が行う監視として、表9.1に示すモニタリング調査を実施する計画である。供用時について、大気汚染防止法等に基づく測定を実施する。

表 9.1 モニタリング計画（供用時）

モニタリング項目		モニタリングの手法等		
		調査方法	調査地点	調査期間
大気質	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	自動測定によるモニタリング	煙突	施設供用後に連続監視
	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に2ヵ月に1回以上
	水銀	大気汚染防止法に基づく測定	煙突	施設供用後に4ヵ月に1回以上
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	煙突	施設供用後に1年に1回以上

資料1 調査期間

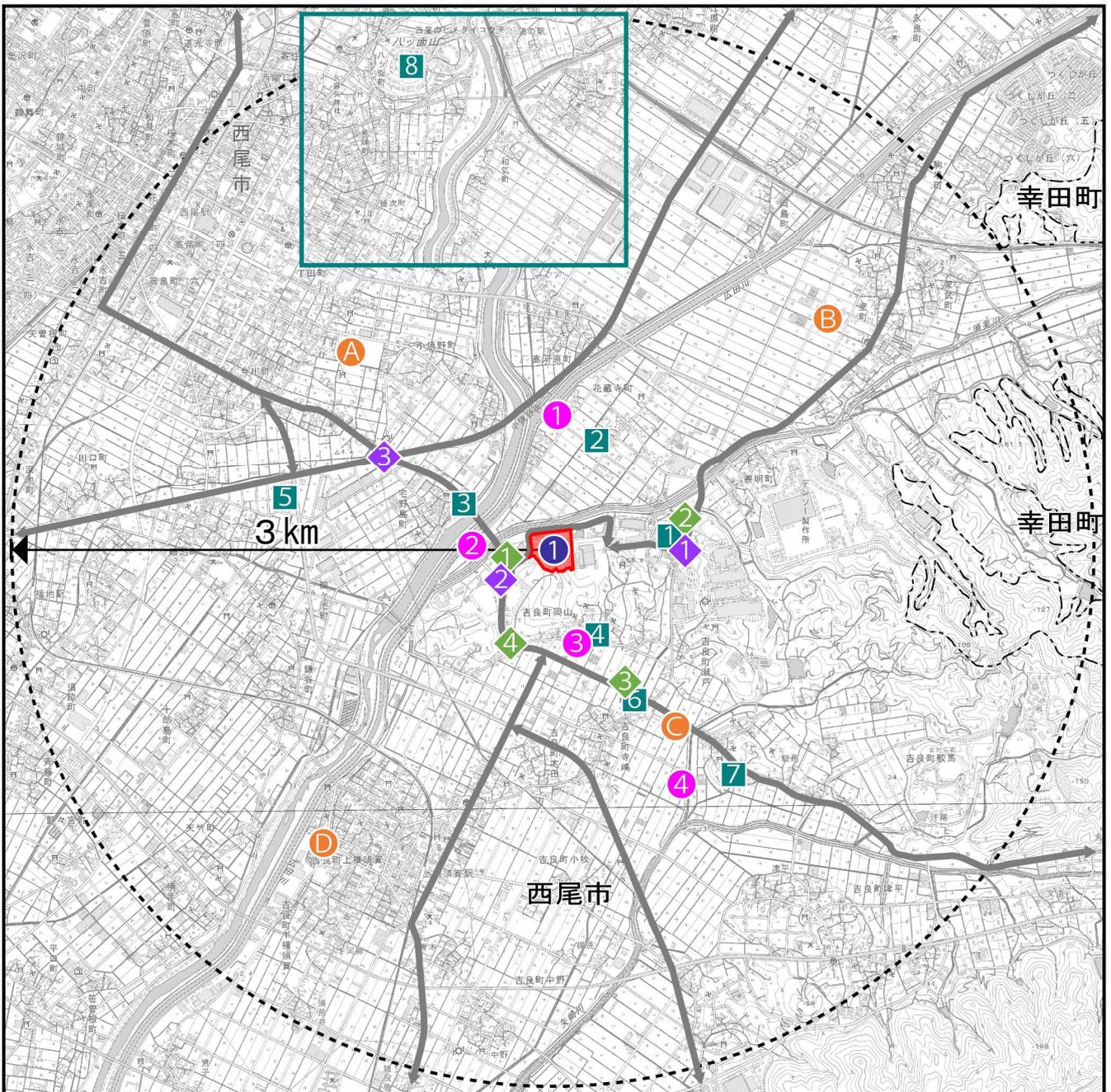
調査項目		調査期間		
大気質	環境大気質	二酸化硫黄 窒素酸化物 (二酸化窒素、 一酸化窒素) 浮遊粒子状物質	通年	令和5年1月1日(日)～令和5年12月31日(日)
			春季	令和5年4月14日(金)～令和5年4月20日(木)
			夏季	令和5年8月3日(木)～令和5年8月9日(水)
			秋季	令和5年10月18日(水)～令和5年10月24日(火)
			冬季	令和5年12月6日(水)～令和5年12月12日(火)
		微小粒子状物質 有害物質 (塩化水素、水銀、 ダイオキシン類)	春季	令和5年4月14日(金)～令和5年4月20日(木)
			夏季	令和5年8月3日(木)～令和5年8月9日(水)
			秋季	令和5年10月18日(水)～令和5年10月24日(火)
			冬季	令和5年12月6日(水)～令和5年12月12日(火)
		降下ばいじん	春季	令和5年4月13日(木)～令和5年5月13日(土)
			夏季	令和5年7月21日(金)～令和5年8月20日(日)
			秋季	令和5年10月10日(火)～令和5年11月9日(木)
	冬季		令和5年12月8日(金)～令和6年1月7日(日)	
	沿道大気質	窒素酸化物 (二酸化窒素、 一酸化窒素) 浮遊粒子状物質	春季	令和5年4月15日(土)～令和5年4月21日(金)
			夏季	令和5年8月3日(木)～令和5年8月9日(水)
秋季			令和5年10月18日(水)～令和5年10月24日(火)	
冬季			令和5年12月6日(水)～令和5年12月12日(火)	
交通量、走行速度	平日	令和5年10月30日(月)～令和5年10月31日(火)		
	休日	令和5年10月28日(土)～令和5年10月29日(日)		
地上気象	通年	令和5年1月1日(日)～令和5年12月31日(日)		
上層気象	春季	令和5年4月14日(金)～令和5年4月20日(木)		
	夏季	令和5年8月3日(木)～令和5年8月9日(水)		
	秋季	令和5年10月18日(水)～令和5年10月24日(火)		
	冬季	令和5年12月6日(水)～令和5年12月12日(火)		
騒音 低周波音 振動	環境騒音、環境振動	平日	令和5年10月23日(月)9時～10月24日(火)9時	
		休日	令和5年10月21日(土)9時～10月22日(日)9時	
	低周波音	平日	令和5年10月23日(月)9時～10月24日(火)9時	
	道路交通騒音、道路交通振動	平日	令和5年10月30日(月)6時～22時	
		休日	令和5年10月28日(土)6時～22時	
	地盤卓越振動数	平日	令和5年10月30日(月)	
交通量等	平日	令和5年10月30日(月)6時～10月31日(火)6時		
	休日	令和5年10月28日(土)6時～10月29日(日)6時		
悪臭	臭気指数	梅雨期	令和5年7月11日(火)	
		夏季	令和5年8月28日(月)	
		冬季	令和5年12月18日(月)	
水質	水質	春季	令和5年5月2日(火)	
		夏季	令和5年8月15日(火)	
		秋季	令和5年11月1日(水)	
		冬季	令和5年12月27日(水)	
	水質(降雨時)	—	令和5年11月10日(金)	
土壌環境	有害物質	—	令和4年7月21日(木)	
地下水の 状況及び 地下水質	地下水位	通年	令和5年1月～12月に各月1回	
	地下水質	春季	令和5年5月2日(火)	
		夏季	令和5年8月22日(火)	
		秋季	令和5年11月2日(木)	
		冬季	令和5年12月27日(水)	

調査項目			調査期間	
動物	哺乳類	春季	令和5年5月12日(金)～21日(日)	
		夏季	令和5年7月12日(水)～24日(月)	
		秋季	令和5年10月3日(火)～15日(日)	
		冬季	令和6年1月13日(土)～18日(木)	
	鳥類	春季	令和5年4月8日(土)～9日(日)	
		繁殖期	令和5年5月15日(月)、22日(月)	
		夏季	令和5年7月12日(水)～24日(月)	
		秋季	令和5年10月3日(火)～15日(日)	
		冬季	令和6年1月17日(水)、1月18日(木)	
	フクロウ	早春季	令和5年1月26日(木)、2月15日(水)	
	猛禽類	定点調査	1 営巣期	令和4年2月15日(火)、16日(水)、3月22日(火)、23日(水)、4月15日(金)、16日(土)、5月27日(金)、28日(土)、6月21日(火)、22日(水)、7月11日(月)、12日(火)、8月11日(木)、12日(金)
			2 営巣期	令和5年2月14日(火)、15日(水)、3月14日(火)、15日(水)、4月6日(木)、7日(金)、5月10日(水)、11日(木)、6月17日(土)、18日(日)、7月14日(金)、15日(土)、8月22日(火)、23日(水)
		林内踏査	令和4年4月16日(土)、5月28日(土)、6月22日(水)、24日(金)、7月12日(火)、令和5年6月20日(火)	
	昆虫類	春季	令和5年5月12日(金)～21日(日)	
		初夏	令和5年6月19日(月)、20日(火)	
		夏季	令和5年7月12日(水)～24日(月)	
		秋季	令和5年10月3日(火)～15日(日)	
	両生類 爬虫類	早春季	令和5年2月16日(木)	
		春季	令和5年5月12日(金)～21日(日)	
		夏季	令和5年7月12日(水)～24日(月)	
		秋季	令和5年10月3日(火)～15日(日)	
	魚類	春季	令和5年5月14日(日)	
		夏季	令和5年7月22日(土)	
		秋季	令和5年10月14日(土)	
	底生動物	早春季	令和5年3月16日(木)	
		夏季	令和5年7月21日(金)	
秋季		令和5年10月12日(木)		
冬季		令和6年1月13日(土)		
クモ類	春季	令和5年5月12日(金)～21日(日)		
	夏季	令和5年7月12日(水)～24日(月)		
	秋季	令和5年10月3日(火)～15日(日)		
陸産貝類	初夏	令和5年7月17日(月)、18日(火)		
	秋季	令和5年9月28日(木)、29日(金)		
植物	植物相	早春季	令和5年4月14日(金)	
		春季	令和5年5月18日(木)	
		夏季	令和5年7月21日(金)	
		秋季	令和5年9月28日(木)	
	植生	秋季	令和5年9月28日(木)	
	水生植物相	春季	令和5年5月18日(木)	
		夏季	令和5年7月21日(金)	
秋季		令和5年9月28日(木)		
景観	主要な眺望点の状況 主要な眺望景観の状況	着葉季	令和5年5月10日(水)	
		落葉季	令和5年12月3日(日)	
人と自然との 触れ合いの活 動の場	主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 の分布、利用の状況 及び利用環境の状況	平日	令和5年11月28日(火) 7時～19時	
		休日	令和5年11月25日(土) 7時～19時	

資料2 調査地点

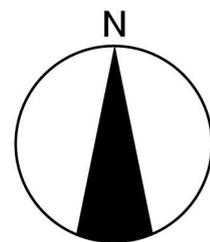
調査項目	参照図番号	図中記号	地点名
地上気象	図-1 図-2	● 1	対象事業実施区域
上層気象	図-1 図-2	● 1	対象事業実施区域
環境大気質	図-1 図-2	● 1	対象事業実施区域
	図-1	● A	西尾中学校
	図-1	● B	室場小学校
	図-1	● C	吉良北部地区集落排水処理場
	図-1	● D	コミュニティ公園
沿道大気質、 道路交通騒音・振動、 交通量等	図-1 図-3	◆ 1	ホワイトウェイブ 21
	図-1 図-3	◆ 2	黄金堤
	図-1 図-3	◆ 3	特別養護老人ホーム レジデンス寺嶋
	図-1 図-3	◆ 4	岡山砦山の地藏堂前
環境騒音・振動、 低周波音、悪臭	図-2	■ 1	対象事業実施区域北側
	図-2	■ 2	対象事業実施区域東側
	図-2	■ 3	対象事業実施区域南側
	図-2	■ 4	対象事業実施区域西側
環境騒音・振動、悪臭	図-2	■ 5	室場南部集落排水処理場
	図-2	■ 6	宅野島農民センター
	図-2	■ 7	岡山集落センター
	図-2	■ 8	対象事業実施区域の東側住居付近
水質	図-2	■ 1	地点 1
	図-2	■ 2	地点 2
土壌環境、 地下水位、地下水質	図-2	● 1	対象事業実施区域

調査項目	参照図番号	図中記号	地点名
動物、植物、生態系	図-2		対象事業実施区域及び周囲約 300m の範囲
猛禽類	図-1	● 1	St. 1
	図-1	● 2	St. 2
	図-1	● 3	St. 3
	図-1	● 4	St. 4
両生類、爬虫類 魚類、底生動物	図-2	■ 1	w1
	図-2	■ 2	w2
	図-2	■ 3	w3
	図-2	■ 4	w4
景観	図-1	■ 1	黄金堤
	図-1	■ 2	慶昌寺
	図-1	■ 3	宅野島橋歩道橋
	図-1	■ 4	岡山集落センター
	図-1	■ 5	神明社
	図-1	■ 6	特別養護老人ホームレジデンス寺嶋
	図-1	■ 7	東条城跡
	図-1	■ 8	八ツ面山
人と自然との触れ合いの 活動の場	図-3	○ 1	黄金堤
	図-3	○ 2	ホワイトウェイブ21
	図-1 図-3	◆ 1	対象事業実施区域東側交差点
	図-1 図-3	◆ 2	クリーンセンター西交差点
	図-1 図-3	◆ 3	宅野島町田貝交差点



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- ←→ 主要走行経路

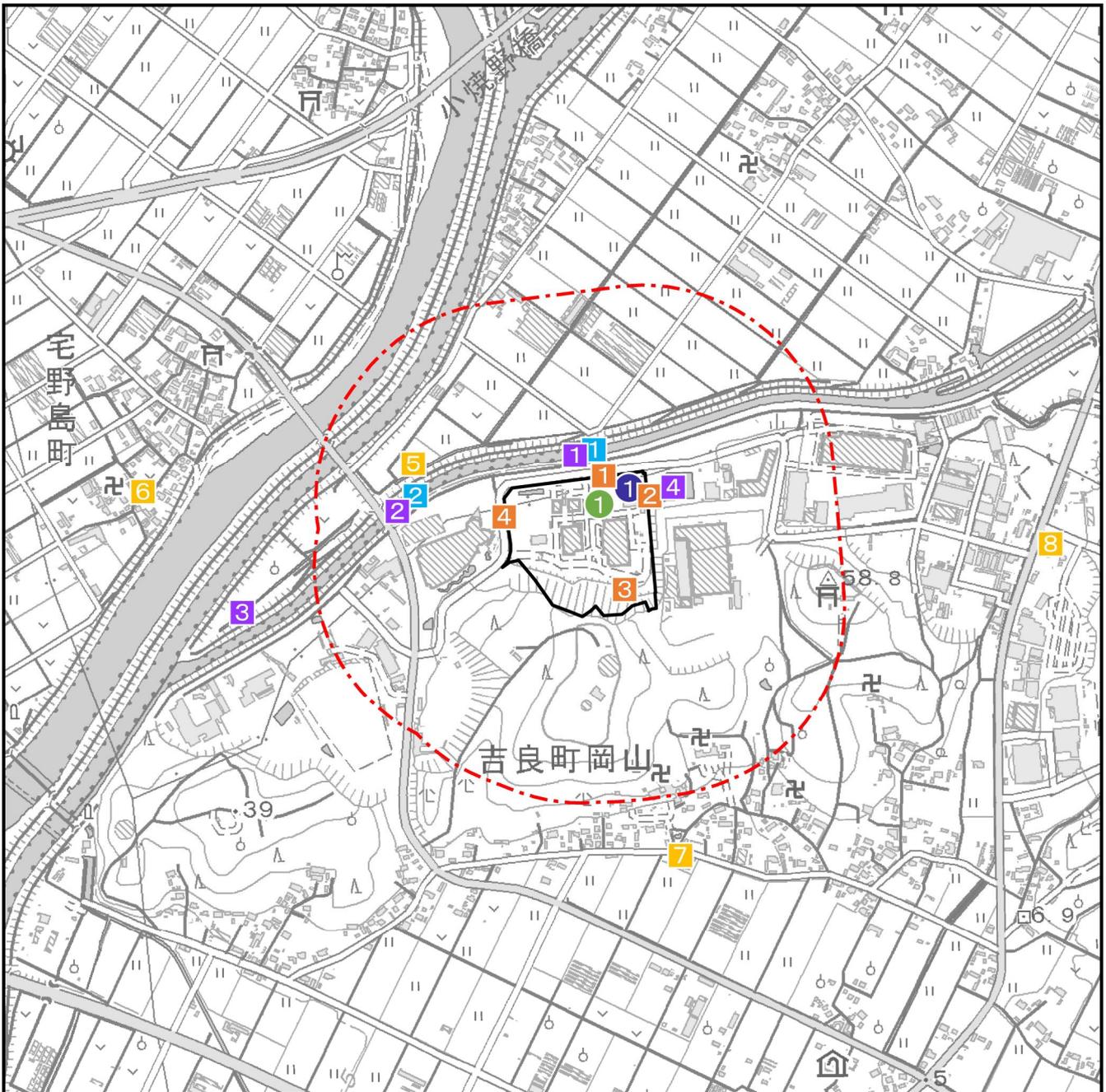


1:35,000



この地図は、国土地理院発行の1：25，000地形図「西尾」を使用したものである。

図-1 調査地点位置(1)

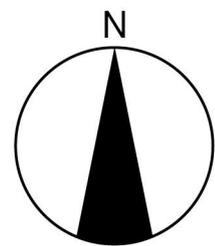


凡 例

○ 対象事業実施区域

○ 約300mの範囲

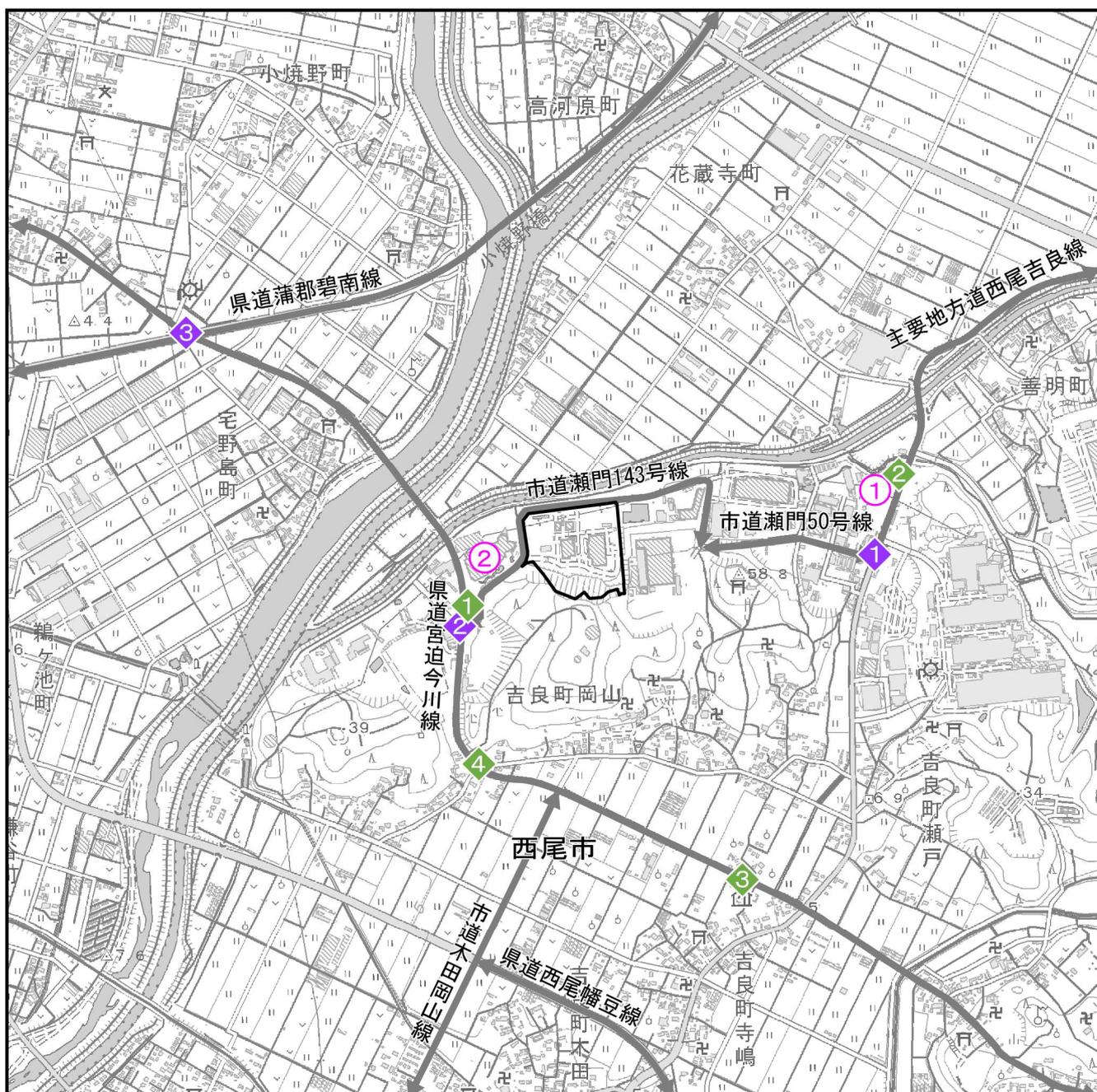
この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。



1:10,000

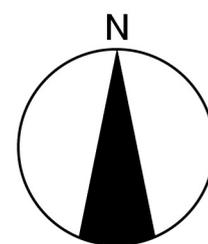


図-2 調査地点位置(2)



凡例

-  対象事業実施区域
-  主要走行経路



1:15,000



この地図は、国土地理院発行の1:25,000地形図「西尾」を使用したものである。

図-3 調査地点位置(3)